



平成27年度
『新常態』下における
中国の対内・対外発展戦略の行方
～一帯一路、都市化との関連を中心に～
報告書

2016年2月

一般財団法人 国際貿易投資研究所(ITI)
INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT

平成27年度 (一財) 貿易・産業協力振興財団 助成事業

は し が き

中国の対外発展戦略を見る視点として、「一带一路」戦略に内外からの関心が集まりつつある。同戦略が世に出たのは2013年のことであった。中国を世界第2位の経済大国に押し上げた「改革開放」政策が発表されたのが1978年。それから35年の歳月が流れている。「一带一路」戦略は、この「改革開放」政策の「対外展開版」とも位置付けられる。

「一带一路」戦略では、中国企業の海外展開（走出去）が注目点である。さらに、同戦略では、改革開放の経験、例えば、中国の都市化の経験などが色濃く反映されているとみられる。「一带一路」戦略は、今後の中国経済の行方、世界経済との関係をみる重要な視点でもある。

こうした「一带一路」戦略を背景に、本報告書は、走出去の最近の特徴、意義、そして、中国経済の発展に大きく関わっている都市化の要点（戸籍制度など）、さらに、対日投資の特徴的な事例などを考察し、新常态下の中国経済の現状、中国の対外発展戦略の行方に焦点をあてている。

本報告書は、平成27年度の『「新常态」下における中国の対内・対外発展戦略の行方』をテーマとした研究会事業の報告書として作成されたものである。

なお、同研究会の構成メンバーは、以下のとおりである。

主査	梶田 幸雄	麗澤大学 教授
委員	江 利 紅	中国華東政法大学法律学院教授 法治政治研究所所長・弁護士
委員	露口 洋介	信金中央金庫 海外業務支援部 上席審議役
委員	高田 智之	ジャーナリスト 共栄大学 非常勤講師
委員	北原 基彦	日本経済研究センター 国際アジア研究部 主任研究員
委員	胡 祖 耀	立教大学ランゲージセンター教育教師 中国経済専門家
委員	段 磊	東京大学大学院法学政治学研究科 研究員
委員	江原 規由	国際貿易投資研究所 (ITI) 研究主幹

2016年2月

一般財団法人 国際貿易投資研究

要 約

第 1 章 中国の対外直接投資戦略の課題と展望

麗澤大学 外国部学部
教授 梶田幸雄

2016 年から第 13 次 5 カ年計画が始まる。中国の対外直接投資戦略も新たな一步を踏み出す。中国が、持続的成長を確保し、大国として世界に認知されるには、経済・産業構造を転換し、1 人あたり GDP で中所得国の罫に陥らないような政策をとることが要請される。対外直接投資戦略は、このために必要な政策である。

現状はどうか。中国の貿易額は世界の 12%であるが、対外直接投資額は世界の 2.1%でしかない。今後、(1) 資源獲得型から技術習得型への転換、(2) 投資先国とのコンフリクトの解消などの課題に対処する必要がある。国内に目を転じて産業構造転換、技術レベルの向上への貢献度はなお低い。対外直接投資を伸張させるには、法的・文化的側面などリスクの存在を認識し、外国企業の知的財産権を尊重し保護する施策を講じることが必要である。これが可能になれば、今後年 10%程度の対外直接投資金額の伸びが見込まれる。開放型経済の新体制は描くには新機軸が必要である。“一帯一路構想”に政治的な思惑があり、文化的に世界を支配しようという意図も見え隠れすることは気にかかる。

第 2 章 中国における海外投資プロジェクト管理制度の発展について

中国華東政法大学法律学院教授
法治政府研究所長・弁護士 江利紅

中国企業の海外投資を保障し、促進するために、2014 年 4 月 8 日、国家発展改革委員会は、「海外投資プロジェクト認可・登録管理弁法」を發布した。2014 年 11 月 18 日の『政府認可の投資プロジェクト目録 (2014 年版)』に基づき、2014 年 12 月 27 日、国家発展改革委員会は、「海外投資プロジェクト認可・登録管理弁法」7 条 1 項を改正し、海外投資プロジェクト管理の規制緩和をもう一步進んでいる。この弁法の施行により、中国における海外投資プロジェクトの認可制の適用範囲が大幅に縮小され、投資先と投資産業が「敏感国家・地区」と「敏感産業」に属する海外投資プロジェクトに限定されている。それ以外の海外投資プロジェクトについては、すべて登録制を適用する。これによって、海外投資プロジェクトの管理について、以前の認可制を廃止し、「登録制を主とし、認可制を従とする」という管理モデルを確立している。そして、海外投資プロジェクトの認可・登録の手続が簡素化され、所要期間も明確化されている。

第 3 章 中国の金融改革と人民元の国際化

信金中央金庫 海外業務支援部
上席審議役 露口洋介

2016 年 1 月に業務を開始したアジアインフラ投資銀行 (AIIB) や 2016 年 10 月から施行される人民元の SDR 構成通貨入りなど、中国は国際金融面で積極的な展開を図っている。中国は人民元の国際化を推進しており、それを実現するため資本取引自由化も段階的に進めている。さらに資本取引自由化を実現するためには金利の自由化、為替レートの弾力化、銀行システムの改革が求められる。日本も円の国際化と東京市場の活性化を図るべきであろう。

第4章 中国系企業の対日観光投資及び人材の「走出去」の現状と受入れ側の課題 ～ホテル・旅館経営業と介護・看護人材育成現場のその後～

ジャーナリスト・共栄大学非常勤講師
高田 智之

安倍政権が掲げる新成長戦略の要「地方創生」の可能性の一つとして、平成26年度の報告書で、中国・台湾資本で活性化を図る山梨県石和温泉街と、中国人介護福祉士の育成に乗り出したさいたま市の『元気村』グループを取り上げた。対日投資の地方分散と少子高齢化に伴う労働力不足の解消が不可欠との視点である。今報告書では、これらのケースのその後を追った。同時に、日本への中国人観光客が急増する中、中国系企業のホテル・旅館などへの対日観光投資の最新の状況を紹介。外国人人材受入れについては、中国人人材の「走出去」（海外進出）を受け、NPO法人、日本語学校などが育成している中国人看護師に焦点を合わせ、その実態を報告し、課題を取り上げた。

第5章 「走出去」時代の産業政策 ～中国製造2025を中心に～

(公社) 日本経済研究センター
主任研究員 北原 基彦

中国政府は2015年、今後10年の製造業のイノベーションの進め方を定めた「中国製造2025」計画を打ち出した。「一帯一路」構想、AIIB（アジアインフラ投資銀行）など中国政府による国際経済の枠組み作りへの試みが続く中で、「中国製造2025」は中国企業の海外市場獲得や国際競争力の向上を後押しする有力ツールと位置づけられる。中でも高速鉄道も重点産業のひとつと指定され、今後日本・欧州勢との海外市場での競争が激化しよう。日本企業はパッケージ輸出の方向性のほか、多様で柔軟な戦略を構築する必要がある。

第6章 「一帯一路」戦略は中国経済の救世主になるか ～対外直接投資の現状と問題点～

立教大学ランゲージセンター教育教師
中国経済専門家 胡祖耀

「一帯一路」は2013年9月に提唱され、2015年3月に実行の段階に移されている。この戦略はアジア地域における道路、鉄道、港湾、パイプライン等インフラの連結、域内資金の融通及び貿易の円滑化を図り、アジア地域の国々の経済発展及び地域経済の一体化を目的とする。本稿は近年海外直接投資を産業別、地域別、主体別、M&A、海外請負工事のデータに基づき分析しながら代表事例を挙げ、中国の海外直接投資の特徴を抉り出す。1) 香港は海外投資の中継地として重要な役割を果たしている；2) M&Aは従来エネルギー中心から製造業、農林水産業、通信技術、交通運輸、金融、不動産分野に多岐を渡る；3) 海外請負工事は量的拡大と技術・管理レベルの向上が見られる；5) 民営企業は海外投資の主役へ、そして中小企業の「グループ進出」は新たな動きである。

「一帯一路」戦略にめぐって、中国国内では競争力を高めるための巨大合併が続出することはあえて競争制限になる、採算無視の安値受注競争は国内企業にさらなる苦境に追い込む、潜在的な政治目的、相手国の経済利益より自国経済の不利益を転嫁するのは不信感を募る、などのことが懸念されている。「一帯一路」戦略は多難な道のりが待っている。

第7章 中国の対外直接投資戦略の課題と展望

東京大学大学院法学政治学研究科
研究員 段 磊

中国の都市化では、どのように農村と都市の二重構造を打破するかが、もっとも大きな課題である。中国では戸籍制度を基本として人の自由な移動に制限が存在するため、中国内外から改善を求める声が高まっている。しかし、これまでの長年に、農村と都市の二重構造、人の移動の制限の改革には大きな進展が見られなかった。

近年、中国経済は、労働力不足をきっかけに、過去30年余りの高度成長期とは異なる「新常态」に入っていると見られる。こうした背景において、中国政府は、「安定成長の維持」、「構造調整」、「改革の推進」という三本の柱からなる経済政策を進めており、中でも「改革の推進」が最優先課題として位置付けられている。例えば、国務院は、2014年7月31日に、「戸籍制度改革を更に推進することに関する意見」を公布し、2020年までに、安定した住居や仕事を前提に、居住地に基づく、都市と農村の別を一元化した戸籍制度の実現を目指す方針を打ち出した。「新常态」における中国の戸籍制度改革は、どのように評価すべきか、またどのような課題が残されているか、本稿は、この2つの問題に焦点を当てて議論を展開していく。

第8章 『新常态』下における中国の対内・対外発展戦略の行方 ～「一带一路」構想における「供給側改革」と「国際産能合作」の意義～

国際貿易投資研究所
研究主幹 江原規由

中国企業の対外投資は、新常态下で、中国経済を牽引する重要な役割を演じつつある。特に、2013年に習近平国家主席が提唱した「一带一路」戦略は、中国企業の海外進出の拠点として、内外から大きくクローズアップされつつある。「一带一路」戦略は、中国経済に高成長をもたらした改革開放政策の「対外展開版」と位置付けられる。「一带一路」戦略には、60余カ国・地区が関係しており、その行方は、世界経済の行方に大きく影響してこよう。新常态下で、中国は、「供給側改革」や「国際産能合作」の国家プログラムで、「一带一路」戦略を推進し、世界経済における自らのプレゼンスを高めようとしている。その主軸が、中国企業の対外投資、すなわち、「走出去」である。

目 次

第1章 中国の対外直接投資戦略の課題と展望	1
はじめに.....	1
第1節 戦略の意図：「中国の夢」と「経済強国」	2
第2節 戦略実施の現状	3
1. “走出去戦略”の現状	3
2. EUに向かう中国企業	4
3. アセアン市場進出：コンフリクトと会社の社会的責任	4
4. 対日直接投資戦略.....	5
第3節 戦略の国内産業への効果.....	7
1. 産業構造転換、技術レベルの向上への貢献度はなお低い.....	7
第4節 戦略推進上の要件と課題.....	8
1. リスクの存在：会社の社会的責任	8
2. 国際ブランドの形成とイノベーション	9
3. 知的財産権の保護.....	10
4. その他の課題	11
第5節 対外直接投資発展の予測.....	12
1. 2020年に1兆2,000億ドル、年10%成長.....	12
2. 開放型経済の新体制は描けるか.....	12
第6節 今後の課題.....	14
1. “一帯一路構想”の思惑	14
2. 文化国家論批判	15
まとめ	16
第2章 中国における海外投資プロジェクト管理制度の発展について.....	17
はじめに.....	17
第1節 中国における海外投資プロジェクト管理制度の歩み — 規制から支援へ.....	18
1. 1991年の「海外投資プロジェクトに関する管理強化の意見」 — 厳しい規制.....	18
2. 2004年「海外投資プロジェクト認可暫定管理弁法」	19
3. 2011年「海外投資プロジェクトに係る認可権限の委譲業務についての通知」 ...	20
4. 2014年「海外投資プロジェクト認可・登録管理弁法」	21

第2節	海外投資プロジェクト認可制と登録制	22
1.	海外投資プロジェクトの認可制	22
2.	海外投資プロジェクトの登録制	23
3.	海外投資プロジェクトの情報報告制度	23
第3節	海外投資プロジェクト認可・登録の手続	24
1.	海外投資プロジェクト認可の手続	24
2.	海外投資プロジェクト登録の手続	26
3.	海外投資プロジェクト認可・登録の変更手続	26
第4節	海外投資プロジェクト認可証書・登録通知書の法的効力	27
1.	認可証書・登録通知書の法的効力	27
2.	認可証書・登録通知書の有効期限	27
3.	違法的に取得した認可証書・登録通知書の場合の法的責任	27
	おわりに	28
第3章	中国の金融改革と人民元の国際化	29
	はじめに	29
第1節	中国の金融改革	29
1.	銀行システムの改革	29
2.	金利自由化	31
3.	資本取引の自由化	34
4.	金融政策の手法	35
5.	人民元為替レート制度の改革	37
6.	人民元のSDR構成通貨入り	39
第2節	人民元国際化と日本の対応	41
1.	SDR構成通貨入りと人民元の国際化	41
2.	クロスボーダー人民元決済の開始	41
3.	アジアインフラ投資銀行(AIIB)	43
4.	日本の対応	44
第3節	今後の展望	46

第4章 中国系企業の対日観光投資及び人材の「走出去」の現状と受入れ側の課題 ～ホテル・旅館経営業と介護・看護人材育成現場のその後～ ...	47
はじめに.....	47
第1節 活発化する中国系企業の対日観光投資.....	47
第2節 発想も中国系がリードする石和温泉.....	49
1. 『温泉ホテル東洋』の場合.....	49
2. 求む中国語人材 地域に定着する中国系ホテル.....	51
3. 台湾系ホテルも中国語人材求める.....	51
4. まとめ.....	51
第3節 人材の「走出去」と受け皿としての課題.....	52
1. 就労待つ中国人介護福祉士.....	52
2. 日本の経験を中国に 瀋陽に合弁の介護施設.....	53
3. 中国人看護師育成に力入れる和歌山外国語専門学校.....	54
4. NPO 法人の場合.....	58
5. まとめ.....	58
おわりに.....	59
第5章 「走出去」時代の産業政策 ～中国製造 2025 を中心に～.....	60
第1節 イノベーション政策の過去と現在.....	60
第2節 「中国製造 2025」とその内容.....	62
第3節 高速鉄道と「走出去」.....	66
1. 高速鉄道大国としての中国.....	66
2. 技術面から見た中国の高速鉄道.....	67
3. 「中国製造 2025」における高速鉄道.....	68
4. 積極化する高速鉄道の売り込み.....	70
第4節 中国の産業政策と日本の対応.....	72
第6章 「一带一路」戦略は中国経済の救世主になるか ～対外直接投資の現状と問題点～.....	74
はじめに.....	74
第1節 対外直接投資の推移と地域・産業分布の特徴.....	76
第2節 投資主体別対外直接投資の特徴.....	81

第3節	対外直接投資に伴う M&A	83
第4節	海外請負工事	85
第5節	「集群出海」～海外進出の新たなモデル～	88
	まとめ	88
第7章	「新常態」における中国の戸籍制度改革	90
第1節	中国の戸籍制度の由来及びその問題点	91
1.	中国の戸籍制度の問題点の由来	91
2.	中国の戸籍制度改革の問題点	92
第2節	「新常態」と戸籍制度との関係	93
1.	「新常態」とは何か	93
2.	新常態と戸籍制度改革との関係	94
第3節	「新常態」における中国の戸籍制度改革の内容	96
1.	都市・農村別の戸籍の統一	96
2.	暫住証から居住証への切り替えの継続	96
3.	都市の規模に応じる戸籍申請条件の緩和	97
4.	戸籍制度改革に伴う年金や公共サービス等の改革	98
第4節	残された課題	98
第8章	『新常態』下における中国の対内・対外発展戦略の行方 ～「一帯一路」構想における「供給側改革」と「国際産能合作」の意義～	100
	はじめに	100
第1節	「新常態」は、「走出去」のキーワード	100
第2節	中国経済社会の変遷と新常態	101
第3節	都市化と走出去	102
第4節	一帯一路と走出去	104
第5節	過剰生産能力の存在とゾンビ企業の出現	105
第6節	供給側改革は現代中国の産業革命	106
第7節	「走出去」のバージョンアップとしての国際産能合作	107
	まとめ	109

第1章 中国の対外直接投資戦略の課題と展望

麗澤大学 外国部学部
教授 梶田 幸雄

はじめに

2015年12月にアジアインフラ投資銀行(AIIB)が正式に発足した。これを受けて、2016年から中国の“一带一路(新シルクロード)構想”がいよいよ本格的に始動する。“走出去(中国企業の対外直接投資。ODI=Outward Foreign Direct Investment。この概念には、グリーンフィールド投資およびM&Aを含める。)戦略”もさらに積極的に活用される。ここに中国の対外直接投資戦略は、新たな一步を踏み出す。

国際貿易投資研究所中国研究会において、筆者は、これまでに(1)対外直接投資戦略の意図、(2)中国企業の対外直接投資の現状と課題、(3)対外直接投資戦略の国内産業への効果、といったことを意識しつつ分析・検討してきた¹。

そこで本稿では、改めて(1)“一带一路構想”および“走出去戦略”を中心とする対外直接投資戦略の意図について整理し、(2)対外直接投資戦略の実施の現状、(3)対外直接投資戦略を推進する上での国内外での要件、課題の所在、(4)国内産業への効果について、分析・検討し、この上で(5)中国にとって今後どのような戦略の調整が必要であり、(6)どのように対外直接投資の発展が見込まれるかの予測をし、(7)なお残される課題について分析・検討する。

2016年から第13次5カ年計画が始まる。上述の論点について整理し、分析することは、“一带一路構想”および“走出去戦略”の先の次世代に中国が如何なる成長戦略と国際経済関係について考えているかを明らかにし、日本としてどのような関係構築をするのかについて検討しておく上で必要な問題であると考え。以下、このような問題意識を持ちつつ本論を叙述する。

¹ 国際貿易投資研究所『平成23年度 中国経済の要点～対中ビジネスを見る視点～報告書』平成24年3月、『平成24年度 中国経済の新潮流～中国企業・人民元の対外展開、中国の民主集中制及び製造業に関わる一考察～報告書』平成25年3月、『平成25年度 中国の対外投資と各国・地区の対応 報告書』平成26年2月、『平成26年度 世界経済の新潮流となった“走出去”(中国の対外展開)の現状とその行方 報告書』平成27年2月

第1節 戦略の意図：「中国の夢」と「経済強国」

中国が改革開放政策を採用してから35年が経つ。この間に中国は国内総生産（GDP）の規模および貿易額で世界第2位の大国となった。製造業の生産高では世界第1位である。また、中国の対外直接投資額は、世界第3位になっている。

しかしながら、世界中の国、とりわけ先進資本主義国が中国を大国として認知しているかという点必ずしもそうではない。このことを最も強く認識し、中国を復興させようとしているのが、「中国の夢」を掲げる習近平国家主席かも知れない。

「中国の夢」の概念は、2015年9月の国務院が発表した「開放型経済の新しい体制の構築に関する若干の意見」に見られる。この序文で開放を以って改革、発展、イノベーションを促し、開放型の経済強国を建設し、中華民族の偉大な復興という中国の夢を実現するための確実な基礎を築くと述べている。

中国の対外直接投資戦略には、(1) 中国を政治的に大国として世界に認知させようとする「中国の夢」の実現と、(2) エネルギー大量消費型の生産効率が悪く、環境汚染型の企業が少なくないという経済・産業成長上の課題に応え、持続的経済発展を確保しようとする経済的な意図がある。

今後も持続的成長を確保し、真の大国として世界に認知されるには、経済・産業構造を転換し、1人あたりGDPで中所得国の罅に陥らないような政策をとることが要請される²。IMFの統計によれば2015年の中国の1人あたりGDPは約7,600ドル程度である。1万ドルの壁を超えるためには、(1) 経済成長を維持するために必要な資源を確保し、(2) 輸出を維持するために海外市場を確保し、(3) 産業構造を転換し、製造業部門ではハイエンドの高付加価値製品を生産できるように成長モデルの転換を図ることが差し迫った課題である。

このような産業構造の転換を図る有力な手段として、“走出去戦略”がある。陳清泰・中国企業連合会副会長、国務院発展研究中心の元党組書記兼副主任は、“走出去戦略”の意義について、(1) 世界経済における中国の影響力の拡大、長期経済発展、資源の獲得、(2) 外資導入と対外投資の両輪で産業構造を調整し、資源の適正配分をし、製造業の競争優位を確保し、国際分業の中で重要な位置を占めること、(3) 世界から資金、技術、市場、戦略的資源を獲得し、(4) 経済のグローバル化の中で最大限にチャンスをつかみ、(5) 多国籍企業の産業構造調整のチャンスを活用することであると言っている³。

かかる意図を持った対外直接投資戦略は、現実にとどのように実行されているのか。以下、その現状について見てみたい。

² 国力は、国のGDPではなく、1人あたりのGDPにより比較するのが適当であるという最近の見方もある。

³ 陳清泰「中国企業”走出去”国際論壇2005年大会における発言。

http://www.ccc-ccda.org.cn/c500/chinese/content.php?id=50&t_id=4 (最終アクセス日;2015年12月23日)

第2節 戦略実施の現状

1. “走出去戦略”の現状

中国の貿易額は世界の12%であるが、対外直接投資額は世界の2.1%でしかない。それでも対外直接投資額は、この5年間で3倍になっている⁴。2014年には外資導入額を上回るまでになった。

2014年の中国企業の非金融分野の対外直接投資は、世界156カ国・地域の6,128社に対して実施され、投資金額は対前年比14.1%伸び、初めて1,000億ドルを超えた。海外で得られた利益の投資先国・地域内への再投資および第三国への投資を含めると1,400億ドルになった。主な投資業種は、エネルギー関連が最も多いが、徐々にハイテク装置製造業、サービス業、不動産業、および交通・物流などの業種にも投資されるようになり、多様化してきている⁵。

会計士事務所ERNST&YOUNG（中国語名：安永会計士事務所）が発表した「中国対外直接投資展望2015」によると、2014年のエネルギー・鉱山関係のM&A取引額は2010年の61%から16%にまで減少しているが、一方で科学技術、メディア、通信関連の割合が6%から21%への増え、農業、不動産関連は最もホットな分野になっている。投資類型で見ると、消費主導型の業種への投資が増えていることが目を引くと言う⁶。

2015年の中国政府活動報告は、同年の重要戦略の1つとして“走出去”をあげた。対外直接投資は、超高度成長に終止符を打ち、7%程度の成長率維持が目標とする新常态下で重要な戦略的意義をもっている。

2015年1—11月の実績を見ると、非金融分野の対外直接投資は1041.3億ドルと対前年同期比16%増で、2014年の年間投資額を1ヵ月早く上回った。投資分野では製造業の投資が118億ドルと対前年同期比95.4%もの伸びを示している。とりわけ装置産業への投資が58.9億ドル、117.3%増と著しい伸びを示した。このうち、“一带一路”に関わる49カ国向けの直接投資額は、合計140.1億ドル、対前年同期比35.3%の伸びを示した⁷。

この現状を中国政府は、どのように評価しているのか。対外直接投資が増えていることは望ましいとするものの、(1)世界の直接投資額に占める割合が少なく、また、(2)投資分野についても経済強国を実現するにはなお偏りがあるという不満がある。このような評価から中国企業の対外投資はEUに向かっている。

⁴ 国際金融報 2014年11月27日

⁵ 2015年3月19日に中国産業海外発展協会および江泰国際合作連盟の主催による「2015年中国企業“走出去”リスクおよび融資・保険論壇」が上海で開催された。この会議の席上の張国宝・中国産業海外発展協会会長（前国家発展改革委員会副主任、国家エネルギー局局长）の発言による（商務部のホームページ <http://fec.mofcom.gov.cn/article/ywzn/xgzx/zlyj/201511/20151101187417.shtml> 最終アクセス日；2015年12月22日）

⁶ 新華網（http://news.xinhuanet.com/fortune/2015-04/22/c_1115056915.htm 最終アクセス日；2015年04月22日）

⁷ 2015年12月17日の商務部合作司のプレスリリースによる（<http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ag/201512/20151201210928.shtml> 最終アクセス日；2015年12月23日）

2. EUに向かう中国企業

中国は、対 EU 直接投資を増やそうとしている。上述した問題に対する対策としての意義もある。対 EU 投資の主なターゲットはサービス産業である。同時に先進技術、知的財産権、ブランドを手に入れたいとしている。これにより中国企業の技術力を高め、国内の産業構造を調整し、高品質・高付加価値製品の海外輸出を増やすという狙いも秘めている。

EU に進出する方式は、主に中国企業による EU 企業 M&A である。中国企業による海外 M&A は 2014 年 1 月から 11 月末までにおよそ 290 億ドルで、このうち対 EU 企業 M&A に 85 億ドルが使われている。中国と EU 双方にとって互いが巨大な市場になっているので、互いを利するという考え方ができるのかも知れない。

上述のとおり EU に対する投資志向が強まっているようだが、“一帯一路構想”の要として、アセアンも重要な投資先と位置付けられる。

3. アセアン市場進出：コンフリクトと会社の社会的責任

中国の鉄道車両製造会社の中車集団傘下の「株洲電力機車有限公司」は、2015 年 7 月 10 日にマレーシアのアセアン製造センターに中国の鉄道設備会社として初めての製造基地を建設することを明らかにした。

2013 年 4 月にマレーシアは、アセアン製造センターの建設プロジェクトに着工した。中国は、この時から同センターをアセアン市場進出のハブと位置付けていた。2015 年 5 月 26 日に王勇国務委員が同センターを訪問したい際には、アセアン製造センターの建設は、中国とマレーシアの経済および産業発展のモデルとなり、同センターが“一帯一路構想”の初のモデル基地になるだろうと発言している。マレーシアにしてみれば、アセアンで初めて鉄道車両製造能力を備えた国になったことになる。

株洲電力機車有限公司は、これまでにマレーシア市場の 80%以上を占めている。同社の子会社がマレーシアにすでに 3 社あり、90%の従業員がマレーシアの現地人である。さらに、この基地からマレーシア以外の国に製品、技術サービスの輸出、投資が行われるようになっていく。

株洲電力機車有限公司のように中国企業のアセアン進出が増えている。

東風柳州汽車有限公司も商用車の販売拠点をベトナムに 30 店舗設けるなどアセアンへの進出を強化している⁸。同社の目標は、2015 年から 2017 年までの間にミャンマー、フィリピン、ベトナム、カンボジアおよびラオスなどアセアン諸国に販売ネットワークを築き、中央、南米、アフリカなど新興市場を開拓することである。

従来は、1 カ国・地域にそれぞれ拠点を設け、当該国・地域の市場開拓を担うという戦略であったが、“一帯一路構想”が出されてからは、横断的な組織作りをするようになっていくようである。

⁸ 中国新聞網（2015 年 7 月 10 日）<http://www.chinanews.com/cj/2015/07-10/7398231.shtml>

最終アクセス日:2016 年 1 月 8 日

上海 GM 五菱株式有限公司は、インドネシアに 43.4 億人民元を投資して製造基地を建設し、2015 年から生産から販売ネットワークといった川上から川下までの産業チェーンを形成し、「造船出海」を始めた。

商務部の発表によると、2015 年 1～5 月の中国と“一带一路構想”に含まれる国との輸出入総額は 3,983.8 億ドルで、同期の中国の輸出入総額の 25.8%に上る。

中国の影響力は確実に増しているが、問題はないだろうか。格力空調の中東担当営業員は「格力のエアコンをタイで生産するようになればよく売れる。」と言い、同社の董明珠・董事長は「中国製だと世界から尊重されないのはなぜだろうか。」と言う⁹。

経済参考報の記者は、これに対して、中国製品の安かろう悪かろうのイメージおよび実態は基本的に変わっておらず、価値の向上のスピードはコストの上昇のスピードより遅く、中国企業には匠の精神や実業の精神が欠けていると分析している。

中国工業情報化部科学技術司の沙南生・副司長は、基礎分野、一部の重要な素材・部品、および革新的システムなどにおいて製品品質や信頼性が劣り、ハイエンドの製品の設計・製造なども製品品質や信頼性に問題があり、これを改善しなければならないと認識していると述べている。

株洲電力機車有限公司が、マレーシアの鉄道車両製造を入札の結果受注した背景には、多分に中国政府による政治力、政治的後押しとマレーシア政府の政治的思惑がある。純粋に民間企業の自由競争によるものとは言えない。今後とも中国企業のアセアン市場進出、中東やアフリカ進出の勢いは衰えそうにない。しかし、中国企業が真の実力を備え、中国政府としては社会的責任を果たす海外進出を行わないと、受入国政府、企業、地元住民との間でコンフリクトが生じることになるだろう。

國務院の「開放型経済の新しい体制の構築に関する若干の意見」第 3 章第 9 項は、新時代の“走出去”国家戦略の確立および実施に関しての規律を述べているが、ここで企業が社会的責任を履行するように督促し、良好な情勢を確立しなければならないと述べている。

4. 対日直接投資戦略

中国の対外直接投資の中で対日投資は増えていない。商務部の「対外投資合作国・地区別ガイド」(2014 年)によると、2013 年の日本の対中投資は 70.6 億ドル(対前年比 1.9%減)であるところ、中国の対日投資は 4.34 億ドル(対前年比 2.23%増)でしかない。対日投資残高も 18.98 億ドルに過ぎない。主な投資分野は、中国としては技術レベルを高める製造業分野で投資したいところであるが、現実には非製造業の貿易、金融、物流、飲食などにとどまっている。

⁹ 経済参考報 2015 年 6 月 30 日

かかる現状に対して、施錦芳・東北財経大学国際経済貿易学院准教授は、日本の外資導入政策の変化を読み取り、中国は対日投資には重要な価値があることを認識し、投資を行う必要があると指摘している¹⁰。

施は、最近の対日投資には以下の特徴があると言う。

第一に、(1) 非製造業の M&A が増えている。例えば、蘇寧電器によるラオックスの買収などである。第二に、(2) 資金と技術の保管型投資が増えている。2010年に中国石油国際事業有限公司が新日本石油精製の大坂製油所の 49%の株式を取得したのが典型的な事案である。第三に、(3) 日本の市場開拓型投資が増えていることである。ハイアールの白物家電の市場参入があげられる。第4に、(4) グローバル市場の共同開拓型の投資が増えている。ソフトバンクとアリババの提携がある。

ただ、対日投資には、(1) 中国企業が総じて日本市場に対する認識が不十分であり、(2) 日本の複雑な税制などを理解できずに、企業コストが高くなるといった問題が存在する。

それでも施は、中国と日本の産業構造、需給構造、技術の発展レベルなどの面で少なからず補完性があり、対日投資を増やす戦略が必要であると指摘している。日本も経済特区を設置するなど外資導入に積極的な政策を打ち出しているところである。

対日投資の中で、対日 M&A はどうなるだろうか。

シティック・キャピタル (CITIC Capital Holdings Limited、中信資本) 日本法人は、同社が日本国内の中堅企業の中国進出を支援できる分野として、中国経済の趨勢が分析しつつ、以下のものがあると述べている。

- (1) 中間所得層の拡大、都市化の進行 → 消費財、サービス産業、生活関連、教育
- (2) 少子高齢化、社会問題の深刻化 → 医療・介護、環境、食料 (食品、農業)
- (3) 経済の高付加価値化 → 生産自動化設備、BPO (業務外注)

2015年の中国政府活動報告においても、同年の重要戦略の1つとして対外直接投資をあげていた。対外直接投資は、超高度成長に終止符を打ち、今後5年間は6.5%程度の成長率維持が目標とする新常态下で重要な戦略的意義をもっている。

日本政府も経済産業省による調査などから、日本における (1) ビジネスコストの高さ、(2) 日本市場の閉鎖性、特殊性、(3) 製品・サービスに対するユーザーの要求水準の高さ、(4) 人材確保の難しさ、(5) 規制・許認可制度の厳しさ、(6) 行政手続きの複雑さ、などの外資誘致の阻害要因があることは認識している。

日本企業としては、中国企業との資本・技術提携を行うことで、海外事業展開を図る戦略を考えられ余地もありそうである。

この節では対外直接投資戦略の現状について見たが、では、この対外直接投資戦略の効果として、国内産業の技術レベルのアップにつながっているか。以下、この点について叙述する。

¹⁰ 施錦芳「日本引進外資政策新变化及我国対日投資戦略新思考」国際貿易 2015年第4期、20-23頁

第3節 戦略の国内産業への効果

1. 産業構造転換、技術レベルの向上への貢献度はなお低い

中国企業の“走出去”は、国内経済・産業に如何なる効果をもたらしているか。中国経済が中長期的にさらに成長し、中所得国の罠に陥らないためには、技術レベルを向上させ、産業構造の転換を図る必要がある。

対外直接投資は、外国企業による対中直接投資を上回るまで増えているが、技術修得型になっておらず、資源確保、インフラ建設、労務輸出が主体であるという問題がある。中国は、国内産業構造における製造業のウェイト、とりわけ最先端技術分野の半導体、エネルギー、航空電子工学、環境保護産業などのウェイトを高めたい。しかし、現時点においてこのような産業構造転換、技術レベルの向上という対外直接投資の狙いは実現できていない。総じて、中国の産業分野別 GDP における第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が徐々に高まりつつある。第2次産業については、この内部における比重に関して労働集約型および重化学産業のウェイトを落とし、資本および技術集約型産業のウェイトを増やしたい。

このような諸点を鑑みたとき、対外直接投資は中国の産業技術のレベルアップにつながっていると評価できるか。これについても現時点において、産業構造に大きな変化は見られない¹¹。

そこで、対外投資企業を金融面で支援する融資制度の改善などの政策が採用され始め、さらに対外投資を促そうと審査手続きの簡素化などを行っている。

しかし、対外直接投資を行っている企業にも悩みがある。収益の確保と高い技術の取得・習得、文化輸出という使命を国に代わってすべて担わなければならないということである。

中国投資有限責任公司（China Investment Corporation, 以下、「CIC」という。）は、2015年7月3日に同社の2014年の年度報告を発表した。これによると投資収益率は5.47%で、設立以来の累計純収益率は、5.66%、利益は600億ドルになった。2014年末の同社の資産総額は7,400億ドル超となった。

CICは、シルクロード基金へも出資しており、今後、新興市場における製造業分野への投資を手がけるということも増えてくるだろう。単純に企業行為としての利益追求だけではない役割を担っている。

中国が今後も対外直接投資を増やすことは既定の方針であるが、内容をグレードアップする必要もあると言われている。2015年1月29日の国务院会議の席上、李克強総理は、全方位の走出去グレードアップを図るように指示を出した。走出去グレードアップ戦略では述べられていないが、文化輸出も国策として強化されることになることだろう。

第2節および第3節で対外直接投資戦略の実施状況と効果について見てきたが、必ずしも順調ではない側面がある。現時点における課題は何か。対外直接投資戦略の狙いを実現するためにはどのような要件が必要であるのか。以下では、この点について検討する。

¹¹ 対外直接投資の国内産業への効果については詳しくは、梶田幸雄「中国の海外投資政策の意義と効果～国内経済への影響」『世界経済の新潮流となった“走出去”（中国の対外展開）の現状とその行方』（国際貿易投資研究所、平成27年）を参照いただきたい。

第4節 戦略推進上の要件と課題

1. リスクの存在：会社の社会的責任

中国は、経済成長を維持するために必要な資源および輸出市場を確保しようとしており、また、国際競争力のあるブランドの獲得、産業構造の転換によりハイエンドの高付加価値製品を生産できる技術を獲得する必要がある。このために国も企業も“走出去”を積極的に行っている。しかし、投資先国および相手が他企業との間でコンフリクトが生じている。それはなぜか。

一般に対外投資には、以下のリスクが存在する。すなわち、(1) 資産リスク（資産の逃避、負債の隠蔽）、(2) 評価・買収価格リスク、(3) 契約リスク、(4) 訴訟リスク、(5) 顧客リスク、(6) 従業員リスク、(7) 機密保持リスク、(8) 経営リスク、(9) 統合リスク（企業文化など）、(10) 相手国政府リスク、(11) 企業信用リスクなどである。中国政府および中国企業は、対外投資に対する経験が浅いために、こうしたリスクの存在に無頓着である。このためにコンフリクトが生じていることが少なくない。

今後、対外投資や企業買収を成功させるためには、投資相手国の国家安全審査（例えば、米国の「外国人投資および国家安全法」に基づく審査など）、二国間投資保護協定、会社法などの法的リスクについて十分に研究する必要がある。また、政治、文化、道徳観の違いを認識し、企業としての誠実な経営を心掛けることに必要になる。

発展途上国および後進国における対外直接投資に関しては、受入れ国の地元住民との共存共栄を無視した自然環境破壊や中国企業の利益至上主義といった手法から、地域住民との間でコンフリクトが生じている。先進資本主義国においても、中国企業による M&A によって技術漏洩がありはしないかといった警戒心や危機感がある。また、被買収企業は、顧客に対するイメージが悪化するという懸念もある¹²。

中国政府および中国企業もこうした問題に気付き始め、対外直接投資や M&A においても社会的責任を意識し、コンプライアンス経営、ビジネス・インテグレーション（誠実な経営）を心掛けるようになってきている¹³。

海外において適法な経営を行い、環境資源保護に注意し、進出先国の経済社会と融合し、社会的責任を果たすことが重要であると認識されるようになってきている。このように認識されるようになったのは、やはり多くの失敗があるからであろうか。

今、中国は、文化面の「走出去」をしようとしている。単に外国の経済社会に適用させようと考えている訳ではない。文化貿易を積極的に発展させ、海外に中国文化センターを設置し、孔子学院を設立し、中華文化を世界に感染させ、親和を図りたいとしている。

国際協力と新たな競争優位をすみやかに育成する上での基本原則は、「互利共贏」(Win-Win) の関係を堅持することである。これが果たせるか。中国企業が“走出去”するには、なお学修することが多くありそうである。

¹² 詳しくは、梶田幸雄「中国企業の海外 M&A におけるリーガル・リスク」『中国経済の新潮流（中国企業・人民元の対外展開、中国の民主集中制及び製造業に関わる一考察）』（国際貿易投資研究所、平成 25 年）を参照いただきたい。

¹³ 詳しくは、梶田幸雄「新しいリーガルリスク・マネジメントの検討—社会的責任を果たす会社経営の手法」『平成 23 年度 中国経済の要点～対中ビジネスを見る視点～報告書』（国際貿易投資研究所、平成 24 年）を参照いただきたい。

2. 国際ブランドの形成とイノベーション

中国国家统计局が 2015 年 4 月 15 日に発表した今年第一四半期の GDP 成長率は、前年同期比 7.0%の伸びであった。新常态下での経済成長率のレベルが示された。フランスパリ銀行は、中国の経済成長率は、2020 年までは 6~7%のレベルで推移するが、その後 10 年以内に成長率は 5~6%に低下するとみている。

中国政府は、これよりも高い成長率を維持できると考えているようで、この場合のドライビング・フォースとして輸出の伸長があげられる。

では、どのように輸出を伸ばすのか。“一带一路”やがその手段として考えられるが、今、中国政府は企業に対してブランド力を育成せよという圧力を強めているようである。

これまで中国は、ローエンドの製品を大量に生産して輸出を拡大してきた。しかし、人件費、材料や資源、環境保護コストなどの上昇により、廉価なローエンド製品の国際競争力が失われてきている。

2014 年 11 月に日本でアジアピアノ技術者協会会議 (APTA 会議) が「ピアノ調律師の育成」をテーマに開催された。この会議には、中国楽器協会調律師分会からも参加があった。この会議に参加した日本ピアノ調律師協会国際局参与・田中良司氏によると、中国の代表団メンバーが、日本のピアノメーカー、調律師と交流する中で、これまでの鼻高々で、多少日本を見下ろすような姿勢が、日本に学びたいという謙虚な姿勢になったようだという¹⁴。どういうことだろうか。

中国のピアノの生産および販売台数は、それぞれ年間約 40 万台程度 (2013 年は 375,555 台) ある。そうであるので中国楽器協会、ピアノメーカーの役員は、中国は外国から学ぶものはないとしていた。ところが、今、中国楽器協会幹部が、中央政府の幹部からプレッシャーを受けている。彼らが中央政府幹部から指摘されているのは、世界のトップ・ピアニストの誰一人として中国メーカーのコンサート・グランド・ピアノを使っていないということである。中国国内メーカーのピアノは、中国人ピアニストも使わない。これで一流と言えるかということである。

自動車産業でも同様のことが言える。自動車産業でも日本のカーメーカーが得意とするコンパクトカーの分野にもフォードなどが参入している。ハイエンド技術を駆使したコンパクトカーで、価格以上の魅力があり、中国メーカーの脅威となっている。日本経済新聞は、中国カーメーカーの自主ブランド車の不振が鮮明になってきたと伝えている。2014 年 12 月期決算で比亞迪 (BYD) や吉利汽車など独立系を中心に大半が大幅減益に陥ったと言う¹⁵。吉利汽車控股は 46%の大幅減益だった。

中国は、経済の持続的成長のためには、輸出を伸ばす必要があるが、この場合、先端分野でも先進資本主義国と肩を並べ、イノベーションを通じて新製品を開発し、中国ブランドを世界に轟かせることができるようにならなければならない。

¹⁴ 2015 年 3 月 27 日に筆者が田中氏にインタビューした。

¹⁵ 日本経済新聞 2015 年 4 月 4 日

ハイエンドの中国ブランドを作るにはどうすれば良いのか。中国はこれまで第一義的に生産量における世界一が追求されてきた。これからは品質の向上が求められ、独創的な新製品開発も求められる。この場合、職人技術が不可欠であるということも再認識するようになってきているようである。

さらに今後は、企業が広範なイノベーション能力を育てていく必要があるが求められる。イノベーションを技術革新と訳すことが多そうであるが、イノベーションの概念を技術革新とすることは正しくない。ヨゼフ・シュムペーターは、イノベーションには、(1) 新しい製品導入、(2) 新しい生産手段の導入、(3) 新しいマーケットの発見、(4) 新しい原料や半製品の導入、(5) 新しい組織の導入という 5 つの指標があり、この 5 つの組み合わせ（新しい結合）がイノベーションであるという¹⁶。このイノベーションを駆使して、価値創造・知識創造をする人が起業家である。この意味では、中国政府指導者が、威権政治的姿勢から脱却し、先進資本主義国のイノベーションに学ぶ姿勢を示さなければならないのではないのか。

3. 知的財産権の保護

中国がイノベーション（技術革新）を達成するには、知財の保護が不可欠である。

上海市商務委員会は、2015年8月10日に2015年6月末日までに同市に設立された外資 R&D センターが 388 社、このうち独立した R&D センターは 229 社に達し、これは全国に設立されたおよそ 1,600 社の外資 R&D センターの 4 分の 1 に相当すると発表した。

主には情報技術、医薬などのハイテク技術分野の R&D センターが集中し、例えば、世界上位 15 社の製薬会社のうち、ファイザー、イーライリリーなど 7 社が上海に R&D センターを置き、中国が戦略的新興産業として指定している産業分野の国際競争力向上に貢献しているという。ノバルティス、ダウ・ケミカル、シスコなどの代表的な外資 R&D センターの投資規模は 1 億ドルを超えている。GE、デュポンやユニリーバなどは、中国向けの R&D センターとしてだけではなく、全世界の R&D センターとして位置づけるようにもなっていると上海市商務委員会は言う。

ハイテク産業を中国の新たな経済成長のエンジンにしたいという方針は、国務院の方針であり、これに適った外資誘致が進展している。外資企業にとっても中国の市場の魅力は依然として薄れてはいないので、市場の近いところで製品開発をするというのは迅速かつ有効な情報収集という意味からも必要な戦略である。

中国が「国家科学技術人材開発（2010-2020）」プロジェクトを推進しているので、外資の R&D センターにとっても必要な人材を採用しやすくなっているということもありそうである。これにより、海外に留学していた中国人技術者が大陸に帰国し、外資の R&D セン

¹⁶ シュムペーター（塩野谷祐一＝中山伊知郎＝東畑精一訳）『経済発展の理論』（岩波書店）では、「新しい結合」という新機軸を実現していくことが発展の核心であると述べており、イノベーションを「新機軸」と訳している。

ターに勤務するということも増えている。外資が R&D センターを設立する際に、企業所得税や輸入設備の関税などについて優遇税制が与えられている。このとき、上海が外資にとっても帰国技術者にとっても魅力的な地となってきたことは間違いない。

中国の第 2 次産業は、まだグローバルチェーンの中でローエンド製品の供給に甘んじており、R&D のレベルが低いのが実態である。外資による R&D センターの設置は歓迎するが、この成果が中国に移転されることを中国政府は期待している。機密を盗むとは言わないが、外資の中だけでの R&D であっては欲しくないというのが本音である。

中国は、R&D 投資を増やしてきている。OECD の「科学・技術・産業アウトルック (2014 年)」の統計を見ると、2012 年のデータであるが、日本が 3~3.5%、米国が GDP の 2.79%、EU が 2.07% である。これに対して、中国は 2.08% である。まだ多くはないと言えるのかも知れないが、2015 年の目標値が 2.2% は達成されそうな状況である。

これから中国に R&D センターを設置しようとする外資企業は、すでに設立されている R&D センターが実際にどのように機能させようとして設立されたのか、これが実際にどのように機能しているのか、現時点においてどのような課題があるのか、中国政府はどのような施策をとするのかについて検討することが肝要であろう。2015 年 12 月 8 日に国務院は、「新しい情勢下で知的財産権の強国建設を加速することに関する若干の意見」(国発〔2015〕71 号) を発布した。これはこれからの中国の知財戦略を知る手がかりになるだろうか。

4. その他の課題

国務院の「開放型経済の新しい体制の構築に関する若干の意見」には、中国の今後の対外直接投資戦略遂行のための施策が挙げられている。このうち重要なのは、以下の 3 項目である。

- ① 対外投資法の制定：企業の自主的な投資、損益自己負担の原則、対外投資の規制の緩和が必要である (第 3 章第 10 項)。
- ② 対外投資方式に関して、グロウンフィールド投資、M&A、証券投資など新しい投資方式の活用を認める。投資分野は、高速鉄道、原子力発電、航空、機会、電力、鉄鋼、建材、軽工業、紡織など優位性のある分野の投資を促し、インターネット情報サービスなどサービス業の国際化レベルを引き上げ、電子商取引の対外投資も促す (第 3 章第 11 項)。
- ③ 対外投資に関するサービス体制を確立するために、国際レベルの設計、資産評価、信用評価、法務などのコンサルティング期間の育成をする (第 3 章第 12 項)。

上述した課題は、中国政府も認識しており、この要件を整備しつつある。この点を考慮しつつ、今後の発展を予測する。

第5節 対外直接投資発展の予測

1. 2020年に1兆2,000億ドル、年10%成長

商務部は、13・5計画期の対外貿易は12・5計画期と同じ成長レベルと保つとしている。2020年までに一般貨物輸出入総額は6兆ドル、サービス貿易輸出入総額は1兆ドルを超え、貨物輸出が全世界の輸出総額の14%を占めると言う。

国務院は、2015年6月24日に製造業の高度化をめざす今後10年間の行動計画「中国製造2025」の実現に向け、馬凱副首相をトップとする新組織「国家製造強国建設指導小組」を設けたと発表した。戦略的新興産業政策を推進することになる。また、“一帯一路”戦略および中国企業の対外直接投資“走出去”も失敗の経験を積んで再び積極的に推進されることになるだろう。

張燕生政治協商会議委員は、2020年の中国の輸入は17兆ドルに達し、対外投資は1兆2,000億ドルになり、これが世界に700万人の就業機会を与え、中国の世界経済の成長貢献率は20%になるとも言う¹⁷。

李鵬・中国共産党中央党校経済学部教授は、中国の対外投資は10年後には今の10倍、15倍または20倍になっている可能性もあり、2兆ドルになっている可能性があると言う¹⁸。

ERNST&YOUNGは、中国の対外直接投資は年平均10%以上の伸びを維持するだろうとしている¹⁹。

2. 開放型経済の新体制は描けるか

2015年9月に大連で第9回夏季ダボス会議が「経済成長の新たな青写真を描く」をテーマに開催された。中国経済が引き続き高度成長を遂げ、市民の生活水準を向上させるには、イノベーションおよび起業家精神により企業の競争力を維持することが重要であると認識される。

ダボス会議が閉幕した直後に国務院は上述した「開放型経済体制の構築に関する若干の意見」を發布した。

意見は、(1) 開放型経済新体制構築の全体的要求、(2) 外商投資管理体制の刷新、(3) 海外投資戦略を促進する新体制の確立、(4) 対外貿易の持続発展新メカニズムの構築、(5) 対外開放区配置の優勢化、(6) “一帯一路構想”の実施の加速化、(7) 国際経済協力の新空間の開拓、(8) 開放・安全な金融システムの構築、(9) 安定・公平・透明・予測可能なビジネス環境の建設、(10) 政策履行のための保障システムの構築の支援強化、(11) 健全な開放型経

¹⁷ 商務部ホームページ：<http://fec.mofcom.gov.cn/article/ywzn/xgzx/zlyj/201511/20151101187415.shtml>
(最終アクセス日；2015年12月22日)

¹⁸ 商務部ホームページ：<http://fec.mofcom.gov.cn/article/ywzn/xgzx/zlyj/201511/20151101187416.shtml>
(最終アクセス日；2015年12月22日)

¹⁹ 新華網 (http://news.xinhuanet.com/fortune/2015-04/22/c_1115056915.htm)
最終アクセス日；2015年04月22日)

済の安全保障システムの確立、という全 11 章（50 項）からなる。

前述してきたとおり、中国が今後も対外投資を増やすことは既定の方針であるが、内容をグレードアップする必要がある。2015 年 1 月 29 日の国務院会議の席上、李克強総理は、全方位の走出去グレードアップを図るように指示を出した。そして、重点分野として、以下の 3 分野が挙げられた²⁰。

第一に、(1) 鉄道、原子力発電など重装置産業分野の国際市場を開拓し、合弁、国有・民間企業のジョイントによる投資運営方式、かつ国際協力により第三市場を開拓する。第二に、(2) 鉄鋼、非鉄金属、建材、軽紡工業など業種を重点として、国産装置を利用する企業が国外でアップストリーム・ダウンストリームの生産ラインを建設することを支援する。第三に、(3) 対外工事の請負、対外投資などを通じて、通信、電力、工作機械、船舶などプラント設備の輸出力を強める。

これまでの対外投資分野は、(1) リース・商業分野が全体の 30%強、(2) 金融分野が 20%弱、(3) 鉱業分野、交通運輸・倉庫・郵便分野が、それぞれ 15%前後で、全体の 80%余を占めているので、中国政府としては、製造業分野の力を強化したいという意向の表明であると言える。

国有二大鉄道車両メーカーである中国南車集団と中国北車集団が 2015 年 6 月に合併した。今後、国内外の独占禁止法の審査を経て、新会社を設立する。両社の 2013 年度の売上高は合計で 1951 億元（約 3 兆 7400 億円）と、独シーメンスや仏アルストムをはるかにしのぎ、世界最大手としての地位を不動にする²¹。これも上述した走出去グレードアップ、重装置産業分野の国際市場を開拓の一環である。

このような動きに対して、中国進出外資企業の負荷は高まっている。外資企業が、独占禁止法違反で調査され、多額の罰金を課されている。また、知的財産権侵害やノウハウ漏洩などの被害を受けている企業も少なくない。少なくないというより大半の企業がこれを経験していると言ってもいいのかもしれない。

カーディーラーの経営が景気低迷の中で苦しさを増しており、メーカーとの対立姿勢を強めてきている。全国工商連合会自動車ディーラー商会は、自動車メーカーに対して、自動車の販売価格の逆ザヤ問題に対処するよう 6 カ条の公開状を提出した²²。ディーラーは、今、独占禁止法による集団訴訟訴えの可能性を留保している。

世界的にも支配的地位を占めることになる国内国有メーカーの合併は、積極的に推進しつつ、外資に対しては独占禁止法を手段とした取り締まりを強化しているのとは対照的である。これは、外資に対する挑戦であると捉えられなくもない。

最後に今後の課題と思われることを指摘しておく。

²⁰ 華夏時報 2015 年 2 月 2 日

²¹ 日本経済新聞 2015 年 3 月 7 日、2015 年 9 月 15 日

²² 中国経済網（2014 年 11 月 23 日）http://fj.ce.cn/n02/201411/23/t20141123_1896037.shtml

（最終アクセス日:2016 年 1 月 10 日）

第6節 今後の課題

1. “一帯一路構想”の思惑

中国は、“一帯一路構想”をどのように位置付け、活用しようとしているのか。

“一帯一路構想”の意義、中国にとっての使命とは何か。国務院に「“一帯一路”戦略研究課題組」が設置されている。このチームリーダーである国務院発展研究中心国際合作局局長兼学術委員会秘書長の程国強は、(1) 基本的な考え方は「開放、包容、互利、共営」であり、

(2) この戦略の推進により中国の全方位開放にエンジンがかかり、中国と世界が共に“一帯一路”を建設することで新たな推進力が生まれ、地域の発展および人類の平和に貢献することになり、国際協力およびグローバル・ガバナンスの適正化・刷新が図られることになると言う。

“一帯一路構想”は、果たして初めからこのような意義を意識して提唱されたものであろうか。また、現時点においても、中国（習近平政権）の思惑は、別の意識がありはしないだろうか。

例えば、第一に、“一帯一路構想”の基本的考え方における「包容」とは、いかなる意味か。包容とは、敷居を高くせず、あらゆる者が戦略に参加することを拒むものではないということである。しかし、この言い振り自体が、“一帯一路”は中国のものであるという意識の表れである。中国の支配・許諾の範囲内で中国に隷属した国および企業の活動を認容するというようなかつての「冊封体制」を思わせる。

第二に、中国が“一帯一路”構想を打ち出した経済的背景には、「黄金の10年」の輝きを取り戻したいという思惑もある。今、中国は「新常态」に入っている。この新常态下でも産業構造を転換し、経済のグレードアップを図り、新たな成長メカニズムを創造しなければならないという要請が強くなる。安い労働コストや土地・不動産の競争優位がなくなり、内需拡大も思うように行かなくなった今、外需の掘り起こしをしなければならないと強く感じている。中国の競争優位がなくなった今、資本主義先進諸国が中心となって形成している国際機関および企業のマネジメント手法、研究成果、ノウハウなどが必要である。これなくして中国のイノベーションはできないという危機感も持ち始めているようである。

「共楽」、「共参」、「共助」などというキーワードがよく聞かれる。中国は、“一帯一路構想”は地域間の発展格差を縮小し、地域の一体化を促進する効果があると喧伝するが、疑問もある。中国および EU 諸国の企業を利することにはなるだろうが、発展途上国の都市開発を強引に推し進め、環境保護に対する地元住民の声をなおざりにするような日本の ODA が犯してきた過ちと同様の開発が行われることにはならないか。中国国内においては、市民の社会参加を促すといいつつも、中国には市民参加型の政策決定方式は不向きであると述べている。外国の地域住民の声を聞くような中国とは思えない。

エイミー・チュアは、市場経済化がもたらすリスクを提起している。チュアは、世界経済の中で市場経済と民主主義を提唱することは、ときには富の独裁者と極端な貧困層を作り出し、これに対して民族紛争が生じることを深刻に受け止めるべきであるという²³。これまでの中国の「走出去」を見ていると正にチュアの指摘が当たっている。

²³ エイミー・チュア(Amy Chua)『富の独裁者 (World on Fire) — 驕る経済の覇者：飢える民族の反乱』(久保恵美子訳、光文社、2003年)

2. 文化国家論批判

習近平総書記が、国の文化パワーを強めようという文化国家論を全面に打ち出している。

第18期中央政治局第12回グループ学習会を主催した際の談話「国の文化的パワーを向上させる」（2013年12月30日）の中で、習は、“現代中国の価値観を広めることに取り組みなくてはならない。現代中国の価値観とはすなわち中国の特色ある社会主義の価値観であり、...中華民族の偉大な復興の実現を意味するものであ（る）。”²⁴と述べている。

中国の文化の概念、中華民族の偉大な復興という概念は分かりにくい。これをどのように理解するか。習は、2012年11月29日に中国共産党第18回全国大会で総書記に選出され、会議閉幕の直後に中央政治局委員を従えて国家博物館で「復興の道」を参観した。このことを考え合わせて中華民族の復興とは何かを考えると、中華民族の復興とは、中華文化の繁栄であるということになりそうである。これが習の考えのようである。

中共中央対外連絡部研究室が編纂した『中共十八大 中国夢与世界』によると、中国文化とは、「中国人の突出した価値観は、集团的価値観であり個人的価値観ではなく、協力・統一を強調し、競争・分立を強調しない。」²⁵ということである。

そうであるから、習は、西側諸国の基本的な政治制度である「三権分立」、「憲政」は中国の国情、中国人の文化的心理に合わないと言う。中国の国情および伝統にとって最も重要なことは何か。西側の民主とは違う中国式の民主を進めることであり、すなわち中国の特色のある社会主義政治である。

文化国家は、直接、間接に民族に結び付けられた文化、すなわち民族的文化の高揚をその内在的要請とする国家概念であって、民族発展のための政治的イデオロギーをいうものである。習の意識形態（イデオロギー）が、この文化国家論に現れている。

中国は、法治国家を確立するといっている。原田鋼は、『法治国家論』において、法治国家は、その歴史的な性格からすれば、「非」法治国家としての威力国家、権力国家への対立概念として提起されたものであると言う²⁶。文化国家は、この法治国家に対立する権力国家の概念に含まれるものである。

権力国家概念は、国家の新しい根本規範は憲法でなく、「指導者の意志」である（原田）。指導者国家の理論的整備は、三権分立原則の廃棄の上のみ成就される（原田）。習が、文化国家論を打ち出し、三権分立は、中国の国情に合わないというのは、自身または共産党の支配を確固たるものにする基盤にするための手段である。このような対外直接投資戦略、文化輸出が、先進資本主義国に受け入れられるだろうか。

²⁴ 習近平『国政運営を語る』外文出版社、2014年、177頁

²⁵ 中共中央対外連絡部研究室編『中共十八大 中国夢与世界』外文出版社、2013年、138頁

²⁶ 原田鋼『法治国家論』有斐閣、1990年

まとめ

魏礼群＝林兆木＝張占斌は、「中国は正しく政府と市場との関係进行处理しなければならない。中国経済のグレードアップも必ず行われなければならない。中国は経済大国から経済強国に邁進する道を選択した。イノベーションにより経済強国になるように牽引する。産業強国戦略により中国が経済強国に邁進できるように推進する。」と言う²⁷。

これは、中国の対外直接投資戦略を簡潔に叙述している。具体的には、対外直接投資により、(1) 世界経済における中国の影響力の拡大、長期経済発展、資源の獲得、(2) 外資導入と対外投資の両輪で産業構造を調整し、資源の適正配分をし、製造業の競争優位を確保し、国際分業の中で重要な位置を占めること、(3) 世界から資金、技術、市場、戦略的資源を獲得し、(4) 経済のグローバル化の中で最大限にチャンスをつかみ、(5) 多国籍企業の産業構造調整のチャンスを活用することである。こうして、対外直接投資額は、この5年間で3倍になっている。2014年には外資導入額を上回るまでになった。

中国の産業構造を転換し、技術レベル向上のため、また、国際ブランドを築く狙いから、中国の対外直接投資はEUに向かい始めている。また、“一帯一路構想”を実現するためにアセアン投資も継続されている。現時点において、戦略の効果は必ずしも高いとは言えず、ただし、中国の対外直接投資に伴って外国政府や企業との間でコンフリクトも生じている。

今後、より効率的な対外直接投資を行い、国内産業への貢献度も高めるには、対外直接投資のリスクを認識し、海外投資企業は誠実な経営を行い、中国政府は知的財産権を保護する政策を施さなければならないだろう。そうでなければ開放型の経済も描けなくなる。現時点の習近平政権の政策は、中国の支配・許諾の範囲内で中国に隷属した国および企業の活動を認容するというようなかつての「冊封体制」を思わせるところが少なくない。文化的に世界を支配しようという意図も見え隠れする。

ジョセフ・ナイ・ハーバード大学教授は、新しい対外政策としてスマート・パワー (smart power) という概念を述べている。スマート・パワーとは、軍事力・経済力による圧力と、文化・技術等を基にした国際協力を総合した新しい対外政策を言う。中国は、この3点において何も優位性がないと指摘し、自国文化や魅力を広げるソフトパワーも十分ではないと言う。中国共産党は、ソフトパワーを生み出す市民の自由な力を活かしていないと言う²⁸。

そうであるなら中国は強権政治に頼るのではなく、国際的に融合できる政策・戦略を構築するようしなければならない。習近平は、このような意識を持ち得るだろうか。実務的には、対外直接投資戦略、対外投資をサポートする法制の整備、企業のガバナンスの整備、誠実な経営を行うようにすることが必要となる。

最後に今後、高度な固有技術を有する日本の中小企業もODIのターゲットとなる。このとき(1) 対日M&Aの中国側の主体が中央企業など含めて広範になって来た場合、(2) 日本国内の人事労務管理を含めた事業戦略に関して発言力を増し、実権を掌握するようになり、

(3) 技術・ノウハウの獲得だけがM&Aの目的になるようなことが、今後起こらないと言えるか保障はない。このようなことを考えると、業務・資本提携契約後のルール、会社の機関連設計、組織のあり方をどうするのかなどについて検討をしておく必要がある。中国企業の経営・財務状況、インテグリティ問題、将来的な事業戦略についてもチェックが欠かせない。日本企業は、中国政府および企業の狙いを認識した戦略を練っておく必要がある。

²⁷ 魏礼群＝林兆木＝張占斌『從經濟大国邁向經濟強国』人民出版社、2015年。筆者は、同書を所持していないので、中国証券報(2015年12月21日)の書評によった。

²⁸ 張競『時代の憂鬱 魂の降伏』明石書店、2015年、80-93頁

第2章 中国における海外投資プロジェクト管理制度の発展について

中国華東政法大学法律学院教授
法治政府研究所長・弁護士 江 利紅

はじめに

2014年9月17日、商務部、国家統計局、国家外匯管理局が共同で編制した「2014年度中国対外直接投資統計公報」によると、2014年、中国の対外直接投資額は前年比14.2%増の1231.2億米ドルで、過去最高を記録したという。2014年末時点で、中国の1.85万の投資主体が海外で約3万の国外企業を設立、その範囲は186の国・地域に広がっている。中国の対外直接投資累計額は2014年末で8826.4億米ドルに達したが、順位で見ると世界8位で、初めてトップ10入りを果たした。中国が対外直接投資統計データを公表し始めた2003年以来、12年連続で増加しており、2014年のフローは2002年の45.6倍、2002年～2014年の年平均増加率は37.5%に達した。¹しかし、アメリカ、日本などの先進諸国に比べると、中国の海外投資は、まだ一定の差が存在している。

中国企業の海外投資を保障し、促進するために、2013年12月2日に、国務院は、『政府認可の投資プロジェクト目録(2013年版)』を發布し、「海外投資プロジェクトについては、敏感な国および地域、敏感な業界に係るプロジェクトおよび中国側の投資額が10億ドルおよびそれ以上のプロジェクトを除き、その他のプロジェクトに対して登録制管理を行う」と定められている。これに基づき、国家發展改革委員会は、2014年4月8日、「海外投資プロジェクト認可・登録管理弁法」を發布し、「国家は、異なる状況に基づき海外投資プロジェクトに対しそれぞれ認・登録管理を実行する。」と定めている。「(新弁法)5条」そして、2014年11月18日、国務院は、『政府認可の投資プロジェクト目録(2014年版)』(国発[2014]53号)を發布し、海外投資プロジェクトの規制緩和をさせ、「敏感な国家および地域、敏感な業界に係わるプロジェクトは、国務院投資主管部門が認可する。それ以外の中央管理企業による投資プロジェクトおよび地方企業による投資額が3億米ドルおよびそれ以上のプロジェクトは国務院投資主管部門に登録する。」のみを定めている。すなわち、敏感な国家および地域、敏感な業界に係わるプロジェクトを除き、その他の海外投資プロジェクトは、認可制という事前的規制を取り消した。この規定に基づき、2014年12月27日、国家發展改革委員会は、『海外投資プロジェクト認可・登録管理弁法』と『外商投資プロジェクト認可・登録管理弁法』の関連規定の改正に関する決定(国家發展改革委員会令第20号)を發布し、「海外投資プロジェクト認可・登録管理弁法」7条1項を改正し、海外投資プロジェクト管理の規制緩和をもう一步進んでいる。

そのため、本論文では、まず、中国における海外投資プロジェクト管理制度の歩みを概観し(I)、そして、2014年に發布された「海外投資プロジェクト認可・登録管理弁法」をめぐって、中国における海外投資プロジェクト認可制と登録制の適用範囲を取りまとめ(II)、海外投資プロジェクト認可・登録の手続を論じ(III)、海外投資プロジェクト認可証書・登録通知書の法的効力を分析し(IV)、最後に、海外投資促進に関する法体系の構築に関する今後の展望を行うこととしたい(「おわりに」)。

¹ 商務部、国家統計局、国家外匯管理局「2014年度中国対外直接投資統計公報」2015年9月17日。

第1節 中国における海外投資プロジェクト管理制度の歩み — 規制から支援へ

1978年の改革開放以来、中国は外国直接投資の誘致や対外貿易の拡大を推進し、海外の資金と技術を国内に取り込み、経済の成長を続けてきた。一方、21世紀に入り、中国は、従来の「引進來」政策に加えて、経済の成長によって蓄えた資金力・技術力を利用し、中国資本や技術の海外進出を積極的に推進し、中国企業の海外投資や経営の国際化を奨励している。この意味で、中国における海外投資プロジェクト管理制度は以前の「規制」から現在の「支援」へ発展している。

1. 1991年の「海外投資プロジェクトに関する管理強化の意見」 — 厳しい規制

1979年8月、国務院は15項目の経済改革措置を打ち出し、外国で企業を設立することができることを初めて明記した(13項目)。しかし、1991年3月、国家計画委員会は「海外投資プロジェクトに関する管理強化の意見」を国務院に提出し、「現段階、中国は大規模で海外投資の基準がまだ整っていない」と指摘した。この判断は1990年代の中国海外投資の基本的指針となった。1991年3月5日、元の国家計画委員会²は「海外投資プロジェクトに関する管理強化の意見」を發布した。この「意見」は、「中国は大規模な海外投資の条件をまだ備えない」と指摘し、企業の海外投資に関する法律や管理経験が不足する一方、投資の主役である国有企業に関する企業改革や管理も不十分であったため、国有資産流失の恐れがあったからであるため、中国企業の海外投資を厳しく規制していた。海外投資プロジェクトの認可権限について、「意見」は「国家に資金を申請するまたは中国側の投資額が100万米ドルおよびそれ以上の海外投資プロジェクトについては、そのプロジェクトの提案書とフィージビリティースタディー報告書は、国家計画委員会が関連部門とともに認可する。契約、定款は、対外貿易経済合作部³が認可する。中国側の投資額が3000万米ドルおよびそれ以上の海外投資プロジェクトについては、そのプロジェクトの提案書とフィージビリティースタディー報告書は、国家計画委員会が関連部門とともに審査意見を提出して国務院に報告し認可する。中国側の投資額が100万米ドル以下の海外投資プロジェクトについては、そのプロジェクトの提案書とフィージビリティースタディー報告書および契約、定款は以上の認可方法に参照し、国務院の各部門および省、自治区、直轄市の指定した総合部門が認可する。そのプロジェクトの提案書とフィージビリティースタディー報告書は、国家計画委員会に登録するが、契約、定款は対外貿易経済合作部に登録する。」と定めていた。そし

² 国家計画委員会は現在の国家発展改革委員会の前身であった。中華人民共和国成立以降、計画経済を実現するために、経済動態を把握し、需給のバランスを計算した上で具体的な計画を立案するために、旧ソ連のゴスプランを真似て、1952年に国家計画委員会を設立した。国家計画委員会は、1998年に「国家発展計画委員会」と名称変更し、さらに2003年3月、第10期全国人民代表大会第1回会議の決議により、国務院体制改革弁公室全体と国家経済貿易委員会の一部を取り込み、「国家発展改革委員会」と改称した。

³ 対外経済貿易合作部は商務部の前身であり、中国の経済と貿易を主管する行政部門である。2003年3月、第10期全国人民代表大会第1回会議の決議により、国家経済貿易委員会の貿易部門と対外経済貿易合作部とが合併して、商務部が成立した。

て、この「意見」を実施するため、1991年8月17日、国家計画委員会は、「海外投資プロジェクトの提案書とフィージビリティスタディー報告書の編成・認可に関する規定」を發布し、海外投資プロジェクトについて、プロジェクト提案書の編成とフィージビリティスタディー報告書の編成の二段階にわけて定めていた。以上の規定からみれば、この段階においては、中国企業の海外投資関が厳しく制限されていた。

2. 2004年「海外投資プロジェクト認可暫定管理弁法」

2004年10月9日、国家発展改革委員会は「海外投資プロジェクト認可暫定管理弁法」（以下、「旧弁法」という）を制定し、海外投資プロジェクトに関する事前的な認可制度を設立している。

(1) 資源開発類プロジェクトの認可権限

資源開発類プロジェクトとは、海外の原油、鉱山等の資源探査開発投資プロジェクトを指す。2004年の「旧弁法」は、資源開発類プロジェクトの認可権限について、下記のように定めている。中国側の投資額が3000万米ドルおよびそれ以上の資源開発類プロジェクトについては、国家発展改革委員会が審査確認を行い、そのうち中国側の投資額が2億米ドルおよびそれ以上のプロジェクトについては、国家発展改革委員会が審査した後、国務院に審査確認を求める（「旧弁法」4条2項）。そして、中国側の投資額が3000万米ドル未満の資源開発類および中国側の外貨使用投資額が1000万米ドル未満のその他のプロジェクトについては、各省、自治区、直轄市および計画単列市並びに新疆生産建設兵団等の省級発展改革部門が審査確認を行う（「旧弁法」5条1項）。

(2) 認可の手続

① プロジェクト申請報告の提出

審査確認権限により国家発展改革委員会または国務院の審査確認を行うプロジェクトは、投資主体が登録所在地の省級発展改革部門にプロジェクト申請報告を提出し、省級発展改革部門が審査した後、国家発展改革委員会に提出する。計画単列企業集団と中央管理企業は、直接国家発展改革委員会にプロジェクト申請報告を提出することができる。（「旧弁法」8条）

② 関係部門の意見の聴取

国家発展改革委員会は、香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地域への投資プロジェクトおよび中国と外交関係を確立していない国、注意が必要な地域への投資プロジェクトを審査確認する前に、関係部門の意見を聴取しなければならない。関係部門は、上記資料を受領した日から7業務日以内に、国家発展改革委員会に書面で意見を提出する。（「旧弁法」9条）

③ 評価論証の委託

国家発展改革委員会は、プロジェクト申請報告を受押した日から 5 業務日以内に、評価論証を必要とする重要問題について、資格を有するコンサルティング機構に評価論証を委託する。委託を受けたコンサルティング機構は、規定の期間内に国家発展改革委員会に評価報告を提出しなければならない。（「旧弁法」10 条）

④ 認可

国家発展改革委員会は、プロジェクト申請報告を受理した日から 20 業務日以内に、プロジェクト申請報告に対する審査確認を完了し、または国务院に審査意見を提出する。20 業務日以内に審査確認決定を出せないまたは審査意見を提出できない場合は、国家発展改革委員会の責任者は 10 業務日の延長を許可し、かつ期間延長の理由をプロジェクト申請者に通知する。上述の審査確認機関には、コンサルティング機構に委託して行わせる評価期間が含まれない。（「旧弁法」11 条）

⑤ 認可書の発行および理由の説明など

国家発展改革委員会は、審査確認を行ったプロジェクトについてプロジェクト申請者に書面の審査確認書を発行する。審査の結果確認を与えないプロジェクトについては、書面決定をもってプロジェクト申請者に通知し、理由を説明するとともに、プロジェクト申請者が法にしたがい行政不服審査を申立て、または行政訴訟を提起する権利を有することを告知しなければならない。（「旧弁法」12 条）

(3) 認可の基準

国家発展改革委員会および省級発展改革部門が海外投資プロジェクトを認可する場合、下記の基準に基づき、審査を行わなければならない。①国の法律、法規および産業政策に合致し、国家主権、安全および公共の利益を損なわず、国際法準則に違反しないこと。②経済と社会の持続的発展の要求に合致し、国民経済発展に必要な戦略的資源の開発に有益であること。国の産業構造調整の要求に合致し、国内の比較的優位性を有する技術、製品、設備の輸出および労務の輸出を促進し、海外の先進技術を導入すること。③国の資本項目管理および外債管理の規程に合致していること。④投資主体が投資実力を備えていること。（「旧弁法」18 条）

3. 2011 年「海外投資プロジェクトに係る認可権限の委譲業務についての通知」

2011 年 2 月 14 日、国家発展改革委員会は「海外投資プロジェクトに係る認可権限の委譲業務についての通知」（以下、「本通知」という）を公布し、一部の海外投資プロジェクトの認可権限を国家発展改革委員会から省級発展改革部門に移管し、その手続を簡略化している。

(1) 認可権限の緩和

① 資源開発類プロジェクトの認可権限

資源開発類プロジェクトの認可権限について、2011年の「海外投資プロジェクトに係る認可権限の委譲業務についての通知」により、一部の権限を国家发展改革委員会から省級发展改革部門へ移転することになった。具体的には、資源開発類の海外投資プロジェクト（特殊プロジェクトは除く）は、所在する省・自治区・直轄市および計画単列市・新疆生産建設兵団等の省級发展改革部門（以下、「省級发展改革部門」という）が認可を行う。中央管理企業が上述の海外投資プロジェクトを実施する場合、企業は自主的に方針を決定し、かつ国家发展改革委員会に登録を行う。中国側の投資額が3億米ドル以上の資源開発類、中国側の投資額が1億米ドル以上の非資源類開発類の海外投資プロジェクトは、国家发展改革委員会が認可を行う。（「本通知」1条）

② 特殊プロジェクトの認可権限

特殊プロジェクトとは、中国と外交関係を確立していない国、国際的な制裁を受けている国、もしくは戦争・動乱等が発生している国および地域での投資プロジェクト、ならびに基礎電信運営、国境を跨いだ水資源開発利用、大規模な土地開発、基幹電力網、新聞メディア等の特殊かつ敏感な業種に係る海外投資プロジェクトである。このプロジェクトは、限度額に関わらず、省級发展改革部門もしくは中央管理企業が初回審査を行った後に国家发展改革委員会が認可を行うか、もしくは国家发展改革委員会が初回審査を行った上で国務院に認可を要請する。（「本通知」2条）

(2) 認可手続の簡略化

海外投資プロジェクトを選別し、協力業務を遂行するため、中国側の投資額が3000万米ドル以上3億米ドル以下の資源開発類、中国側の投資額が1千米ドル以上1億米ドル以下の非資源類開発類の海外投資プロジェクトに対して、省級发展改革部門は認可証書を発行する前に、国家发展改革委員会に報告・登録しなければならず、国家发展改革委員会は認可証書を受領してから5営業日以内に『地方重大海外投資プロジェクト認可登録書』を発行しなければならない。登録を経たプロジェクト認可証書は、関連手続の取扱および関連政策の享受に係る依拠となる。（「本通知」4条）

4. 2014年「海外投資プロジェクト認可・登録管理弁法」

海外投資を促進および規範化し、海外投資管理の職能転換を加速するため、『中華人民共和国行政許可法』、『国務院による投資体制改革に関する決定』、『国務院による確かに保留する必要がある行政審査・批准プロジェクトに対する行政許可設定の決定』に基づき、2014年4月8日、国家发展改革委員会は、「海外投資プロジェクト認可・登録管理弁法」（国家发展改革委員会第9号令。以下、「新弁法」という。）を發布し、2014年5月8日より施

行する。同時に、当委員会が2004年10月に発布した「海外投資プロジェクト認可暫定管理弁法」(国家発展改革委員会第21号令)は廃止する。そして、2014年11月18日の『政府認可の投資プロジェクト目録(2014年版)』に基づき、2014年12月27日、国家発展改革委員会は、「海外投資プロジェクト認可・登録管理弁法」7条1項を改正した。

第2節 海外投資プロジェクト認可制と登録制

上述のように、2014年に発布された「海外投資プロジェクト認可・登録管理弁法」では、海外投資プロジェクトの管理について、以前の認可制を廃止し、「登録制を主とし、認可制を従とする」という管理モデルを確立している。すなわち、国家発展改革委と省級政府発展改革部門は企業海外投資プロジェクトの具体的な状況に基づき、それぞれに認可制と登録制で管理を行う。具体的には、以下のとおりである。

1. 海外投資プロジェクトの認可制

国家発展改革委員会は、経済・社会の発展に関する政策研究、立案、構造調整及び経済体制改革の指導に責任を担う国務院のマクロコントロール部門である。「新弁法」7条1項は、「中国側の投資額10億米ドルおよびそれ以上の海外投資プロジェクトは、認可制を適用し、国家発展改革委が認可する。また、敏感な国家および地域、敏感な業界に係わる海外投資プロジェクトは、限度額を分けず、認可制を適用し、国家発展改革委が認可する。そのうち、中国側の投資額20億米ドルおよびそれ以上、ならびに敏感な国家および地域、敏感な業界に係わる海外投資プロジェクトは、国家発展改革委が審査意見を提出して国務院に報告し認可する。」と定めているが、2014年12月27日、国家発展改革委員会は、この規定を改正し、「敏感な国家および地域、敏感な業界に係わる海外投資プロジェクトは、国家発展改革委が認可する。そのうち、中国側の投資額20億米ドルおよびそれ以上の海外投資プロジェクトは、国家発展改革委が審査意見を提出して国務院に報告し認可する。」と定めている。

この海外投資プロジェクトとは、投資主体が通貨、有価証券、実物、知的財産権もしくは技術、持分、債権等の資産および権利・利益の投入もしくは担保の提供を通じて、海外の所有権、経営管理権およびその他の関連権利・利益を獲得する活動を指す。「(新弁法)3条)

「中国側の投資額」とは、投資主体が海外投資プロジェクトのために投入する通貨、有価証券、実物、知的財産権もしくは技術、持分、債権等の資産および権利・利益または提供する担保の総額を指す。「(新弁法)4条) 海外投資プロジェクトの前期業務の周期が長く、必要となる前期費用(履行保証金、保証手数料、仲介サービス費、資源探査費等を含む)の規模が比較的大きい場合、現行の外貨管理規定の必要に基づき、投資主体は新弁法第7条、8条の規定を参照してプロジェクト前記費用に対して認可もしくは登録を申請することができる。認可もしくは登録を経たプロジェクト前記費用は、プロジェクトの中国側の投資額に計上する。「(新弁法)9条)そして、この「敏感な国家および地域」には、国交を結んでい

ない、および国際制裁を受けている国家、戦争・内乱等が発生している国家および地域を含む。（「新弁法」7条2項）「敏感な業界」には、基礎電信運営、クロスボーダーの水資源開発利用、大規模土地開発、送電線・電力網、新聞・メディア等の業界を含む。（「新弁法」7条3項）

2. 海外投資プロジェクトの登録制

「新弁法」8条は、「敏感な国家および地域、敏感な業界に係わる海外投資プロジェクトを除き、中国側の投資額 10 億米ドル以下の海外投資プロジェクトは、登録制を実行する。そのうち、中央管理企業が実施する海外投資プロジェクト、地方企業が実施する中国側の投資額 3 億米ドルおよびそれ以上の海外投資プロジェクトは、国家発展改革委に登録する。」と定めている。しかし、2014年12月27日、国家発展改革委員会は、「新弁法」7条1項を改正し、「敏感な国家および地域、敏感な業界に係わる海外投資プロジェクトは、国家発展改革委が認可する。」と定めている。この意味で、認可制の適用は「敏感国家・地区」と「敏感産業」の海外投資プロジェクトに限定されている。敏感な国家および地域、敏感な業界に係わる海外投資プロジェクトを除き、その他の海外投資プロジェクトはすべて登録制を適用する。また、地方企業が実施する中国側の投資額 3 億米ドル以下の海外投資プロジェクトは、各省、自治区、直轄市および計画単列市ならびに新疆生産建設兵団等の省級政府の投資主管部門に登録する。（「新弁法」8条）

3. 海外投資プロジェクトの情報報告制度

中国側の投資額 3 億米ドル以上の海外買収もしくは入札プロジェクトは、投資主体が実質的な業務を海外展開する前に、国家発展改革委にプロジェクト情報報告を送付しなければならない。国家発展改革委は、プロジェクト情報報告を受け取った後、国家の海外投資政策に合致するプロジェクトに対し、7営業日以内に確認書簡を発行する。プロジェクト情報報告の書式証書は、国家発展改革委が発布する。ここの「海外買収プロジェクト」とは、投資主体が協議、要約等の方式で海外企業の全部もしくは一部の持分、資産もしくはその他の権利・利益を買収するプロジェクトを指す。海外入札プロジェクトとは、投資主体が海外の公開もしくは非公開の競争性入札に参加する等の方式で海外企業の全部もしくは一部の持分、資産もしくはその他の権利・利益を獲得するプロジェクトを指す。そして、ここの「実質的な業務の海外展開」とは、海外買収プロジェクトにおいては海外的な拘束性協議の締結、拘束性オファーの提出および相手側国家もしくは地域政府の審査部門への申請提出を指し、海外入札プロジェクトにおいては海外的な正式の応札を指す。（「新弁法」10条）

第3節 海外投資プロジェクト認可・登録の手続

中国における海外投資プロジェクトの管理においては、「新弁法」は登録制と認可制との管理方式を構築したうえで、それぞれにこの二つの管理方式の手続を定めている。2004年の「旧弁法」と比べると、手続が簡素化され、所要期間も明確化されている。

1. 海外投資プロジェクト認可の手続

認可制を適用する海外投資プロジェクトに対して、国家発展改革委および省級政府発展改革部門により認可の手続が行われる。具体的には、以下のような手続で行う。

(1) プロジェクト申請報告の提出

国家発展改革委が認可もしくは国家発展改革委が審査意見を提出して国務院に報告し認可する海外投資プロジェクトについて、地方企業は所在地の省級政府発展改革部門にプロジェクト申請報告を直接提出し、省級政府発展改革部門が審査意見を提出した後、国家発展改革委に送付する。中央管理企業は、集团公司もしくは総会社が国家発展改革委にプロジェクト申請報告を送付する。（「新弁法」11条）

国家発展改革委に送付するプロジェクト申請報告は、主にプロジェクト名称、投資主体の状況、プロジェクトの必要性分析、背景および投資環境の状況、プロジェクト実施内容、投融资方案、リスク分析等の内容を含む。プロジェクト申請報告の模範大綱は、国家発展改革委が発布する。（「新弁法」12条1項）プロジェクト申請報告には、以下の付属書類を添付しなければならない。①会社董事会の決議もしくは関連の出資決議。②投資主体および外国側の資産、経営および信用状況の証書。③銀行が発行する融資意向書。④有価証券、実物、知的財産権もしくは技術、持分、債権等の資産権利・利益で出資する場合、資産権利・利益の評価価値もしくは公正価値により出資額を確定し、合わせて相応の資質を有する会計士事務所、資産評価機構等の仲介機構が発行する監査報告、資産評価報告および権限を有する機構の確認書簡、もしくはその他の関連資産権利・利益の価値を証明できる第三者の証書を提出しなければならない。⑤入札、合併・買収もしくは合弁・合作プロジェクトは、中国側が署名した意向書もしくは枠組み協議等の証書を提出しなければならない。（「新弁法」12条2項）

(2) プロジェクト申請報告および付属書類の補足

プロジェクト申請報告および付属書類が揃っていない、もしくは内容が規定の要求に合致していない場合、国家発展改革委は5営業日以内に申告機構に一括で通知して補足を行わせる。（「新弁法」13条）

(3) 関連部門の意見の聴取

敏感な国家および地域、敏感な業界に係わる海外投資プロジェクトについて、国家発展改革委はプロジェクト申請報告を受理した日から 3 営業日以内に関連部門の意見を聴取し、関連部門は意見聴取書を受け取った日から 7 営業日以内に書面意見を発行しなければならない。（「新弁法」14 条）

(4) 諮問機構の評価

国家発展改革委は、プロジェクト申請報告を受理した後、確かに必要がある場合、5 営業日以内に資質をもっている諮問機構に委託して評価を行わなければならない。委託を受けた諮問機構は、規定した期限内に評価報告を提出し、合わせて評価の結論に対して責任を引き受けなければならない。評価期限は、原則として 40 営業日を超えてはならない。評価費用は、国家発展改革委が引き受け、諮問機構およびその業務人員は申告機構もしくは投資主体からいかなる費用も収得してはならない。（「新弁法」15 条）

(5) プロジェクトの認可

① 認可の基準

国家発展改革委によるプロジェクト認可の基準は、以下のとおり。①国家の法律・法規および産業政策、海外投資政策に合致していること。②相互利益、共同発展の原則に合致し、国家の主権、安全および公共利益に危害を与えず、わが国が締結もしくは参加している国際条約に違反しないこと。③国家の資本項目管理関連規定に合致していること。④投資主体が相応の投資実力を備えていること。

② 認可の期限

国家発展改革委は、プロジェクト申請報告を受理した日から、認可の基準を満たす海外投資プロジェクトに対して 20 営業日以内に認可を完了させる、または審査意見を提出して国務院に報告し認可する。20 営業日以内に認可の決定を下すこと、もしくは審査意見を提出することができない場合、国家発展改革委の責任者が 10 営業日の延長を批准し、合わせて期限延長の理由を申告機構に通知する。前項規定の認可期限は、諮問機構に委託して評価する期間を含めない。（「新弁法」16 条）

③ 認可証書の発行

国家発展改革委は、認可したプロジェクトに対して申告機構に書面の認可証書を発行する。認可しないプロジェクトに対して、書面決定の方式で申告機構に通知して理由を説明し、投資主体は法に基づき行政再審を申請もしくは行政訴訟を提起する権利を享受する。（「新弁法」17 条）

2. 海外投資プロジェクト登録の手続

登録制を適用する海外投資プロジェクトに対して、国家発展改革委および省級政府発展改革部門により登録の手続が行われる。具体的には、以下のような手続で行う。

(1) プロジェクト登録申請表および付属書類の提出

国家発展改革委による登録のプロジェクトに属する場合、地方企業は海外投資プロジェクト登録申請表に記入して関連付属書類を添付し、所在地の省級政府の発展改革部門に直接提出し、省級政府の発展改革部門が国家発展改革委に送付する。中央管理企業は、集团公司もしくは総会社が国家発展改革委に登録申請表および関連付属書類を送付する。海外投資プロジェクト登録申請表の書式証書および付属書類は、国家発展改革委が発行する。（「新弁法」19条）

(2) プロジェクト登録申請表および付属書類の補足

登録申請表および付属書類が揃っていない、もしくは内容が規定の要求に合致していない場合、国家発展改革委は5営業日以内に申告機構に一括で通知して補足を行わせる。（「新弁法」20条）

(3) プロジェクト登録の審査

国家発展改革委は、登録を申請したプロジェクトに対し、主に登録管理の範囲に属しているか否か、関連法律・法規、産業政策および海外投資政策に合致しているか否か、国家の資本項目管理関連規定に合致しているか否か、国家の主権、安全、公共利益に危害を与えるか否か、ならびに投資主体が相応の投資実力を備えているか否か等から審査する。（「新弁法」22条）

(4) プロジェクト登録通知書の発行

国家発展改革委は、登録申請表を受理した日から7営業日以内に、登録の基準を満たす海外投資プロジェクトに対して登録通知書を発行する。登録を行わない海外投資プロジェクトに対し、国家発展改革委は書面決定の方式で申告機構に通知して理由を説明し、投資主体は法に基づき行政再審を申請もしくは行政訴訟を提起する権利をもっている。（「新弁法」21条）

3. 海外投資プロジェクト認可・登録の変更手続

すでに認可もしくは登録した海外投資プロジェクトに、以下のいずれかの状況が生じた場合、新弁法第7条、第8条の規定に基づき、国家発展改革委に変更を申請しなければならない。①プロジェクトの規模および主要内容に変化が発生した場合。②投資主体もしくは持分構造に変化が発生した場合。③中国側の投資額が元の認可もしくは登録から20%およびそれ以上超える場合。（「新弁法」23条）

第4節 海外投資プロジェクト認可証書・登録通知書の法的効力

1. 認可証書・登録通知書の法的効力

投資主体は、認可証書もしくは登録通知書により、法律に基づき、外貨、税関、出入国管理および租税徴収等の関連手続を行う。規定した権限および手順により認可もしくは登録していないプロジェクトに対し、関連部門は関連手続を行ってはならず、金融機関は貸付を実行してはならない。（「新弁法」24条）

投資主体が国家発展改革委の認可もしくは登録を必要とする海外投資プロジェクトを実施する場合、最終的な法的拘束効力を有する証書に海外署名する前に、国家発展改革委が発行する認可証書もしくは登録通知書を取得しなければならない。または、締結する証書において発効基準を法に基づき国家発展改革委が発行する認可証書もしくは登録通知書の取得とすることを明確化することができる。（「新弁法」25条）

2. 認可証書・登録通知書の有効期限

認可証書および登録通知書は、有効期限を規定しなければならない。そのうち建設類プロジェクトの認可証書および登録通知書の有効期限を2年、その他のプロジェクトの認可証書および登録通知書の有効期限を1年とする。有効期限内に投資主体が「新弁法」第24条の規定した、外貨、税関、出入国管理および租税徴収等の関連手続を完了できない場合、有効期限満了前30日以内に有効期限の延長を申請しなければならない。（「新弁法」26条）

3. 違法的に取得した認可証書・登録通知書の場合の法的責任

投資主体は、海外投資プロジェクト申請報告もしくはプロジェクト登録申請表および付属書類の真実性、合法性に対して責任を負わなければならない。投資主体が海外投資プロジェクト申告過程において法律・法規に違反した、または関連状況を隠匿もしくは虚偽資料を提供した場合、国家発展改革委は受理を行わず、もしくは認可、登録を行わない。すでに認可証書もしくは登録通知書を取得した場合、国家発展改革委は認可証書もしくは登録通知書を取り消し、合わせて警告を行う。（「新弁法」28条）「新弁法」の規定に基づき投資主体が認可もしくは登録手続を申請すべきであるが法に基づき認可証書もしくは登録通知書を取得せずに勝手に実施したプロジェクト、ならびに認可証書もしくは登録通知書の内容に基づき実施しなかったプロジェクトを発見した場合、国家発展改革委は関連部門とともにそれにプロジェクト実施の停止を命令し、合わせて関連部門に提案もしくは引渡して法に基づき関連責任者の法律および行政責任を追及する。「新弁法」第10条の規定に基づき投資主体がプロジェクト情報報告を送付すべきであるが情報報告の確認書簡を獲得せずに実質的な業務を海外展開した場合、国家発展改革委は通報・批判を行い、それに是正を命令する。性質が深刻で、国家利益に深刻な損害をもたらす場合、国家発展改革委は関連部門とともに法に基づき処罰を行い、合わせて関連部門に提案もしくは引渡して法に基づき関連責任者の法律および行政責任を追及する。（「新弁法」29条）

おわりに

上述のように、中国では、2014年の新しい「海外投資プロジェクト認可・登録管理弁法」の施行により、海外投資プロジェクトの認可制の適用範囲が大幅に縮小され、投資先と投資産業が「敏感国家・地区」と「敏感産業」に属する海外投資プロジェクトに限定されている。それ以外の海外投資プロジェクトについては、すべて登録制を適用する。これによって、海外投資プロジェクトの管理について、以前の認可制を廃止し、「登録制を主とし、認可制を従とする」という管理モデルを確立している。そして、2004年の「旧弁法」と比べると、手続が簡素化され、所要期間も明確化されている。「新弁法」の実施に伴い、中国企業の海外投資はますます拡大すると期待されている。ところが、「本弁法」は、海外投資プロジェクトに関する国家发展改革委員会または省級发展改革部門の認可や登録などのことのみを定めている。中国の企業が海外投資をしようとする場合、海外投資プロジェクトの認可や登録以外、商務部および省級商務主管部門による海外投資の登録や認可、国家外貨管理局による外貨の管理、中国輸出入銀行・国家開発銀行などの金融機関による金融支援、国家税務機関による税制優遇などに関連している。現段階、中国における海外投資においては、融資困難や外貨管理の制約、許可手続の煩雑、政府の支援不足などの問題がまだ存在している。これらの問題は中国企業の海外投資の障害になるとされる。中国企業の海外投資を促進するため、上述の問題を解決し、中国企業の海外投資の認可、外貨の使用、金融の支援、税制の優遇などを一層緩和することが求められている。そのうえで、現段階の海外投資促進の政策や法令を整理し、統一的な「海外投資促進法」を制定することが必要であろう。

第3章 中国の金融改革と人民元の国際化

信金中央金庫 海外業務支援部
上席審議役 露口 洋介

はじめに

2016年1月に業務を開始したアジアインフラ投資銀行（AIIB）や2015年11月にIMF理事会で承認され2016年10月に実現する人民元のSDR構成通貨入りなど中国は国際金融面で積極的な施策を展開している。この背景には人民元の国際化を推進しようという中国政府の意図が存在する。人民元の国際化を進めるためには資本取引の自由化が必要であり、銀行システムの改革、金利の自由化、為替レートの弾力化などの金融改革が求められる。本稿では、中国の金融改革と人民元国際化の動きを概観し、日本の対応を考えてみたい。

第1節 中国の金融改革

1. 銀行システムの改革¹

1978年に開始した改革開放政策以前は、中国は計画経済を実施しており、中国人民銀行が預金、貸出、送金などの業務を行う唯一の銀行であった（モノバンクシステム）。1979年から1984年1月までの間に、中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行、中国工商銀行が人民銀行から分離されたり新たに設立されたりして、4大国家専門銀行が整備され、人民銀行は中央銀行業務に専念することとなった。国家専門銀行として中国工商銀行は都市の商工業向け貸出業務、中国農業銀行は農村向け貸出業務、中国銀行は外為業務、中国建設銀行は中長期投資貸出業務を主に担当することとされ業務範囲が制限されていた。

その後の中国の銀行システムの改革の歴史は、国家の銀行から、商業ベースで活動する銀行への移行の過程とすることができる。

1994年には、政策金融を担う政策性金融機関として国家開発銀行、中国輸出入銀行、中国農業発展銀行が設立された。1995年には中国人民銀行法と商業銀行法が制定され、国家専門銀行は国有商業銀行となって従来の業務の垣根が撤廃された。

一方、1987年には株式制商業銀行として交通銀行が復活した。その後株式制商業銀行が相次いで設立された。また、改革開放以降、都市において組合組織の都市信用社が形成されてきたが、これを合併整理することによって、1995年以降各地に都市商業銀行が誕生した。農村部では2000年以降、農村信用社の統合により農村商業銀行、農村合作銀行が設立され、さらに2006年以降、村鎮銀行などの新型農村金融機関が誕生した。

¹ 詳細は露口（2006）を参照。

国有商業銀行は、政策性金融機関が設立された後も、中央政府や地方政府の要請による政策的貸出を実施していたため、不良債権が累積し、不良債権比率は最大 35%に達していた。政府は 1998 年に 2700 億元の資本注入を行い、1999 年には資産管理会社を設立して不良債権を移管した。2004 年には交通銀行に財政部等が増資を行い、2005 年 4 月に香港証券取引所に上場した。さらに中国政府は 2003 年末に中国銀行と中国建設銀行、2005 年 4 月に中国工商銀行、2008 年 6 月には中国農業銀行に対して外貨準備を利用して資本注入を行うなどして不良債権を処理した。これら 4 つの銀行も資本注入後香港証券取引所や上海証券取引所に上場した。この結果現在では、これら 4 銀行に交通銀行を加えて、5 大商業銀行と分類されており、中国の銀行業金融機関は表 1 のとおりとなっている。

表 1. 銀行業金融機関(2014 年末)

	機関数	就業人員	総資産金額(億元)
政策性銀行	3	62,520	156,140
大型商業銀行	5	1,764,617	710,141
株式制銀行	12	410,816	313,801
都市商業銀行	133	346,816	180,842
農村商業銀行	665	373,635	115,273
農村合作銀行	89	32,614	9,570
農村信用社	1,596	423,992	88,312
非銀行金融機関	327	55,576	50,123
企業集団財務会社	196	9,095	
信託会社	68	16,683	
金融リース会社	30	2,851	
自動車金融会社	18	6,072	
マネーブローカー	5	605	
消費者金融会社	6	11,871	
資産管理会社	4	8,399	
外資銀行	41	47,412	27,921
その他機関 ^(注)	1,218	245,437	70,981
銀行業金融機関合計	4,089	3,763,435	1,723,355

注:その他機関は新型農村金融機関(村鎮銀行など)、郵政貯蓄銀行、中徳住宅貯蓄銀行。
出所:銀行業監督管理委員会 2014 年報

また、2008 年に農業銀行の不良債権処理が終了したことから、2009 年以降商業銀行の不良債権比率は 1%台に低下している(表 2、3)。但し、最近は不動産価格の低下などにより若干上昇している。

表 2. 大型商業銀行(5行)の不良債権比率(2006年までは4大商業銀行)

													単位:%	
2002年末	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15年 9月末	
26.2	20.4	15.6	10.5	9.22	8.05	2.81	1.80	1.31	1.10	0.99	1.00	1.23	1.54	

出所: 銀行業監督管理委員会

表 3. 商業銀行不良債権比率(2004年までは主要商業銀行) %

													単位:%	
2003年末	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15年 9月末		
17.8	13.21	8.61	7.09	6.17	2.42	1.58	1.14	1.00	0.95	1.00	1.25	1.59		

出所: 銀行業監督管理委員会

旧4大国有商業銀行は上場後も2014年末で国有比率が50%を超えており、交通銀行についても国や国有企業の保有比率が40%程度を占める。その他の銀行も地方政府や公的部門が主な出資者となっている。今後、金融機関改革の主要な課題として国有比率を低下させていくことが挙げられる。また、民間銀行の参入も進められており、2015年1月から6月までの間に5行の民間銀行が新設された。国家の銀行から商業ベースの銀行への移行は進展しているものの未だに道半ばといえる。今後は、国などの公的保有比率を低下させ、民営化を進めていくことが課題であり、民間銀行の業務拡大も期待される。

2. 金利自由化

中国の非金融企業、個人部門に資金調達総額を表す社会融資総量を見ると、2015年1～9月中実行分で銀行の人民元貸出によるものが75.3%を占め、それ以外のいわゆる「シャドウバンク」と呼ばれる部分は2013年をピークに縮小している(表4)。

表 4. 社会融資総量

												単位: 億元	
	2002年	2005年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年 1月～9月	2015年 9月末		
社会融資規模 (A)	20,112 (100.0)	30,008 (100.0)	69,802 (100.0)	139,104 (100.0)	140,191 (100.0)	128,286 (100.0)	157,631 (100.0)	173,169 (100.0)	164,571 (100.0)	119,400 (100.0)	1,347,000 (100.0)		
人民元貸出 (B)	18,475 (91.9)	23,544 (78.5)	49,041 (70.3)	95,942 (69.0)	79,451 (56.7)	74,715 (58.2)	82,038 (52.0)	88,916 (51.3)	97,816 (59.4)	89,900 (75.3)	904,800 (67.2)		
(A)-(B)	1,637 (8.1)	6,464 (21.5)	20,761 (29.7)	43,162 (31.0)	60,740 (43.3)	53,571 (41.8)	75,593 (48.0)	84,253 (48.7)	66,755 (40.6)	29,500 (24.7)	442,200 (32.8)		
委託貸付	175	1,961	4,262	6,780	8,748	12,962	12,838	25,466	25,070	10,100	103,500		
信託貸付	-	-	3,144	4,364	3,865	2,034	12,845	18,404	5,174	566	54,100		
企業債	367	2,010	5,523	12,367	11,063	13,658	22,551	18,111	24,253	18,500	134,700		
その他	1,095	2,493	7,823	19,651	37,064	24,917	27,359	22,272	12,258	488	139,500		

注: ()内は構成比%

[その他]は外貨貸出、銀行引受手形、株式調達など

出所: 中国人民銀行

銀行の貸出金利と預金金利は、従来人民銀行が基準金利を決定し、それぞれの金利の上限と下限を設定してきた。銀行の貸出金利は、国有企業のコスト軽減を主目的に低位に維持され、同時に銀行の利鞘を保障するため預金金利はさらに低位に規制されてきた。貸出では1年以下、5年以下、5年超、預金は流動性預金、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年など期間毎に基準金利が設定されイールドカーブが人民銀行によって人為的に定められていた。このような状況では、金利の変更によって資金の需給をバランスさせることは困難である。人民銀行は銀行の貸出量を管理せざるを得なくなる。そこで貸出量をコントロールする「窓口指導」を、金融政策の主たる手段としている。

しかし、金利規制は資金の効率的な利用を阻害するし、海外との間の資本取引が活発化してくると、銀行の貸出量をコントロールする金融政策の有効性は低下する。そこで人民銀行は、金利の自由化を徐々に進めてきた。まず、2004年10月に貸出金利の上限と預金金利の下限が撤廃された。2013年7月に貸出金利の下限も撤廃されたが、その後も人民銀行は貸出基準金利を公表し続けており、2015年6月の総貸出残高の7割が基準金利の1.3倍未満の金利水準で貸し出されている²。預金金利については2015年8月26日以降、1年超の預金金利について上限が撤廃され、2015年10月24日に実施された金利引き下げ時に全ての期間の預金金利について上限が撤廃されたが、こちらも依然として基準金利が公表されている（表5）。人民銀行の公表文によると、「依然として基準金利は金融機関が金利を決定する際の重要な参考である」³とし、「金融機関の金利設定行為をマクロ銀行監督の枠組みに組み入れ、差別的預金準備率、再貸出、再割引、差別的預金保険料率などの手段を通じて合理的な金利設定を指導する」⁴と述べられている。高すぎる預金金利や低すぎる貸出金利で競争を激化させるような銀行は、預金準備率などの設定で不利に扱うということを意味する。これは、利鞘縮小による銀行経営の急激な悪化を緩和するための措置と考えられる。

このような状況では非金融部門の資金調達の大宗を占める銀行の人民元預金・貸出のルートが自由化したとは言いがたく、当面中国は依然として規制金利の下にあると見るべきである。また貸出量をコントロールする「窓口指導」も継続されるものと思われる。

² 中国貨幣政策執行報告 2015年第2季度

³ 「央行有關負責人就降息降准以及放開存款利率上限進一步答記者問」 中国人民銀行、2015年10月26日

⁴ 「央行有關負責人就降息降准以及放開存款利率上限答記者問」 中国人民銀行、2015年10月23日

表 5. 中国人民銀行が定める現行金利一覧(2015 年 10 月 24 日時点)

	金利水準	変更日付
金融機関が預ける人民銀行預金金利		2008 年 11 月 27 日
法定準備預金	1.62	
超過準備預金	0.72	
人民銀行の金融機関に対する貸出金利		2010 年 12 月 26 日
20 日	3.25	
3 ヶ月	3.55	
6 ヶ月	3.75	
1 年	3.85	
再割引	2.25	
金融機関の人民元預金金利		2015 年 10 月 24 日
流動性預金	0.35	
3 ヶ月	1.10	
6 ヶ月	1.30	
1 年	1.50	
2 年	2.10	
3 年	2.75	
金融機関の人民元貸出金利		2015 年 10 月 24 日
1 年以下	4.35	
1 年超 5 年以下	4.75	
5 年超	4.90	

出所: 中国人民銀行

3. 資本取引の自由化⁵

中国では国内の金融資本市場が未発達で、急激な資金流出入による経済の混乱を防ぐため、原則として資本取引は規制されている。徐々に自由化は進んでいるが、全体としてみると、自由化レベルは日本の1970年代の水準に止まっている。日本では、1980年に外国為替管理法の改正が行われ、資本取引に対する規制は従来の原則禁止から原則自由に転換した。

資本取引の項目ごとに自由化の現状を見ると以下のとおりである。

(1) 直接投資

対内直接投資についてみると、外資系企業による企業の設立・買収は、奨励類、許可類の産業については商務部門に届け出ると自動的に認可されるが制限類については審査を経た認可が必要である。禁止類産業は外資の参入が禁じられている。対外直接投資も商務部門による認可が必要である。2013年9月に中国（上海）自由貿易試験区が開設され、その後、2014年12月には広東省、天津市、福建省に自由貿易試験区が設置された。これらの自由貿易試験区では外資系企業の設立認可がネガティブリスト方式に移行するなど、一部地域で規制が緩和されている。

日本では1990年代に対内直接投資、対外直接投資ともに原則事後報告制に移行している。

(2) 証券投資

対内証券投資は、外貨で送金する適格海外機関投資家制度（QFII）が2002年に導入され、人民元で送金するRQFIIが2011年に導入されたが両者とも投資上限が設定されている。

対外証券投資については、適格国内機関投資家制度（QDII）が2006年に導入され、2014年11月には人民元建のRQDIIが導入された。これらも金額が制限されている。

また、2014年11月には上海・香港ストックコネクトが開始した。上海と香港の株式市場がリンクされ、上海と香港の株式市場を通じて相手方上場株式に投資することができるようになった。個人も投資できることが従来のQFIIやQDIIと異なる。なお、双方向の取引とも投資上限が設定されている。

2015年10月にはロンドンで人民元建の中国国債が発行されるなど、様々な資本取引が可能となっているが、依然として、投資の上限があったり、取引自体が認可制であるなど、自由化は充分進んでいない。

(3) 対外貸出・借入

金融機関以外の外資企業の対外借入については、国家外貨管理局に登録することが必要で、認可された総投資額と登録資本金の差額が借入限度額となる。外資系企業以外の中資系企業と中資系・外資系金融機関については、短期対外債務は国家外貨管理局、中長期対外債務は国家発展改革委員会に申請し承認を受ける必要がある。

⁵ 詳細は露口（2014b）を参照。

対外貸出については、国内銀行による商業ベースの外貨建て対外貸付は 2008 年に原則自由となっている。国内企業による海外子会社に対する貸付は 2009 年 6 月に可能となった。

なお、中国（上海）自由貿易試験区で 2014 年 2 月にクロスボーダー外貨プーリングとクロスボーダー人民元プーリングが導入された。外貨プーリングについては 2014 年 6 月に全国に拡大され、人民元プーリングについては 2014 年 11 月に多国籍企業による取り扱いを全国で開放した。プーリング業務は銀行にプーリング口座を開設し、海外と国内の資金の移動を行う業務であるが、外貨プーリングでは流出入双方に、人民元プーリングでは資金流入の総額に制限が設けられている。

以上のように、資本取引は徐々に自由化されているが、依然として、取引主体や取引量に制限が存在する。

国際決済銀行（BIS）が 3 年に 1 度作成している統計で各通貨の為替取引高の貿易額に対する倍率を見ると、ドルや円では為替取引額が貿易額の 100 倍から 300 倍になっている。これはドルや円の為替取引の大部分が資本取引のために行われていることを示している。これに対して人民元では 10 倍以下に止まっている。これは人民元の資本取引が厳しく制限されていることを示している（表 6）。

表 6. 貿易額に対する為替取引高の倍率

	2007 年 4 月	2010 年 4 月	2013 年 4 月
米ドル	約 200 倍	約 240 倍	約 300 倍
円	約 100 倍	約 140 倍	約 200 倍
人民元	約 2 倍	約 4 倍	約 7 倍

出所：BIS、IMF。

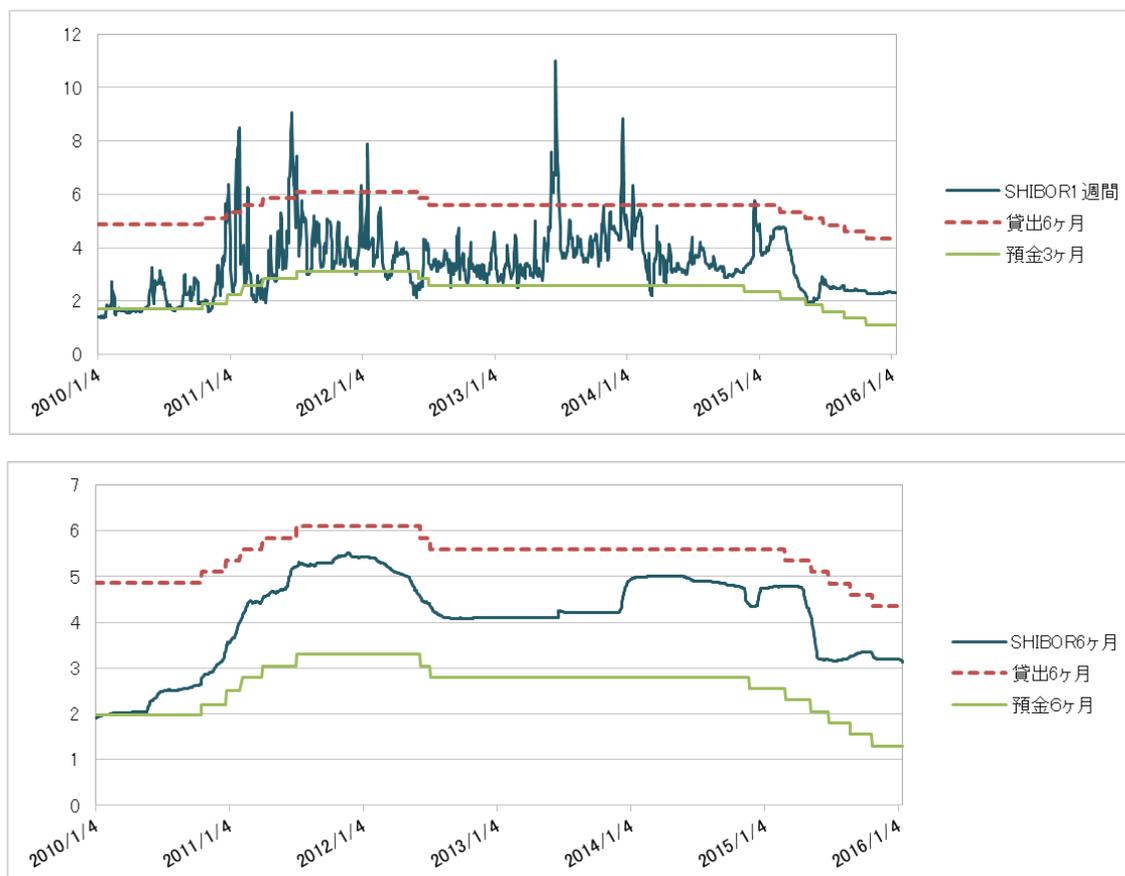
4. 金融政策の手法

前述のとおり、中国では金利が依然として規制されており、貸出量をコントロールする「窓口指導」が金融政策の主な手段とならざるを得ない。銀行間市場で自由に決まっていることになっている金利も、実態としては各期間について預金、貸出基準金利の影響を受けており完全に自由な金利とはいえない（図 1）。貸出量をコントロールする金融政策が有効であるためには内外の資本移動が規制されていることが必要である。

金融政策の手法としては、他に預金準備率がある。銀行の預金の一定比率を人民銀行に強制的に預金させる制度で、中国では現在大手銀行で 17.5%となっている。

また、銀行間市場で公開市場操作も行っている。人民銀行が手形を発行して市場から人民元資金を吸収したり、リバースレポで手形を買い入れて市場に人民元資金を供給したりすることを指す。預金準備率の上げ下げと公開市場操作は、基本的には法定準備率を超えて銀行が人民銀行に預金を預ける超過準備の額を調整するために行われる。超過準備を少し多めにすると金融緩和のサイン、少なめにすると金融引き締めとなる。しかしあくまでも金融政策の中心は貸出量のコントロールである。

図 1. 上海銀行間オファー金利 (SHIBOR) と預金・貸出基準金利



出所：上海銀行間オファー金利ウェブサイト

今後、資金のより効率的な利用や人民元の国際化を進めるため、資本取引の一層の自由化が進む可能性がある。貸出量をコントロールする金融政策は有効性が低下するため、金利を利用する金融政策に移行する必要がある。その場合、短期金利を一つ選んで政策金利とし、それをコントロールして他の期間の金利は市場に任せるとするのが一般的な方法である。例えば日本では無担保オーバーナイトコールレートが政策金利である。

前述のとおり、中国では 2015 年 10 月 24 日に預金・貸出金利の上限・下限が撤廃されたにもかかわらず、依然として規制金利の下にある。人民銀行の易綱副行長は、この措置を公表した後に行われた講演⁶で「金融政策の手段として数量的手段がやはり重要であるが、金利手段がこれから徐々に重要になる」と述べて現状は数量的手段が中心で、少しずつ金利を使用する金融政策に移行するという方針を示した。また、政策金利の候補としてオーバーナイト金利と 7 日物レポ金利の 2 つを挙げている。一方で「中国では人々が預金・貸出基準金利の変更になれているので、しばらくの間基準金利を公表し続け、市場の参考とする」と述べ、金融政策の意図の伝達手段として基準金利を使い続ける方針を示した。

⁶「易綱副行長出席第十一届“北京-東京論壇”経貿分論壇の発言」中国人民銀行、2015 年 10 月 27 日

人民銀行は、2013年初に1～3ヶ月の常設貸出ファシリティ（SLF）、2014年9月には中期貸出ファシリティ（MLF）を導入し、銀行間市場の資金需給の調節手段を充実させている。また、2015年9月15日から準備預金の積み立て方法を、10日間の積み期間の毎日法定準備額を上回らなければならない方法から、平均残高で上回ればよい方法に変更した。これによって、銀行は毎日資金調達に迫られる必要がなくなるため、短期金利の変動が安定することとなり、短期金利を政策金利として使用しやすくなる。金利を使用した金融政策に移行する準備は徐々に整ってきているが、完全に移行するにはしばらく時間がかかるものと思われる。

5. 人民元為替レート制度の改革

中国の為替レート制度の改革は1994年に開始された。中国人民銀行は、それまで存在していた調整センターレートと公定レートの2つの為替レートを一本化するとともに、対ドル為替レートを切下げ1ドル=8.70元とし、「市場の需給を基礎とする管理された変動相場制」を採用すると宣言した。その後人民元の対ドルレートは徐々に上昇し1997年末には8.28元弱となった。しかし、アジア通貨危機が発生し、他のアジア通貨の対ドルレートは大幅に切下がった。中国経済の混乱を回避するため、人民元はこれに追随せず、98年初から1ドル=8.28元弱のレベルで事実上米ドルペッグに移行した。人民銀行は、2005年7月21日に為替レート形成メカニズムの改革を宣言し、人民元の対ドルレート基準値を8.2765元から8.1100元に約2%切上げ、「市場の需給を基礎に、バスケット通貨を参考に調節される、管理された変動相場制」に移行した。人民元の対ドルレートの基準値は毎朝公表され、当日の取引価格はこの基準値の上下それぞれ2%を超えてはならないと規制されている。ただしバスケット通貨に含まれる通貨の内容やウエイトなど具体的な変動ルールは明らかにされていない。

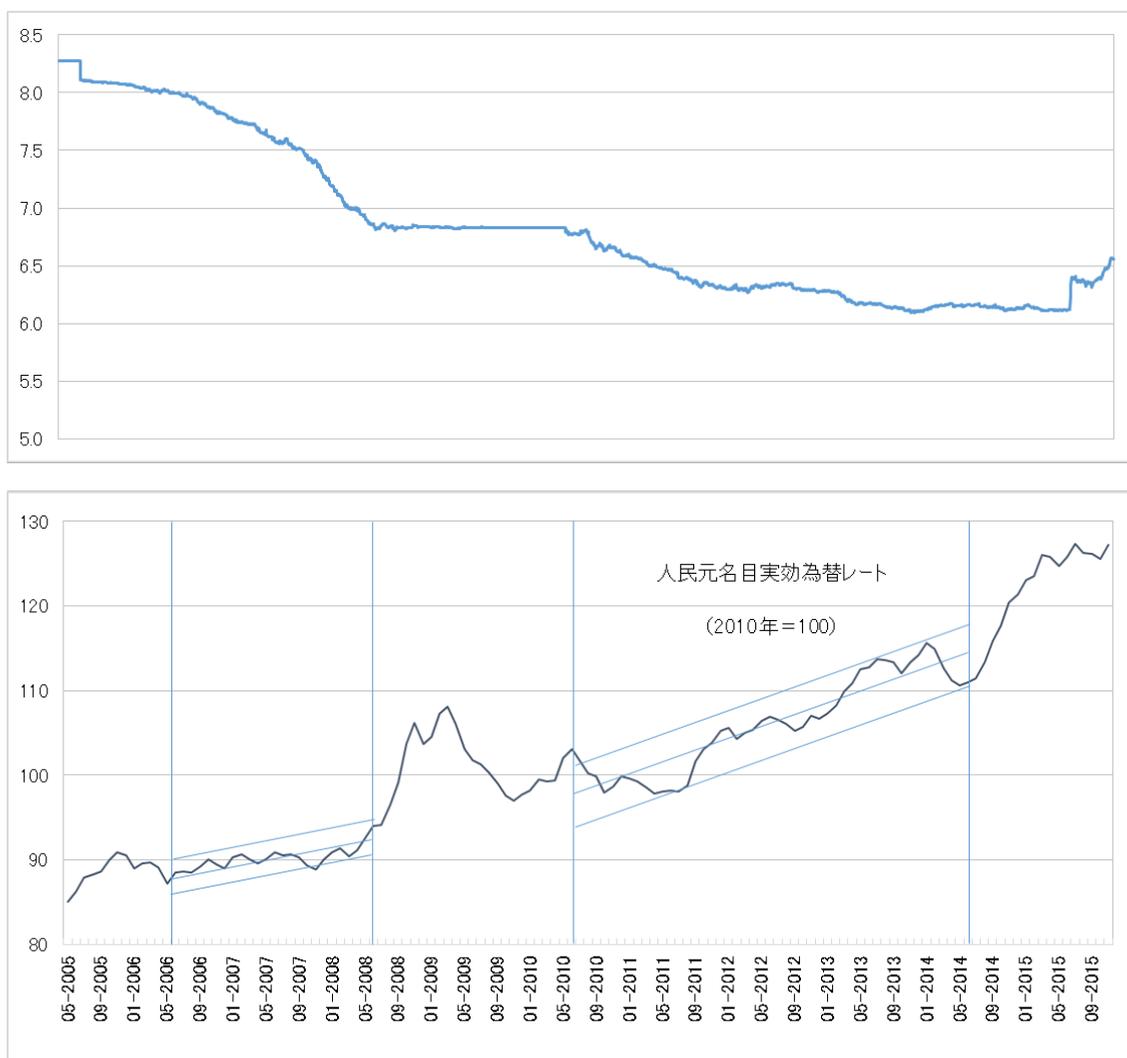
国際決済銀行（BIS）の試算による人民元の名目実効為替レートの推移を見ると、2006年6月から2008年6月までの間、おおそ年率2%の上昇トレンドの上下2%のバンドに収まる非常に安定した変動を示した（図2）。また、2010年8月から2014年6月まではおおそ年率5%の上昇トレンドの上下3%のバンドに収まる変動を示している。名目実効為替レートは、ある通貨の様々な通貨に対する為替レートの変動を通貨毎にウエイトを付けて全体的に見るもので、このような動きは人民元為替レートが大部分の時期に、バスケット通貨に緩やかに連動してきたことを意味する。

ただし、例外的な時期が二つ存在する。世界金融危機を受け、2008年7月ころからユーロをはじめ主要通貨の対ドルレートが大幅に低下し、人民元が機械的にバスケット通貨に連動すると、対ドル為替レートが大幅に低下する状況に至った。これに対し、人民元は1ドル=6.8～6.9元の間で推移する事実上の米ドルペッグに移行した。中国経済がリーマンショック後の減速から充分回復した後、2010年6月19日に、人民銀行は従前の「市場の需給を基礎にバスケット通貨を参考に調節する管理された変動相場制」に戻ると宣言した。

2回目は2014年春以降、ギリシャ危機に対応した欧州中央銀行（ECB）の金融緩和を受け、ユーロなど主要通貨の対ドルレートが大幅に低下した時期である。人民元は1ドル＝6.1～6.2 元の間で推移するドルペッグに再び移行し、名目実効為替レートは急上昇を示して2015年8月に至った。

人民元の為替レートは通常、バスケット通貨に緩やかに連動して決定されているが、対ドルレートが大きく低下する際は、米国への配慮と中国経済の混乱を回避するため米ドルにペッグするというパターンがあることが読み取れる。

図2. 人民元の対ドルレートと名目実効為替レートの動き



出所：中国人民銀行、BIS

中国人民銀行は、2015年8月11日、「人民元の対ドル為替レート基準値の報告方法を改善することに関する声明」を公布し、米ドルペッグから離脱して、人民元の対ドルレート基準値を市場レートで決定される方法に変更するとした⁷。同日以降人民元の対ドル基準値は3日連続で合計4.5%以上切り下げられた。この措置は輸出促進のための通貨切り下げとみなされ、中国経済に懸念が生じたことで世界的な株安や新興国などの通貨安を招いた。

人民元レートの基準値は市場開始前に十数行の報告行が、当日の取引に使用するのに適切と考えるレートを外貨交易中心（CFETS）に報告し、加重平均して作成されるが、実際には人民銀行がコントロールしてきた。2015年8月の変更によって、報告行は前日の市場の終値を参考にして報告することとされ、市場レートをより反映する方法となった。人民銀行の周小川行長は、今回の措置は人民元レート市場化の重要なステップであると述べ、輸出促進のための通貨切り下げという見方を否定した⁸。

6. 人民元の SDR 構成通貨入り

2015年8月の改革は人民元のSDR（特別引き出し権）構成通貨入りを実現することを目的として実施されたと考えられる。

SDRは、国際通貨基金（IMF）が創設した加盟国間で外貨準備の融通を受ける権利である。加盟国はIMFからSDRを配分され、外貨準備として計上する。2015年は5年に一度IMFがSDRの構成通貨やウエイトを見直す年に当たっていた。従来、SDRの構成通貨はドル、ユーロ、英ポンド、日本円の4通貨だった。中国政府は人民元の国際化を進めるため、外貨準備適格とみなされるSDR構成通貨への人民元の組み入れを強く推進してきた。

一方、IMFが5年毎に見直す理由は、外貨準備資産としてのSDRの魅力を増すこととされている。人民銀行とIMFは密接な協議を続けてきたと見られ、IMFは2015年7月半ばに内部的に完成したSDR見直しに関するスタッフペーパーを同年8月4日に公表した⁹。従来、輸出額が大きいことと「自由利用可能通貨」であることがSDR構成通貨の条件とされていた。中国の輸出額は世界最大でこの点は問題ない。自由利用可能通貨か否かは為替取引量などの数量指標によってIMFが判断する。このスタッフペーパーでは、新たに実務上の問題の解決が要求された。まず、市場で決定される代表的な為替レートの存在が必要とされた。IMFは現在の人民元対ドル基準値は市場レートから乖離しており、適切なものではないと指摘し、外貨取引センターの終値に近いレートが望ましいと示唆した。人民銀行による2015年8月の為替レート決定方式の改革は、このIMFスタッフペーパーの提案を忠実に実現したものである。人民元対ドル基準値はドルペッグから離脱し、市場の終値を参考に定められる方法に変更された。外貨交易中心は2015年8月24日から一日に5回、人民元の対ドル取引レートの参考値公表を開始し、IMFはこのうち最後の午後4時の公表値

⁷ 詳細は露口（2015）を参照。

⁸ 「二十国集团財長和央行行長会議在土耳其安卡拉举行」中国人民銀行、2015年9月5日

⁹ "Review of the Method of the Valuation of the SDR - Initial Considerations", IMF, August 3, 2015.

を代表的レートとして使用することとなった。

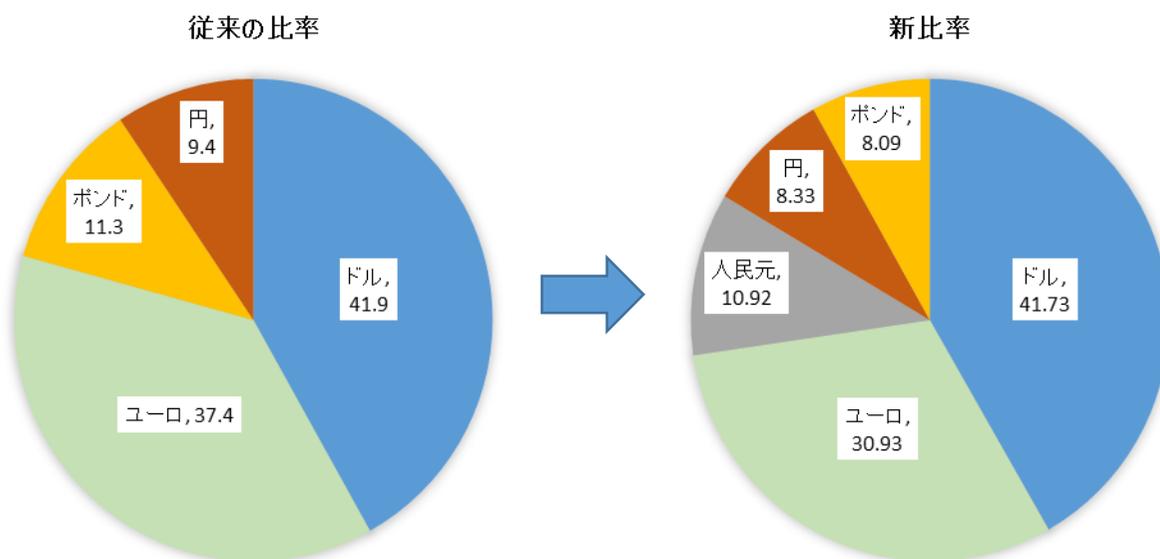
IMF は SDR 利用者がリスクをヘッジするため中国国内市場に参加する必要性も指摘した。これを受けて、人民銀行は 2015 年 7 月 14 日に海外の中央銀行、通貨当局、国際金融機関などに限って国内銀行間債券市場での取引を認め、同年 9 月 30 日には海外中央銀行などに国内銀行間外為市場で取引することを認めた。全体として資本取引が規制されている中で、SDR 入りに必要な範囲に限って規制を緩和したわけである。

これらの措置を受けて IMF は 2015 年 11 月 30 日の理事会で人民元の SDR 構成通貨入りを認めた。構成比は従来のドル 41.9%、ユーロ 37.4%、ポンド 11.3%、円 9.4%から、ドル 47.13%、ユーロ 30.93%、人民元 10.92%、円 8.33%、ポンド 8.09%となった。新しい構成通貨は 2016 年 10 月 1 日から適用される (図 3)。

人民銀行の易綱副行長は、今後も「市場の需給を基礎に、バスケット通貨を参考として調節する、管理された変動相場制」を続けると述べている。2015 年 12 月 11 日、外貨交易中心 (CFETS) は人民元レートの主要通貨に対する変動をウエイト付けした CFETS 人民元レート指数の公表を始めた。人民元レートは、バスケット通貨への緩やかな連動に戻りつつ、より弾力的に変動する可能性が高いと思われる。

資本取引が自由化された場合、為替レートが固定的だと、中国がドル金利と異なる水準の金利を設定しても海外との間で無限に資金移動が起これ、結局、金利水準がドル金利に収斂する。金利を使った金融政策に移行し、それを独自に行うためには、今後、人民元レートがさらに弾力的に変動するシステムに移行する必要がある。

図 3. SDR 構成通貨の見直し



出所:IMF

第2節 人民元国際化と日本の対応

1. SDR 構成通貨入りと人民元の国際化

中国が IMF に人民元の SDR 入りを求めた目的は、人民元国際化の推進である。具体的には、各国が人民元の保有を増加させることが見込まれる。IMF の国際収支マニュアルでは、外貨準備資産は交換可能通貨である必要がある。人民元は資本取引が規制されており、交換可能通貨として充分な疑義が存在した。対外決済に備え人民元を保有しても、外貨準備に計上せず、「その他外貨資産」に計上していた国が多かったと見られる。IMF の公的外貨準備統計では SDR 構成通貨を含む 7 通貨とその他の通貨という分類でしか報告を求めておらず、人民元の比率は不明だった。IMF は今年春、各国にアンケートを行い、外貨準備に公的部門が保有する「その他外貨建資産」を加えた公的外貨資産保有状況を調べた。その結果人民元の比率は 1.1% となった（表 7）。人民元の多くは「その他外貨資産」に含まれていたと考えられる。途上国、新興国にとっては通貨アタックを避けるため、外貨準備の数字が多いほどよいので、SDR 入りに伴い人民元を外貨準備に計上できるのであれば、人民元の保有動機が高まる。この結果人民元に対する需要が増加し、人民元の国際化を推進することとなる。

表 7. 通貨別で見た世界の公的外貨準備と公的外貨資産

公的外貨準備通貨別比率 (2015 年第 2 四半期末)	
米ドル	63.8%
ユーロ	20.5
英ポンド	4.7
日本円	3.8
カナダドル	1.9
オーストラリアドル	1.9
スイスフラン	0.3
その他	3.1

出所:IMF

公的外貨資産通貨別比率 (2014 年末)	
米ドル	63.7%
ユーロ	21.0
英ポンド	4.1
円	3.4
オーストラリアドル	2.1
カナダドル	2.0
人民元	1.1
スイスフラン	0.2
ニュージーランドドル	0.2
スウェーデンクローナ	0.2
その他	1.9

出所:IMF

2. クロスボーダー人民元決済の開始¹⁰

中国人民銀行は 2009 年 7 月 2 日、国境をまたぐ対外決済（クロスボーダー決済）に人民元を使用することの試行を認め、人民元の国際化の第一歩を踏み出した。日本は 1952 年に IMF に加盟し、1964 年に IMF8 条国に移行した。8 条国移行とは、經常取引を自由化し、

¹⁰ 詳細は露口（2013）を参照。

經常取引に伴う自国通貨と外貨との交換を保証する義務を負うことを意味する。中国は1980年にIMFに加盟し、1996年に8条国に移行した。それぞれ日本からおおよそ30年遅れである。一方、日本が円による対外決済を認めたのは1960年の円為替・非居住者自由円勘定の導入である。中国は日本からおおよそ50年遅れて人民元による対外決済を認めたわけであり、かなり遅いタイミングである。

金利の自由化など国内金融市場の整備が進まないうちに人民元の国際化を進めて資本移動が活発になると、銀行の貸出量をコントロールする金融政策は有効性を失う怖れがあること、「管理された変動相場制」の下、ニューヨーク、ロンドン、東京など海外市場で人民元売買が可能であると、海外で人民元レートが形成され、為替レート管理が困難になる可能性があることが、この遅れの理由と考えられる。

依然としてこのような懸念が存在する状況で人民銀行が2009年7月に人民元国際化を開始した理由について、当時の公表文¹¹では、「世界金融危機の影響を受け、米ドル、ユーロなどの主要な国際決済通貨の為替レートが大幅に変動し、わが国と近隣国家や地域の企業が第三国通貨を使用して貿易決済を行う場合大きな為替リスクに直面した」ことを主たる理由として挙げている。ここで言う第三国通貨は明らかに米ドルを指している。この時期に人民元の国際化が開始されたことの主目的は、過度の米ドル依存からの脱却である。

世界金融危機の生じた2008年には、主要通貨の為替レートが大きく変動した。また、民間銀行がクレジットラインを絞り、市場でドルが枯渇し、国際決済に支障が出かねない状況が生じた。米ドル不足に直面した各国は米連銀との間の通貨スワップ取引によって米ドルを調達し、危機をしのいだ。中国は米国による米ドルの供給状況が世界経済に影響を与えることを世界経済の不安定要因と捉えている¹²。

人民元建対外取引が増加すると為替リスクが減少し、国際銀行業務が人民元で行われるようになれば、人民元による流動性供給が可能となる。

当初、人民元のクロスボーダー決済の試行が開始された際には、対象取引は商品貿易取引に限られ、地域的にも中国国内では上海市と広東省の4都市のみ、海外では香港、マカオ、ASEANに対象地域は限られていた。2010年6月には対象取引が經常取引全体に拡大し、海外の地域制限も撤廃され、2011年8月には中国国内の地域制限が撤廃された。

人民元建の資本取引については、2010年8月から徐々に認められてきた。当初は、外貨で対外決済できる資本取引を順次人民元でも決済できるようにして人民元の国際化を進めていたが、2013年ころから、資本取引規制の下で人民元による対外決済を外貨より便利なものとし、人民元の国際化をさらに進めようとしている。例えば、貿易取引の決済には貿易取引であることの証明（実需証明）が求められるが、近年その手続きが簡素化される中で、人民元決済の手続きの方がより簡素化されている。対内直接投資についても、外貨送金の場

¹¹ 中国人民銀行「中国人民銀行有關負責人就《跨境貿易人民幣結算試點管理辦法》有關問題答記者問」2009年7月2日

¹² 「関與改革國際貨幣体系的思考」、中国人民銀行、2009年3月

合は人民元に交換した後、銀行口座から払い出す際の手続きが人民元送金の場合よりも厳格になっている。

このような措置の結果、世界の対外支払い通貨に占める人民元の比率は国際化初期の0.1%から1.1%に増加し、各国の公的外貨資産に占める比率もゼロの状況から1.1%まで増加するなど、人民元の国際化は順調に進展してきた（表7、8）。

表8. クロスボーダー支払い額通貨別比率

2010年10月～2011年9月中		2014年7月～2015年6月中	
ユーロ	43.3%	米ドル	42.7%
米ドル	33.8	ユーロ	35.4
カナダドル	5.4	英ポンド	4.1
英ポンド	3.6	日本円	3.4
日本円	3.5	スイスフラン	2.5
スイスフラン	2.0	カナダドル	2.3
オーストラリアドル	2.0	オーストラリアドル	1.8
スウェーデンクローナ	0.8	人民元	1.1
デンマーククローネ	0.7	香港ドル	1.0
人民元	0.1	スウェーデンクローナ	0.6
その他	4.8	その他	5.0

出所：SWIFTのデータに基づきIMFが計算

3. アジアインフラ投資銀行（AIIB）

中国を含め57カ国がAIIBに参加を表明し2015年6月に50カ国が設立協定に署名した。中国の出資比率は29.8%で第一位。AIIBの総裁には中国財政部の元副部長（副大臣）が就任し本部の所在地も中国・北京となっており、中国が主導する地域開発金融機関である。現状日本とアメリカは参加していない。

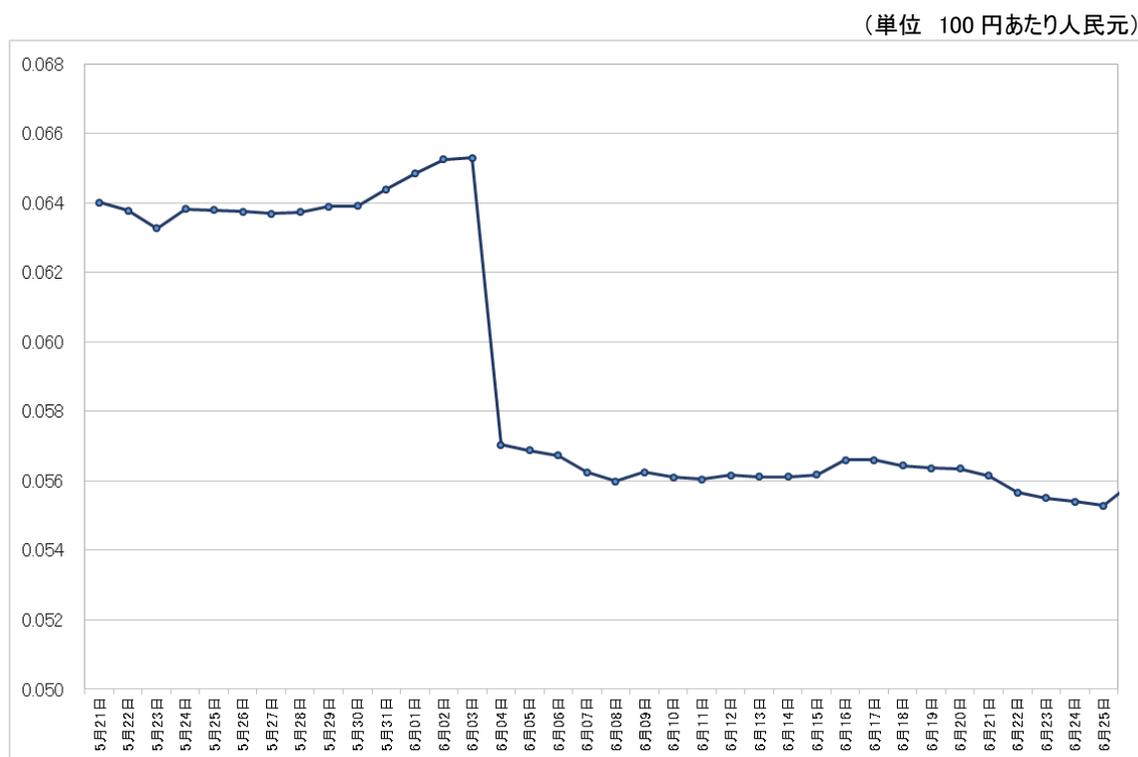
さらに地域開発銀行であるBRICS銀行（新開発銀行）が、ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカの5カ国によって2015年7月に設立された。当初資本金は500億ドル。本部は上海で総裁にはインド人が就任した。中国は元財政部局長を副総裁に指名している。また、中国独自のインフラ投資基金として2014年12月にシルクロード基金が設立された。こちらは中国人民銀行が主導し、元行長助理が会長に就任した。外貨準備のほか、政府系ファンドの中国投資有限責任公司（CIC）、中国輸出入銀行、国家開発銀行が出資し、合計400億ドルの出資が予定されている。

AIIBやシルクロード・ファンドは、当初の原資が米ドルであり、少なくとも当面の融資については米ドルを使用する予定であるため、直接人民元の国際化につながるものではない。しかし、中国がこれらの機関を通じて対外的な影響力を増大させることは間違いない。中国の政策性銀行や大型商業銀行が人民元建の対外融資を増大させるのと同様、AIIB等の対外融資に占める人民元建て比率が上昇することによって、人民元の国際化が推進されるであろう。

4. 日本の対応

中国の過度のドル依存からの脱却の動きは、日本にとっても円の国際化と東京市場活性化の好機である。2011年12月に日中両国政府は「日中両国の金融市場の発展に向けた相互協力の強化」に合意した。これにもとづき、2012年6月、東京と上海の銀行間外為市場で円・人民元直接交換取引が開始された。それ以前は、顧客企業との間で円売り・元買い取引を行った銀行が為替リスク回避のため銀行間市場で反対売買を行う場合、相手を見つけることが難しいため、元売り・ドル買い、ドル売り・円買いという二つの取引に分解して行っていた。しかし、日中間の取引が拡大し、直接取引が成り立つ可能性が高まってきた。直接取引になると決済リスクが減少する上、銀行間取引の売買スプレッドが縮小し、銀行の対顧客売買スプレッドも縮小する可能性がある。12年6月に中国の大手銀行は、公表ベースの対顧客人民元・円売買スプレッドを一斉に引下げた(図4)。また日本の大手銀行も2012年夏にかけて順次公表ベースの円・人民元売買スプレッドを引下げた。円で中国に送金し、中国で人民元に交換する方法が、円をドルに交換しドルで送金して人民元に交換する方法より有利になる可能性が高まった。人民元で送金し日本で円に交換する取引も同様に有利になる可能性がある。円・人民元直接交換取引の開始は日中間取引の決済通貨に占めるドルの比率を下げ、円や人民元の比率を上昇させる効果があるといえる。

図4. 中国大型商業銀行の円・人民元対顧客売買スプレッド(参考値)



出所: 中国大型商業銀行のうち3行のホームページの数値の平均。

なお、アジア各国においても過度の米ドル依存からの脱却という方針は共有されている。1997年に発生したアジア通貨危機において、IMFは国際収支危機に陥ったタイ、インドネシア、韓国に対して支援融資を行う際に、これらの国が前年まで財政黒字であったにもかかわらず財政支出の削減を求めたり、金融部門の改革、ガバナンス改革などの構造改革を含む非常に厳しい条件を課した。その結果、これら3カ国の実質GDP成長率は1998年にマイナスに落ち込んだ。インドネシアでは社会が混乱し、スハルト政権が崩壊した。これ以来米国が主導するIMFに対するアジアの不信は根強い。

また、2008年の世界金融危機において、主要通貨の為替レートの大幅な変動やドルの流動性枯渇に苦しんだのも同様である。

日本は2013年5月にインド・デリーのADB総会の機会に開催された「日-ASEAN財務大臣・中央銀行総裁会議」においてASEAN5カ国（インドネシア、フィリピン、シンガポール、タイ）それぞれとの間で金融協力の合意項目を公表した¹³。シンガポールとの合意事項には「クロスボーダー取引における円およびシンガポールドルの利用拡大（円とシンガポールドルの直接交換取引の促進を含む。）について、中長期的な課題として検討」と示されており、タイとの合意事項についても同様の項目が含まれている。

クロスボーダー取引における自国通貨の利用を進める手段としては、ASEANを中心とした各国間のATM接続が挙げられる。このプロジェクトはAsian Payment Network (APN) と呼ばれる。例えば、マレーシアの旅行者がタイで現地の銀行のATMからタイ・バーツの現金を引き出すことができ、マレーシアの銀行の自分の口座からマレーシア・リンギットの同等額が引き落とされる。主要なクレジットカードでも同様の取引が可能であるが、その場合2国間の送金決済は通常米ドルを経由して行われる。APNの場合、2国間の決済は原則としてどちらかの国の通貨によって行われることとされている。日本加盟前の状況ではアジア大洋州の10カ国が加盟していた¹⁴。2014年1月、日本のATMシステム間の情報交換を行うNTTデータがAPNに加盟した。このATM接続が稼働すると、日本とアジア大洋州各国の間で米ドルを使わないクロスボーダー決済が増加することとなる。これも円の国際化に貢献する。

東京市場の活性化策としては、東京市場における人民元取引を増加させることが重要であろう。そのためには、安心して投資ができる人民元建商品が必要である。一つの方法として、日本の大銀行や大企業など日本市場における信用力の高い先が人民元建債券を発行して資金を調達することが考えられる。また、そのような債券を証券取引所に上場して、売買を行い、人民元建証券決済と資金決済が同時に行われるような決済インフラを整備することも市場の拡大のために有用である。2015年6月に三菱東京UFJ銀行とみずほ銀行が東京市場で人民元建債券を発行した。

¹³ 「日本とASEAN各国との二国間金融協力について」財務省、2013年5月3日

¹⁴ マレーシア、シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピン、韓国、ベトナム、中国、オーストラリア、ニュージーランド。

第3節 今後の展望

人民元の国際化は、現時点では中国と他国の間の2国間の取引について人民元の利用比率を上昇させ、過度の米ドル依存から脱却することを目的としている。中国にとって、過度に米ドルに依存することによって生ずる様々なリスクから逃れることが重要である。人民元の資本取引は依然として制約が多いため、第3国間取引にも人民元が広く使われるようになり、基軸通貨としての米ドルに挑戦するような状況が短期間に実現することは困難であろう。

中国が人民元の国際化をさらに進めるためには資本取引を自由化する必要がある。そうすると金利を利用した金融政策への移行が求められる。そのためには先行して金利を自由化し、為替レートをより弾力化しなければならない。その結果、利鞘が縮小する一方で金利、為替変動リスクが増大するため銀行破綻の可能性が高まる。従って商業ベースの銀行への銀行システム改革が先決すべき課題である。今後このような順序を念頭に置きつつ、一部並行して人民元の国際化と金融改革が進められていくであろう。なお、銀行破綻に備えて15年5月に預金保険条例が施行された。一人当たり50万元までの預金が保護される。

人民元の国際化に対応して、日本も人民元取引を拡大し東京市場活性化を図るとともに、様々な方法で円の国際化を図り、国際通貨としての地位を維持する努力をすべきであろう。

【参考文献】

- 露口洋介（2006）「銀行システムの改革」深尾光洋編『中国経済のマクロ分析 高成長は持続可能か』日本経済新聞社。
- 露口洋介（2012）「中国人民元の国際化と中国の対外通貨戦略」外国為替貿易研究会『国際金融』1234号。
- 露口洋介（2013）「人民元の国際化と円・人民元直接交換取引」日本貿易振興機構『中国経済』2013年8月号。
- 露口洋介（2014a）「ATM接続とアジアの通貨戦略」外国為替貿易研究会『国際金融』1260号。
- 露口洋介（2014b）「中国の為替管理自由化」霞山会『東亜』2014年8月号。
- 露口洋介（2015）「中国為替制度改革の論点」日本経済新聞『経済教室』2015年9月17日。

第4章 中国系企業の対日観光投資及び

人材の「走出去」の現状と受入れ側の課題 ～ホテル・旅館経営業と介護・看護人材育成現場のその後～

ジャーナリスト・共栄大学非常勤講師

高田 智之

はじめに

これまで、北米、欧州が対日投資を牽引してきたが、ここ数年、中国を中心にアジアからの対日投資が増えている¹。地理的な近さ、中国人観光客の増加、東京オリンピック（2020年）が要因とみられる。安倍政権は2014年6月、新たな成長戦略を発表した。その要である「地方創生」²では、対日投資の地方分散に力を入れる。同戦略はまた、経済成長を阻む大きな要因は人口減少に伴う労働力不足であると指摘しており、この国家的課題への対策として、政府は外国人人材の受け入れ拡大を表明した。

平成26年度の報告書で、外資、外国人人材の積極的な活用が喫緊の課題となる中、中国、台湾資本を受け入れてホテル・旅館の経営で地域の活性化を図っている山梨県石和温泉街³と、中国人介護士の育成に乗り出したさいたま市の『元気村』グループをケーススタディーとして取り上げた。

今報告書では、これらのケースのその後を追った。同時に、日本への中国人観光客が爆発的に増加する中、中国系企業によるホテル・旅館などへの投資の最新の状況を紹介。外国人人材受入れについては、中国人人材の「走出去」（海外進出）を受け、NPO法人、日本語学校などが育成している中国人看護師に焦点を合わせ、その実態を報告し、課題を取り上げた。

第1節 活発化する中国系企業の対日観光投資

日本への中国人旅行者は観光ビザの発給要件緩和などを受けて急増し、国土交通省によると、2015年に日本を訪れた中国人旅行者は2014年の2倍以上の499万3800人で、国・地域別旅行者数のトップ。中国の商業専門紙『北京商報』（電子版）は2015年11月13日付で、上海豫園旅遊商城、中信旅遊、同程旅遊、春秋集団の大手観光会社計4社が同年10月末から11月上旬にかけ、相次いで北海道のスキーリゾートを買収したり、日本の旅行社

¹ JETRO 対日投資部の『対日投資拡大に向けて』（2016年1月）によると、2010年以降、アジアの対日直接投資残高の増加率は北米、欧州を上回り、2000年を100としたときの2014年の増加率はアジア699%、欧州356%、北米346%。しかし、ストックベースではなお欧米勢が定着している。

² 地方の人口減少に対処し、地域経済の活性化を目指す。政府の司令塔として「まち・ひと・しごと創生本部」を設置、地方創生担当相も新設した。創生本部は省庁間の縦割りが目立った従来の地方関連政策を見直し、新たに各地の実情に沿った地域振興策を検討する。

³ 1961年に山梨県笛吹市（旧石和町）で湧き出した温泉を利用し、発展した温泉街。周辺の小河川に流れ出て老若男女が集まる「青空温泉」が現れたのが発端とされる。中国など外国人観光客の取り込みに力を入れている。『新日本観光地』100選の第3位。

と合弁会社を設立するなど、急増する日本への中国人観光客の取り込みに向け、中国系企業の競争が激化していると伝えた。以下に中国系企業の対日観光投資の最近の例を表にした。山梨県・石和温泉街のホテル、旅館買収例も含めた。※印はジェットロが支援したケース。

表 1. 中国系企業の対日観光投資(買収・資本出資したホテル・旅館、旅行社設立など)の例

中国系企業	日本法人名	時期	概要
上海豫園旅遊商城	星野リゾートトナム	2015年11月11日	北海道・トナムのスキーリゾート施設。株式100%買収、約183億円
中信旅遊		2015年11月6日	JTBグループとの共同出資による新紀元国際旅行社が北京で日本観光体験店舗を初開業
同程旅遊		2015年11月4日	HISと合弁で日本の旅行資源の統合・調達
春秋集団		2015年10月28日	主要観光都市でホテル開業(サンフロンティア不動産と提携)
新東洋	ホテル東洋	2014年10月	山梨・石和温泉の温泉ホテル。1992年から経営を手掛けたが倒産。約1億円で買収
※Ctrip(携程旅行網)		2014年5月	中国最大のオンライン旅行会社CtripがCTRIP JAPANを東京に設立。予約サービス提供。ジェットロ支援
※上海吉祥航空		2014年4月	2014年1月就航の「上海-那覇便」に続き、同4月、「上海-関空便」就航。ジェットロ支援
※上海春秋国際旅行社有限公司		2012年11月	(株)日本春秋旅行を設立。中国人旅行客向けに、宿や観光地、現地の交通手段などの「地上手配」を専門に行う。ジェットロ支援
CIMIC 日本法人	旅館「華の館 染井」	2010年4月	CIMICは中国国営の貿易関連企業。「華の館 染井」は熱海市の老舗温泉旅館。経営不振で企業再生法申請
華成ジャパン	ハミルトン宇礼志野	2010年4月	華成ジャパンは日本法人(長崎市)。「ハミルトン宇礼志野」は佐賀県嬉野市の温泉ホテル
中国投資家	山田温泉ホテル	2010年4月	北海道ニセコ地区のホテル
中国投資家	旅館「みわ」	2010年	山梨・石和温泉の旅館。経営破綻し約8千万円で買収
※名力集団	旅館「竹泉荘」	2007年5月	香港に拠点を置く名力集団が蔵王国定公園内の高級和風温泉旅館を買収、リニューアルオープン。ジェットロ支援

出所: 北京商報など各種報道、各社発表等をもとに筆者作成

ここに挙げた例以外に、中国から日本に帰化した投資家グループが母国の人脈を活かして、手広く日本国内のホテルを買収、経営しているケースもあるという⁴。

⁴ 山梨県・石和温泉の『温泉ホテル東洋』の湯本政夫代表取締役の話。

第2節 発想も中国系がリードする石和温泉

山梨県の外国人宿泊者はここ3年、全体的にどの国も増加傾向にあり、特に中国からの宿泊客が継続的に大きく増加しているため、全体に占める割合も大きい⁵。中国人宿泊者は県全体で2015年10月期、延べ5万6470人で外国人宿泊客の56.5%を占め、第1位。次いで、台湾の1万740人。中国人の場合、2014年同期の62.4%増。2015年1～10月期、延べ58万5840人で外国人宿泊客の57.8%を占めて第1位。次いで台湾の15万1110人。中国人の場合、2014年同期の81.8%増となっている。

「東京の奥座敷」と呼ばれている山梨県笛吹市の石和温泉は34件の宿泊施設がある。

このうち、石和温泉旅館協同組合（山下安廣理事長）加盟の中国系の旅館、ホテルは6件と、2014年より1件増えた。これらは、経営不振に陥ったため、中国系資本に買収されたものだ。中国系の宿泊施設は組合に加盟していないところを含めると「正確な数は分からないが、もっと多いはず」と山下理事長は言う。

石和温泉では、中国人観光客をはじめ、台湾、東南アジアなどからの観光客の取り込みに力を入れているが、中国系のホテル、旅館がリードしており、地元の旅館が逆に経営面で中国系ホテルのアドバイスを受けるような場面もある。2014年に筆者が現地で取材した時は、「中国系の経営者にいかに地域社会に溶け込んでもらうかが悩み」（山下理事長）だったが、今では彼らから異文化の中国人観光客取り込みのノウハウを伝授してもらう立場になった。

1. 『温泉ホテル東洋』の場合

写真1 買収したホテル背に湯本氏



2015年12月17日筆者撮影

⁵ 『宿泊旅行統計調査結果（速報値）報告』山梨県観光部、2015年12月28日。

(1) 豊富な中国人脈活用

中国系の『温泉ホテル東洋』（写真1）は、1ヶ月平均、中国人宿泊客1300人を受け入れる。観光バスで約30台分の人数である。経営者は上海出身の自称湯本政夫さん。日本人経営の旅館にこれらの客の一部を回すこともある。中国系旅行会社や日本国内最大規模の免税店などと提携し、集客を図る。上海出身の湯本さんならではの豊富な中国人脈を活用したやり方だ。

(2) 好み、行動パターンに合わせる

倒産した『ホテル東洋』を買収したのは2014年10月。早くも温泉ホテル東洋の前にある空き地に新たに和風旅館を建設するほどの勢いである。コック、調理師など従業員は計6人で、全員、中国東北部出身。うち2人は山梨大学など日本の大学の卒業生を採用した。徹底的に中国人観光客の好み、行動パターンに合わせるのが成功の秘訣だという。中国人観光客は経費節約型、朝が早い、朝風呂に入らない、日本のお決まりの朝食は不要で、バイキングでいいーなど。日本の旅館はその点、どっちつかず。中国人ツアーの主目的は宿泊ではなく、買い物、観光である。観光と言っても、特に内陸部からの観光客は日本の文化、歴史にはさほど、興味は示さないという。例えば、こんなアドバイスを。日本の地方の旅館は4~5人は収容可能な畳の大部屋が普通だが、これは中国人宿泊客向きではない。中国人の団体ツアーは2名1部屋が習慣になっている。湯本さんは石和温泉の地元旅館に対して、改築して中国人向けの部屋のつくりと日本人向けのつくりの二つのタイプに分けるべきだと主張する。実際、部屋割りの問題で、ツアー側のニーズに旅館側が応じ切れず、せっかくの客を逃すケースが出ている。

湯本さんは1987年、来日した。日本語学校、東京国際大学で学んだ後、プラスチック、金属スクラップのリサイクル資源の香港向け輸出に従事し、現地に工場も建て、仕事は順調だったが、中国経済の減速で輸出量が減り、廃業。丁度、観光ビザ発給条件が緩和され、香港、中国から日本への観光客が増えていた時期に当たった。横浜でクルーズ船に乗ったところ、中国人客の多いのに驚き、新たな仕事は観光関連と決意。2014年5月、物件探しのため、同じ中国出身の共同経営者とともに石和温泉を訪れた。2~3日滞在し売りに出されていたホテル東洋に目をつけ、同年10月、現金（1億円余り）で買収した。

祖父が浙江省出身で上海の繁華街、南京路でホテルを経営する資産家だったという湯本さん。『多分、祖父の血を引いているのだろう』と述べ、ホテル経営に乗り出したことに因縁を感じるという。

湯本さんは、中国大手の観光会社がリゾートを買収したり、日本の旅行社と合弁会社を設立する最近の傾向について、『中国国内と同じかそれ以下の格安ツアーで、日本の中小の旅館、ホテルを潰す戦略だろう』と見る。

2. 求む中国語人材 地域に定着する中国系ホテル

石和温泉旅館協同組合理事長で旅館『きこり』の社長、山下安廣さんは、中国人観光客に対応するため、山梨県内の中国人留学生をインターンシップで受け入れている。地元は高齢化で若い日本人の女性従業員の確保は難しい。「大手のホテルでも中国人を雇ってもやめる者が少なくないと聞いている。留学生をインターンシップで使った。彼らを引き付ける魅力ある職場にするためにはどうすればいいか考えている」と山下さんは言う。

2015年は中国人観光客の急増で、2014年より稼働率は良かったが、格安ツアーで低料金なので思ったほど利益は出ていない。石和温泉の日本人経営の旅館、ホテルは東日本大震災以降、客が減ったことも影響して、計画していた中国からの研修生受入れをすべて中止せざるを得なかった。研修費用を捻出するのが苦しいためだ。西安の中華料理専門学校から調理師を目指す研修生を受け入れ、日本料理を教えたり、広州から大学生を受け入れ、仲居の見習いをしてもらう予定だった。

一方、2014年に取材した際、山下さんは中国人経営者がなかなか地元で馴染んでくれないと、不安を訴えていたが、2015年にさらに1軒が組合に加盟し、中国人経営者の組合加盟は6軒になった。「何回か懇談会を開いた甲斐があった」と山下さん。市議会の傍聴にも彼らと一緒にいき、日本社会の仕組みも知ってもらう。転売目的に旅館、ホテルを買い取るのではなく、経営のために地域に根を張るようになったという。先に紹介した『温泉ホテル東洋』の湯本さんは山下さんを「お父さん」と呼び、山下さんは湯本さんから異文化の中国からの観光客の“おもてなし”のノウハウを逆に教わるといった信頼関係が生まれた。

3. 台湾系ホテルも中国語人材求める

石和温泉には、中国系資本の宿泊施設のほかに、8年前から大掛かりにホテルを展開している台湾資本がある。経営不振に陥ったホテルを買収し、『石和びゅーほてる』など4施設を展開する。やや高級志向で、その分、格安ツアーの中国人客は少ない。海外からの客を担当する黄恵君さんによると、宿泊する外国人客は台湾の団体客が最も多い。最近ではベトナムからの客が増えているという。

この台湾資本のホテルでも中国語人材が不足している。山梨県の大学を卒業した中国人を採用したが、帰国してしまい、定着が課題になっている。台湾・高雄市の大学と提携して、インターンシップ生を受け入れ、人材確保に懸命になっている。

4. まとめ

山梨県は中国からの宿泊客が継続的に大きく増加し、全体に占める割合も大きい。山梨県笛吹市の石和温泉は34件の宿泊施設がある。急増する中国人観光客の取り込みは中国系のホテル、旅館がリード、日本人経営の旅館は彼らから異文化の中国人観光客取り込みのノウハウを伝授してもらう立場になった。

中国系の『温泉ホテル東洋』は日本人経営の旅館に中国人客の一部を回す余裕もある。中国系旅行会社や日本国内最大規模の免税店などと提携し、集客を図るといった豊富な中国人脈の活用が奏功している。従業員は全員、中国人。中国人観光客の好み、行動パターンに合わせるのが成功のコツ。中国人ツアーの主目的は宿泊ではなく、買い物、観光である。

石和温泉旅館協同組合理事長で旅館『きこり』の社長、山下安廣さんは、中国人観光客に対応するため、中国人人材が不可欠と考え、山梨県内の中国人留学生をインターンシップで受け入れた。仕事として彼らに定着してもらうには、旅館を魅力ある職場にする必要があると考える。日本人経営の旅館、ホテルは東日本大震災以降、客が減ったことも影響して、研修費用の捻出ができず、計画していた中国からの研修生受入れを中止した。台湾資本のホテルでも中国語人材が不足している。山梨県内の中国人留学生をインターンシップで受入れる一方、台湾・高雄市の大学とも提携して、人材確保に懸命になっている。

第3節 人材の「走出去」と受け皿としての課題

新成長戦略のもう一つの課題、人口減少に伴う労働力不足への対策として、政府は外国人人材の受け入れ拡大を挙げた。介護職員、看護師の不足が深刻化している。2020年度には現状では全国で約20万人の介護職員が不足し、団塊の世代が75歳以上になる2025年度に必要な介護職員は253万人で、38万人不足する（厚生労働省推計）。看護師の場合、同省の試算では、2025年には最大で13万人が不足するとされる⁶。経済連携協定（EPA）⁷による外国人介護・看護人材受け入れが先駆的に行われてはいるが、労働力不足への対応ではなく、あくまで経済連携強化の一環。介護、看護人材確保には労働条件、処遇の改善に加え、外国人人材の受け入れ拡大が急務となっている。介護福祉士の資格を取得した留学生など外国人への在留資格（介護ビザ）付与も検討中。また政府は外国人技能実習制度⁸の対象に介護分野を加える方針である。

1. 就労待つ中国人介護福祉士

「せっかく取った資格が日本で活かせない。機器も技術も進歩を続けており、じかにその情報に触れることもできない」。関東福祉専門学校で2年間勉強し日本の介護福祉士の資格

⁶『潜在看護師、掘り起こせ』共同電、2015年10月9日配信。

⁷モノやサービスの貿易や投資が自由できるように2国間や複数国の間で結ぶ協定。日本はオーストラリアやインドといった14カ国・地域と結んでいる。

⁸途上国の外国人を実習生として企業や農家で受け入れ、技術習得を目的に働いてもらう制度。1993年に導入した。繊維や機械、農業など多様な業種で実施しており、政府は介護職にも拡大する方針。2014年末の実習生は約16万7千人。出身国は中国が最多だが、近年はベトナム人が急増している。

を取得した中国・大連市出身の田慧子さん（31）は、こう嘆く。資格取得から5年が経過、「このままでは帰国するのも一案かなとも思う」と言う。

田さんは現在、関東福祉専門学校事務員兼さいたま市の社会福祉法人『元気村』グループ（以下、元気村、本部：さいたま市）の国際交流センターの副主任で、翻訳、通訳を担当している。来日のきっかけは大連職業技術学院在学中に元気村が友好協定を結んだ大連慈善総会を通じて行った介護福祉留学奨学生への応募。中国では、日本の介護福祉士に近い養老護理員の資格も持っている。「日本の先進的な技術を勉強し、日本の介護現場で働き日中の介護人材育成の架け橋になる」のが夢だが、その見通しが立たない。元気村が受入れ日本の介護福祉士の資格を取った外国人はEPAの4人とそれ以外の田さんを含めた2人の計6人。

現時点では永住権を持つ人、EPAによる場合を除き、日本では介護福祉士としての就労が認められない。資格を取得した外国人への介護ビザ付与は検討中。外国人技能実習制度の対象職種に介護分野を追加する方針が明らかになっているが、制度本体の改正後となり、2016年度中の実現は無理な情勢である。「国内の人材確保対策を充実・強化していくことが基本であり、外国人を介護人材として安易に活用するという考え方は採るべきではない」⁹との意見もあり、外国人が介護職員として日本で就労できるにはまだ、時間がかかりそうだ。

2. 日本の経験を中国に 瀋陽に合弁の介護施設

社会福祉法人『元気村』グループの株式会社部門『サンガホールディングス』（さいたま市）と『瀋陽泉輝国際老年リハビリ有限公司』が2015年6月6日、中国瀋陽市に介護施設『幸福 長滙』を設立した。日本の介護サービスの経験を中国高齢者福祉サービスに導入するのが目的。施設は1000床（うち400床が介護棟）で、認知症・要介護者に特化した介護サービスやリハビリテーションといった専門のケアサービスを提供する。元気村によると、今後は日本式介護人材育成や介護施設の管理運営指導を行う中で、現地の高齢者の生活習慣に合わせた日本の技術・経験と中国文化を融合した介護モデルを確立し、中国全土における高齢者サービス事業の展開を目指す。

田さんは「日本で就労できれば、いつか帰国し、このような中国の施設で技術・経験を伝えることができる」と述べた。

⁹ 『外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ』外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会、2015年2月4日。

3. 中国人看護師育成に力入れる和歌山外国語専門学校

和歌山市駿河町の学校法人・東海学園の和歌山外国語専門学校（以下、和歌山外専校と略す）では現在、日本の看護師の国家試験を目指して 32 人の山東省出身の中国人が日本語を学んでいる。日本では収入が中国の約 10 倍といった勤務条件の良さに加え、先進的な看護技術を習得できるのが魅力。全員、母国で 3 年制以上の看護学校を卒業し、中国の看護師資格を取得。さらに最上級の日本語能力試験 N1（幅広い場面で使われる日本語を理解することができる）に合格し、日本の看護師国家試験受験資格審査をパスすれば受験できる。N1 取得のための日本語の授業は医療用語にも通じた日本語教師が担当している。

この間、県内の病院での実習を通じて専門用語を習得する機会も設ける。例えば、国家試験で使われる膨大な数のカタカナは、暗記に強い中国人にとっても難関。実地研修で覚えるのが早道だと同学校関係者は言う。

和歌山外専校は 2015 年、25 周年を迎えた。中国人看護師育成事業は 2011 年から、提携している山東省の山東医学高等専科学校などの卒業生を受け入れ、県内の病院の協力を得て実施。これまでに 26 人が日本の看護師国家資格を取得、2 人が准看護師試験に合格した。山東省の看護学校から受け入れるのは、同省と和歌山県が姉妹都市提携しているため。

貧しい中国農村部出身の学生が多く、和歌山県の病院が生活費、学費などをカバーする全額支給の奨学金を支給。日本の国家資格取得後、ほとんどの学生は県内の病院に就職する。

同校の坂本順一理事長は中国人看護師を育成するメリットについて、①日本と同じ漢字文化圏で生活し、共通の漢字を使用している、②日本語や看護資格試験の合格率も非漢字圏の外国人とは比べて高い、③中国には儒教的慣習を重んじ、敬老精神や弱者救済の精神が強く根付いており、医療従事者として利点がある—の 3 点を挙げた。

坂本理事長によると、候補生の募集は理事長自ら現地で提携校を通じて当たることもあれば、現地の下請け業者に日本から指示を与えつつ行うこともある。筆者が坂本理事長にインタビュー中にも、山東省煙台市の下請けの職員から坂本理事長の携帯に電話が入った。坂本理事長は「中国の国家試験に合格していないとダメ。その上で、日本で N1 を取って、しっかり日本の国家試験対策をする。別の職業に就き、いったん勉強から離れていると難しいのでは」と、中国からの電話に答えていた。この希望者は煙台市の名門、濱洲医学院看護学科卒だったが、中国の看護師資格取得済みなど、一定の条件をクリアしていないため、受け入れない方針だ。

看護師候補生の渡日前の日本語学習には日本から教師を派遣し、日本語能力試験 N3（日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる）レベル以上の能力を身に付けさせるために特訓もする。

図 1. 看護師育成の流れ

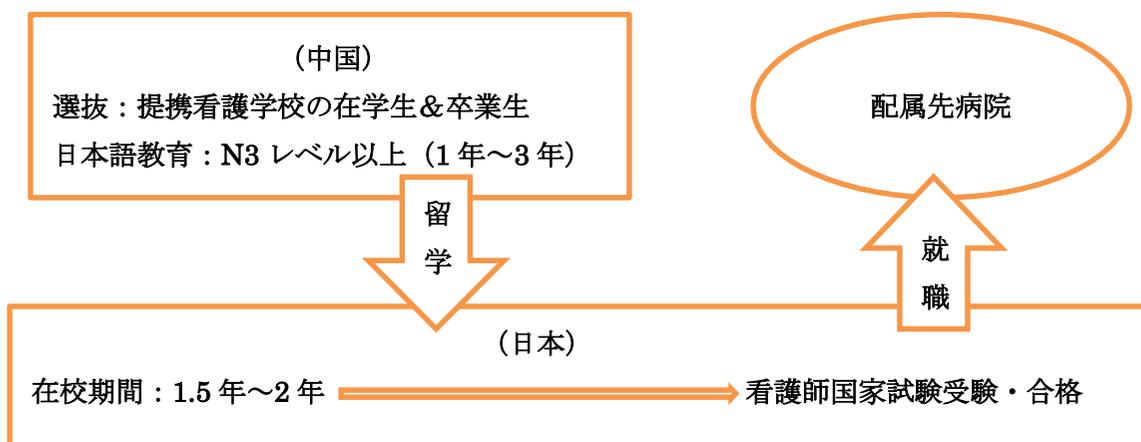
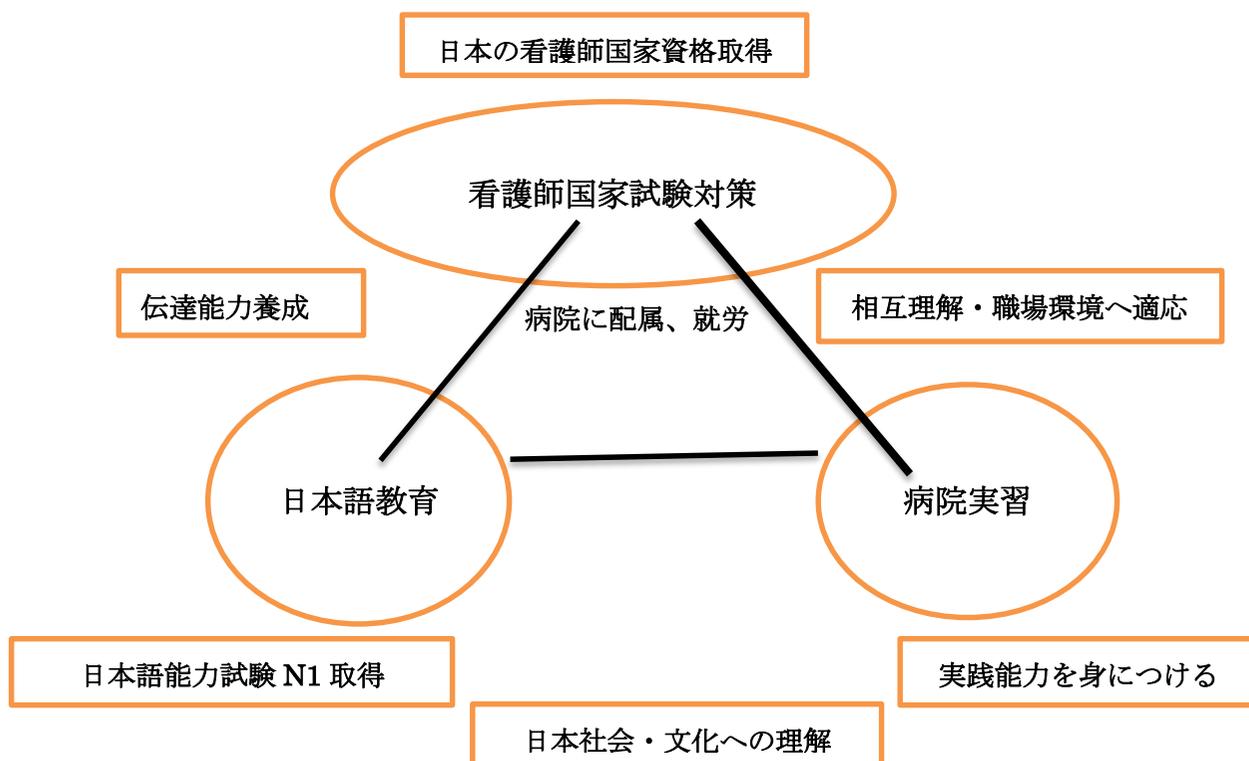


図 2. 日本国内での養成内容



出所：和歌山外国語専門学校の案内から引用

(1) 介護福祉士不足補う苦肉の策

2015年12月24日、一般社団法人・全国日本語学校連合会（東京都千代田区神田1-18-11、荒木幹光理事長、加盟127校）の和歌山外専校の坂本理事長を含む荒木理事長ら幹部計7人が東京・平河町の自民党本部を訪れた。外国人が准看護師試験を受験する際に求められる日本語能力の条件をN1取得済みからN2取得済みへと緩和するよう申し入れるためだ。条件緩和により日本で働ける中国人准看護師を増やし、外国人にとって日本での資格取得に時間も費用もかかるうえ、資格を取得した外国人への介護ビザ付与も未定である介護福祉士の仕事を担わせようとの狙いがある。

今の日本の制度では介護福祉士の国家試験を受験するためには、専門学校で2年間勉強するか、介護現場での3年の経験を積み、日本語能力試験N2（日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる）に合格するだけの力が求められる。この間の学費は約230万円。今回の陳情内容をまとめた坂本理事長は「中国の学校関係者は介護福祉も日本で学ばせてほしいと強く希望している」と述べた。和歌山外専校として介護福祉士育成は現在、ベトナム人5人を対象に行っているが、中国人はこれから検討するという。

(2) 人手不足の欧州などと競合も

中国人看護師育成には、和歌山外専校のような日本語学校が独自に行う場合とNPO法人が中国の大学や、日本語学校、日本の病院と提携して行う場合の2種類あるが、日本語学校とNPO法人、さらにシンガポール、ドイツなど少なくとも数カ国との間で中国人看護師候補生の獲得競争が起きている¹⁰。このため、中国の看護学校や仲介業者に支払う紹介手数料の上昇が見られるという。10年前に看護師育成事業に着手した和歌山外専校は現地の大学と信頼関係を築き仕事を続けてきた。坂本理事長は「最近コミッションの上昇圧力を感じる」と述べた。

看護師獲得競争で、中国人看護師の海外流出が続いており、中国では勤務条件の改善などで看護師の確保に努めるべきだとの声も出ている¹¹。

(3) トヨタ大学と提携、サービスエンジニアも育成

和歌山外専校では2007年からトヨタ名古屋自動車大学校（以下、トヨタ大学と略す）と提携し、中国人の車好きの若者をサービスエンジニアに育てる“トヨタコース”を設置。ハイブリッド車などの最先端の、日本語のできる修理工を育成している。2年間のトヨタ大学在学中は奨学金が支給される。トヨタ大学卒業後は上海トヨタトレーニングセンターの教官など、中国のトヨタ関連会社の管理職に就くが、ここ1、2年は日本での就職も増えている

¹⁰ 『外国勤務の看護師養成 中国』YOMIURI ONLINE、
<http://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/special/CO015612/20150725-OYT8T50000.html>、

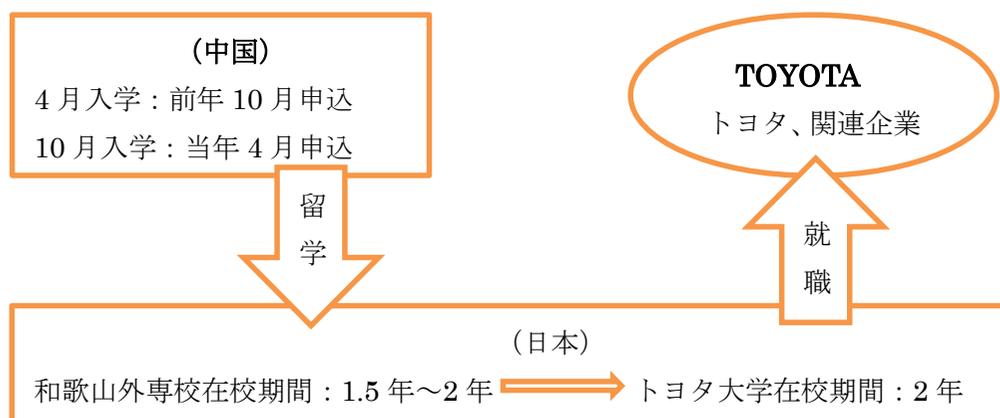
2015年12月25日アクセス。

¹¹ 同上。

という。卒業生の一人、一汽トヨタ自動車有限公司品質・技術問題担当の劉軍さんはトヨタ大学の学校案内の中で、「中国の自動車業界は整備技術のレベル向上が強く求められている。その中で私は『技術を持ちかつ言葉も通じる』と高い評価をいただいている」と述べた。

和歌山外専校からこれまで16人がトヨタ大学を経て就職。2016年は同大学を9人が受験する。

図3. トヨタサービスエンジニア育成コース



出所：和歌山外国語専門学校の案内より引用。

(4) 山東省出身者550人が巣立つ

和歌山外専校の卒業生は2016年の予定者を含め約550人。ほとんどが山東省出身。日本で社長や大学教授などとして活躍する卒業生もいる。大阪の中国総領事館の張強領事もその一人で、和歌山県と山東省の交換留学生として来日。1996年、同校を卒業し、大阪外大（現、大阪大学）に進学した。張領事は2015年9月4日、和歌山市内で開かれた「専修学校教育功労者文部科学大臣表彰」を受賞した坂本理事長の祝賀会に出席、中国人人材の「走出去」の受け皿としての労をねぎらった。

張領事は日本の看護師、介護士育成事業について、筆者の質問に答える形で『中国も高齢化が進み、看護師、介護士を必要としている。日本の進んだ技術を学びたい。彼女たちもいずれは中国に帰って、それを活かしてほしいと思う』と日本に期待を寄せた。

4. NPO 法人の場合

NPO 法人の中には中国の 20 以上の医科大学と提携し、年に 70 人以上もの看護師候補生を集め、病院、日本語学校と連携して大規模に育成事業を行っているところもある。取材した NPO 法人・扶桑国際友好医療協会（東京都豊島区雑司ヶ谷）は約 10 年前から中国人看護師を少人数で育成している。候補生の募集は中国東北部の瀋陽市（遼寧省）と延吉（吉林省延辺朝鮮族自治州）の 2 箇所の大学で行う。同協会事務局の平田恭一氏は人材募集に中国東北部を選んだ理由について、『日本語教育に熱心な地域で、歴史的にもその方面の蓄積があるからだ』と述べた。候補生は来日前に現地の日本語学校で日本語を習得し、N1 の資格を取る。N1 の資格を取るための本格的な勉強は日本に来てからというケースが一般的だが、同協会では時間と費用節約のため、“N1 の現地取得”を義務付けている。

来日後、改めて日本語学校に在籍する一方、看護師受験の予備校に通い、1 年という短期間で合格していくという。この間、同協会から奨学金が貸与される。2016 年度は朝鮮族の学生 1 人が来日し、勉強中。2015 年は 4 人全員が国家試験に合格した。これまで、合格者は計 15 人。

厚生労働省によると、外国人の看護師国家試験は 2014 年、174 人が受験し、145 人が合格、合格率 83.3%、2015 年は 308 人が受験し、249 人が合格、合格率 80.8%。国籍別の合格者数は公表されていないが、中国籍が 8 割近く占めるとの情報もある。

5. まとめ

人口減少に伴う労働力不足への対策として、政府は外国人人材の受け入れ拡大を挙げているが、介護人材の場合、関連制度の改正などに時間がかかり、日本での就労を待ち望んでいる中国人介護福祉士から不満の声も出ている。2020 年度には全国で約 20 万人の介護職員が不足し、団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年度に 38 万人不足する。看護師の場合、2025 年には最大で 13 万人が不足するとされる。

日本の介護サービスの経験を中国高齢者福祉サービスに導入しようと、さいたま市の社会福祉法人グループが中国瀋陽に介護施設を合弁で設立した。日本で就労を希望している中国人介護福祉士にとっても、日本の技術・経験の母国還元の間としても期待される。

一方、一般社団法人・全国日本語学校連合会は、条件緩和により日本で働ける中国人准看護師を増やし、外国人にとって日本での資格取得に時間も費用もかかり、EPA の特例的な受入れを除き、現時点で就労が認められない介護福祉士の仕事を担うことができるよう、自民党に陳情した。

和歌山外国語専門学校は看護師など中国人人材育成の功績が認められ、同校の坂本理事長が文部科学大臣賞を受賞。祝賀会に出席した大阪の中国総領事館の張強領事が中国人人材の「走出去」の受け皿としての労をねぎらった。

おわりに

山梨県笛吹市の石和温泉では、中国系のホテル、旅館が日本人経営の旅館に対して、中国人観光客取り込みのノウハウを教えている。石和温泉旅館協同組合理事長で旅館『きこり』の社長、山下安廣さんは、2014年に取材した際、日本流の“おもてなし”で中国人宿泊客にサービスする、と述べた。しかし、部屋割りや食事などの面で、計算違いが起きた。異文化の中国から来る彼らの好み、行動パターンを事前に把握してこそその“おもてなし”である。このことは外国人人材の受入れに際しても、注意すべき点であろう。

中国人観光客の増加で、石和温泉でも中国人人材を必要としている。地元、山梨県の大学を卒業する中国人学生の採用が主流となる可能性がある。中国から研修生を招くのは、研修費用の負担など、コストがかかりすぎ、また、日中関係の影響を受けやすく、不安定である。

介護、看護人材とも不足しているが、より深刻なのは介護人材。政府は外国人人材受入れ拡大の方針だが、外国人が資格を取った場合の介護ビザ付与の問題が決着しておらず、外国人技能実習制度改正も遅れている。『外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会』では、議論の対象となる各制度は「人材不足への対応を目的としていないため」、各制度の趣旨に沿って検討を進めていくべきであるとし、政府の受入れ拡大方針とは必ずしもかみ合っていない。EPAの特例を除き、こうした点が、日本の介護福祉士資格を取り、日本の介護職場で働きたいという意欲のある中国人介護福祉士らを不安にしている。介護人材の不足は日本だけの問題ではない。時代に合ったより開かれた制度に抜本的に作り変えるなど、外国人にとっても魅力ある職場をつくらなければ、外国人に来てもらえなくなるだろう。

【参考文献】

1. 『日本再興戦略-JAPAN is BACK-』閣議決定、2013年6月14日。
2. 『日本再興戦略』改定2014閣議決定、2014年6月24日。
3. 『宿泊旅行統計調査結果（速報値）報告』山梨県観光部、2015年12月28日。
4. 『外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ』外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会、2015年2月4日。
5. 『対日投資拡大に向けて』JETRO 対日投資部、2016年1月。
6. 『外資の対日投資成功事例』ジェトロ外国企業誘致・対日投資情報
https://www.jetro.go.jp/invest/success_stories/case_studies.html、
2016年1月19日アクセス。

第5章 「走出去」時代の産業政策 ～中国製造 2025 を中心に～

(公社) 日本経済研究センター
主任研究員 北原 基彦

第1節 イノベーション政策の過去と現在

中国は改革開放期に様々な産業政策を打ち出したが、産業のイノベーション（イノベーションの中国語は「創新」、本来は技術革新だけでなく、事業や経営の革新も含む）を強く意識した政策は、2000年代に入って本格化した。2015年に公表された「中国製造 2025」もその流れの中にあるが、先行する政策として①「国家中長期化学技術発展計画」（2006年公表）、②「戦略的振興産業」（2010年公表）、を挙げることができる。

中国では社会主義市場経済のスローガンのもと、1990年代末に国有企業改革を実施し、企業への経営自主権の付与が試みられた。2001年にはWTO（世界貿易機関）への加盟が実現し、社会主義市場経済移行への転機を迎えた。それまで国家によって様々な優遇を受けてきた国有企業は、市場で民営企業や特に外資系企業との厳しい競争にさらされるようになった。国有企業の経営者の多くは、IT（情報通信）技術やNC（数値制御）技術など改めて先進国との技術の格差を強く意識させられることとなった。国有企業の技術格差に対する認識は、「中国は製造大国であるが製造強国ではない」という危機意識につながり、国家を主体とする技術キャッチアップ政策を求める声に変わる。

表 1. 「国家中長期科学技術発展計画」に盛り込まれた国家プロジェクト

	内容
1	中核電子部品
2	高級汎用 CPU と基本ソフト
3	半導体製造装置とファブ運営技術
4	次世代移動体通信
5	高級 NC 工作機械と基本加工技術
6	大型油・ガス田と炭層ガス田開発
7	大型先進 PWR・高温ガス冷却炉
8	水汚染防止と管理
9	遺伝子組み換え作物の育成
10	重要な創薬
11	エイズ・ウイルス性肝炎防止技術
12	大型航空機
13	高性能地表観測システム
14	有人人工衛星
15	月探査

注：例示されているプロジェクトは 15 項目である

出所：「国家中長期科学技術発展計画要綱（2006-2020）」（2006年2月）

製造大国から製造強国への転換を目指すために打ち出されたのが、06年の「国家中長期化学技術発展計画」である。この計画は2020年を目標年次として、以後の5カ年計画策定の下敷きになる位置づけを与えられた。目標として「自主イノベーション能力の著しい向上」を掲げた。具体的には①2020年には全社会の研究開発支出をGDP（国内総生産）の2.5%以上まで引き上げる、②特許申請件数を世界第5位以上に引き上げる—ことなどを挙げている。その上で68項目の重点課題を列挙し、政府が主体となって表1に示す16項目のプロジェクトを推進することを明記している。

この計画の中でたびたび強調されているのが「自主創新」という言葉である。中核的な技術が中国国内の企業や研究所で開発され、その応用や製品化に当たって、海外の知的財産権所有者の制限を受けないといったニュアンスである。

2010年には「国家中長期科学技術発展計画」を受ける形で、「戦略的新興産業」の育成・発展方針が公表された。ここでも「大幅に自主創新能力を引き上げる」ことが基本原則として掲げられている。具体的には省エネ環境産業以下7つの業種を重点育成産業（表2）に指定し、政府による政策面や財政・金融面での支援を約束した。数値目標としてはこれら業種のGDPに対する比重を、計画策定年である2010年の3%から、2015年に8%、20年に15%に引き上げるとしている。

表2. 「戦略的新興産業」の重点7業種

	内容
1	省エネ環境産業
2	次世代情報技術産業
3	バイオ産業
4	ハイエンド設備製造産業
5	新エネルギー産業
6	新材料
7	新エネルギー自動車産業

出所:「戦略性新興産業の加速的な育成と発展に関する
 国务院の決定」(2010年9月)

この計画は翌11年にスタートする第12次5カ年計画（2011～15年）と同時に実行に移されると関係業界で期待されていたが、調整作業に手間取り、実施計画である「12-5 国家戦略的新興産業発展計画」が公表されたのは1年後の2012年7月にずれ込んだ。また重点産業の「新エネルギー産業」のうち、太陽光電池パネルの生産能力過剰問題が表面化し、12年の全国人民代表大会（全人代）の「政府活動報告」で同産業については抑制方針が打ち出されるなど、マクロ経済運営との整合性でも課題を残した。

2015年末時点での「戦略的新興産業発展計画」の成果についてはまとまった報告はされていないが、中国の経済紙『経済日報』は「7産業の対GDP比8%前後の目標は達成した」（15年11月16日）と伝えている。

従来の2つのイノベーション政策の問題点をまとめておこう。第1に自主開発への強いこだわりが市場ニーズの軽視につながり、政策の推進が利用者の利便性の向上につながらなかった例があることである。具体的には中国が独自開発した第3世代(3G)移動通信規格「TD-SCDMA」を挙げることができる。3Gの規格としては国際標準である「W-CDMA」と「CDMA2000」が国外では普及していたが、中国はこの規格を国際標準のひとつにしようと、技術開発が完了するまで国内の移動通信会社への3G免許の交付を先延ばしした。2009年になってようやく3G移行を始めた(最大手の中国移动に「TD-SCDMA」の免許交付)が、このときすでに国外ではより高速な通信環境への移行が進んでおり、中国ユーザーのスマートフォンへの切り替えが遅れる結果を招いた。

第2点は国家主体のイノベーション推進は特定の企業への優遇につながる結果となったことである。たとえば中国の半導体や液晶パネルがその例である。これら業種の最大手企業の中芯国際集成电路製造(SMIC)や京東方(BOE)といった企業は国内での工場立地に当たっては地元政府から用地提供の優遇や多額の補助金を受け取っている。一方これらの業種には新興企業も少なくないが、これほど優遇を受けているといった例をあまり聞かない。国際競争力を持つトップ企業の育成という狙いが、その一方で競争による技術進歩促進というメカニズムは働きにくくしている側面が強い。

第3点は「技術と市場との交換」という方針が、知的財産権を保有する外国企業側の警戒を招いた点である。同様の政策は1980年代にも「技貿結合」などといった形で推進されたことがあるが、当時は中国が改革開放に乗り出した直後で、技術的な格差も非常に大きかった。しかし中国の経済規模がこれだけ大きくなると、投資や新規事業の許認可権を背景に技術開示を迫る姿勢は、必然的に外国企業の警戒感を高める結果となった。

第2節 「中国製造2025」とその内容

「中国製造2025」は、「戦略的新興産業」の後継と位置づけられるが、その背景には①少子化に伴ってこれまで中国が誇っていた低廉で豊富な労働力の優位性が失われてきた、②世界のものづくりに3Dプリンター、知能ロボット、IoT(もののインターネット)といった新しい技術的な潮流が現れてきた—ことが挙げられる。②と関連して新しいものづくりのあり方を示すドイツの「Industrie 4.0」構想は中国でも関心を集めた。

「中国製造2025」の策定過程を簡単に振り返ってみる。この構想は当初、中国の科学技術系シンクタンクである中国工程院(CAE)が2013年初頭にスタートさせた「製造強国戦略研究プロジェクト」にさかのぼる。同年4月の「Industrie 4.0」公表を横目に研究が本格化し、13年11月に大まかな計画と「指導小組(グループ)」の設置を求める政策提言をまとめた。これが2014年1月に国家指導者の目にとまり、プロジェクトは「中国製造2025」と名前を変え具体化が進んだ。翌15年3月の全人代「政府活動報告」に盛り込まれ、正式に国家的なプロジェクトとして推進されることとなった。具体的な計画は2015年5月に「《中国製造2025》に関する国务院の通知」(以下「通知」)として広く公表された。

「中国製造 2025」の内容を「通知」から検討してみよう。全体の計画は 2045 年を目標年次とする長期構想と、10 年スパンのより具体的な行動計画という 2 つの部分から成り立っている。行動計画期間の 2015～25 年は長期構想の中の第 1 段階に位置づけられている。2045 年の年次設定は党が掲げる「2 つの百年」の 2 つ目の 100 年、すなわち中華人民共和國建国 100 周年の 2049 年を意識したものであろう。

表 3. 「中国製造 2025」が掲げる各種数値目標

項目		2013	2015	2020	2025
イノベーション能力	製造業の対売上高 R&D 支出(%)	0.88	0.95	1.26	1.68
	製造業の売上高 1 億元当たり特許件数(件)	0.36	0.44	0.70	1.10
品質・効率	製造業品質競争力指数	83.1	83.5	84.5	85.5
	*製造業の付加価値率			+2pt	+4pt
	製造業の労働生産率の伸び率(%)			7.5 程度	6.5 程度
両化(工業化+情報化)融合	ブロードバンド普及率(%)	37	50	70	82
	CAE ツール普及率(%)	52	58	72	84
	重要加工プロセスの NC 化率(%)	27	33	50	64
グリーン発展	*工業付加価値エネルギー原単位の削減率(%)			▲18	▲34
	*工業付加価値 CO2 排出原単位(%)			▲22	▲40
	*工業付加価値水原単位(%)			▲23	▲41
	固形廃棄物総合利用率(%)	62	65	73	79

注:*は 2015 年比、▲は減。イノベーション能力指標の「製造業」は一定規模以上をさす。製造業品質競争力指数は企業の製品品質と発展能力に関する 12 の指標を合成して作成
出所:「《中国製造 2025》に関する国务院の通知」(2015 年 5 月)

長期構想は①第 1 段階 (2015～25 年) で「製造強国の仲間入りを果たす」、②第 2 段階 (2025～35 年) で「製造強国の中等水準に引き上げ、優位性を持つ業種で世界的なイノベーションをけん引する」、③第 3 段階 (2035～45 年) で「製造強国の前列に位置し、世界で先頭に立つ技術・産業体系を築く」と目標を設定している。「通知」の中には一切出てこないが、計画起草者のひとり、蘇波氏はインタビューで「世界の製造業の序列はトップ水準を米国が走り、それに次ぐ第 2 集団が日本とドイツ、第 3 集団が英仏や韓国、中国などとなっている。政策の推進により、第 2 段階終了時点で第 2 集団に入り、第 3 段階で米国と肩を並べる」といった趣旨の解説を行っている(「専訪《中国製造 2025》規畫起草組組長、時任工業和信息化部党委書記、副部長蘇波」『中国新聞週刊』、2015 年 8 月 21 日)。

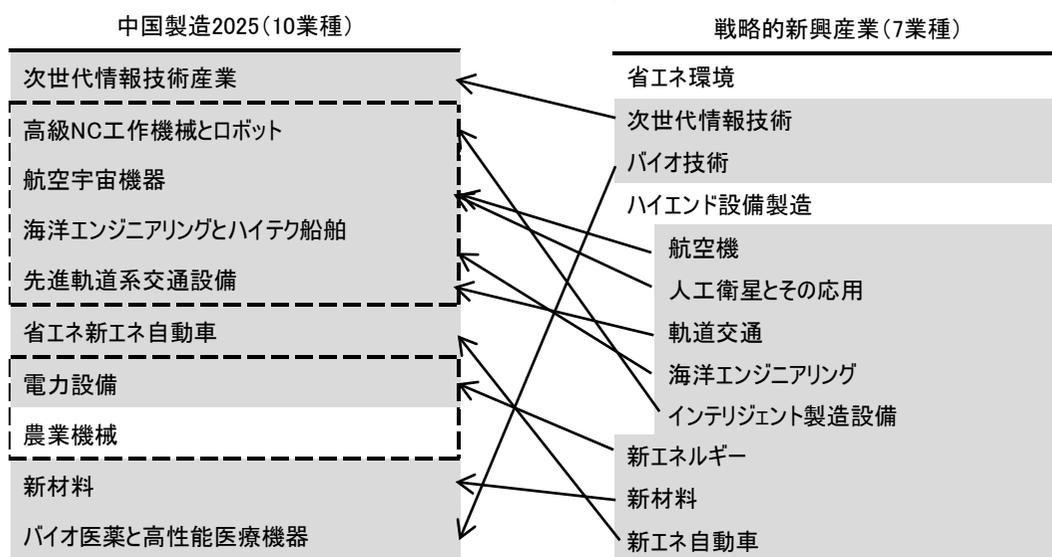
行動計画の面では 2020 年には「製造大国の地位を固め、製造業の情報化のレベル引き上げ。一部の重点領域の中核技術を掌握、優位性を持つ領域の競争力を増強」などの目標が並び、行動計画の最終年である 2025 年の目標としては「製造業全体のイノベーション能力を増強する。工業化と情報化の融合(両化融合)を新段階に引き上げる。国際競争力を持つ多国籍企業と産業クラスターを形成する」ことなどが掲げられている。そのうえで行動計画を支える 5 つの方針として、①イノベーション駆動、②品質優先、③グリーン発展、④構造改

善、⑤人材重視一を列挙した。従来のイノベーション政策ではなかったような詳細な数値目標を掲げているのも特徴で①イノベーション能力、②品質・効率、③工業化と情報化の融合、④グリーン発展一という4つの項目の下に合計12の細目が掲げられている(表3)。

注目される重点業種として「中国製造2025」は10業種を指定し、「資源を集中して発展を加速させる」と強調した。「技術水準と国家の実力を反映する」ものとして設備製造産業(中国語では「装備産業」)が多くを占めている。「戦略的新興産業」計画では「ハイエンド設備製造」の下位項目に位置づけられていた航空機、人工衛星、海洋エンジニアリング、インテリジェント製造設備の5項目は、新しく入った農業機械とともに重点育成産業の独立した1項目に格上げされている(表4)。

執行体制作りも加速している。2015年6月には計画の執行を指導する組織「国務院国家製造強国建設小組」(組長は馬凱副首相、事務局は工業和信息化部)が発足した。8月には諮問機関として学者・専門家からなる「国家製造強国建設戦略諮詢委員会」が設立され、10月には重点10業種の各業種について①目指すべき発展目標や技術レベル、②重点製品や重点部品・技術、③政策的な支援のあり方一などを、実施の段階ごとに記したルートマップ「《中国製造2025》重点領域技術路線図」(《中国製造2025》重点領域技術創新緑皮書=グリーンブック)が公表された。10月末に開かれた党18期中央委員会第5回全体会議(5中全会)で採択された第13期5カ年計画(2016~20年)の骨格案(建議)では、経済発展の牽引力としてイノベーションの役割を強調し、その柱のひとつとして「中国製造2025」が取り上げられている。2016年の全人代で採択される5カ年計画要綱で、計画の一層具体的な肉付けが行われる可能性が高い。

表4. 「中国製造2025」と「戦略的新興産業」の重点業種の対応



注: 網掛けは継承された業種で、矢印で対応を示す。点線は設備製造産業
 出所: 「《中国製造2025》に関する国務院の通知」(2015年5月)、「12-5 国家戦略的新興産業発展計画の公表に関する通知」(12年5月)から作成

従来のイノベーション政策の異動について考察してみたい。まず「戦略的新興産業」は、すでに中国の頂点に立つ産業、頂点にたつ企業の先進国レベルへのキャッチアップという側面が強調されていた。これに対し「中国製造 2025」はキャッチアップ面は引き続き強調されているが、中小企業のイノベーションの水準の底上げや創業の促進に相当の配慮を示すとともに、イノベーションにおける市場の役割についてもたびたび強調されている。先述の蘇波氏は、「Industrie 4.0」と「中国製造 2025」の違いについて、「(中国は) 工業 2.0、3.0 の段階で 4.0 を実施する。伝統産業のレベルアップと先端産業の発展を実現する」(出所は同上)と述べ、計画が国内の技術水準の頂点と同時に幅広い裾野の層の双方の向上を目指していることを言明している。計画の数値目標に製造業全体の水準を示す指標が盛り込まれていることも、全体の底上げを意識した計画であることをうかがわせる。「戦略的新興産業」計画で苦労したマクロ面や 5 年計画との整合性についても、ある程度考慮されているように思われる。

もう 1 点は「戦略的新興産業」計画が策定された 2010 年時点ではそれほど意識に上っていなかった世界市場の開拓が「中国製造 2025」では大きな関心事となっている点である。計画では「走出去」や「一帯一路」にも言及し、官民双方の経済協力と産業技術の向上をリンクさせる姿勢を強く打ち出した。

2014 年の中国企業の対外投資 (ODI) 金額は 1,200 億ドルを超え、中国に対する海外直接投資 (FDI) の金額 1,160 億ドルを上回った。海外との資金のやり取りを示す国際収支統計では、中国はなお資本の輸入国にとどまるが、今後予想される資本輸出国への歩みの中で 14 年がひとつの転機となる年になったといえる。これと平行して、2013~14 年にかけて中国政府は「一帯一路」構想といった国際協力構想、またアジアインフラ投資銀行 (AIIB)、BRICs 銀行といった国際金融機関の設立の方針を打ち出した。これらの構想・目的の背景としては、中国自らによる国際秩序作りへの野心、「双子の黒字」という言葉に象徴されるようなインバランス (不均衡) の解消などさまざまな思惑が絡まっていると分析されているが、これらの方針の中に海外進出を通じた中国産業の競争力の向上という狙いがあることは想像に難くない。

最後に 2006 年の「中長期科学技術発展計画」から多用されていた「自主创新」という言葉が、「中国製造 2025」ではきわめて限定的にしか使われなくなっている（「通知」では使用例は 2 カ所にとどまる）点に注目したい。これに代わって多用されているのが「自主」をはずした「創新」という言葉である。自国主導にこだわる技術開発路線が必ずしも有効でなかったこと、また海外企業の警戒も呼ぶことで必ずしもキャッチアップが思惑通り進まなかったことは先に指摘した。これが修正され、海外企業との連携や協力への配慮をにじませている。また従来の「自主创新」はどちらかといえば技術革新としての色彩が強かったが、伝統産業や中小企業の底上げも視野に入れた今回の計画では、ビジネスモデルや経営のあり方を含めたもう少し広い意味からイノベーションを捉えなおそうとしているとも言えるのではないか。

ただ計画が執行段階に入ってくると、従来からの国家主導の色彩が目立ち始めているのも事実である。2015年12月には前年の2大国有鉄道メーカーの合併に次ぎ、「中国製造2025」に関係のありそうな業界で国有企業の合併報道が相次いでいる。2014年10月の党18期中央委員会第3回全体会議で、市場競争の重視や民営企業への参入規制の緩和など民間活力の重視が決議されたが、同じ決議で国有経済の強化・発展も謳われた。「中国製造2025」にもこうしたジレンマがつきまとう。

開始したばかりの「中国製造2025」の今後について判断を下すのは、あまりにも時期尚早である。しかし国家が事細かに特定産業への支援策を実施しても、目標とする「国際競争力をもつ多国籍企業や産業クラスター」は生まれるわけではない。日本の例を見ると産業政策そのものより、政策に対応して産業育成機能を有効に働かせた金融機関の役割の重要性を指摘する見方も有力である。「中国製造2025」ではイノベーション推進に金融も動員することを強調しているが、政府の言うままに企業に資金を流す金融のあり方が、企業のイノベーションを加速するとも思えない。政策の成否は、もっとも国有企業の文化が根深い金融機関の文化の改革にかかっているのではないか。

第3節 高速鉄道と「走出去」

本節では「中国製造2025」計画の各論として10業種の重点分野のひとつに選ばれている鉄道設備産業（中国語は「軌道交通装備産業」）、特に高速鉄道を取りあげたい。①中国と先進国である日本やフランス、ドイツなどとの技術格差が小さい、②中国政府もインフラ輸出の代表格と位置づけており、日本のパッケージインフラ輸出戦略とも競合関係が多いなどのためである。

1. 高速鉄道大国としての中国

中国は2006年に策定した「中長期鉄道網計画」にもとづき、基幹となる「四縦四横」（南北方向4線、東西方向4線）をはじめとする総延長1万6,000キロメートルに及ぶ高速鉄道建設計画を打ち出した。リーマン・ショックに対応する総合経済対策の一環として、2008年にこの建設計画は前倒し実施の方針が打ち出され、目を見張るスピードで路線の建設が進められた。

2014年末における高速鉄道（中国の定義では時速200キロ以上）の営業路線総延長は、2014年末時点で1万6,546キロメートルに達した（『中国統計年鑑』）。中国の鉄道の営業路線総延長に対する比率は14.7%に達している。これを日本と比べると鉄道総延長約2万8,000キロメートル（JRが約2万キロメートル）、新幹線は9.4%の約2,620キロメートルとなっており、距離、比率とも中国の方が大きい。また欧州諸国の高速鉄道の総延長はおよそ9,600キロメートル（ロシア、トルコ除く）で、中国1国でこれを上回る。

また線路規格で見ても最高速度 350 キロメートル対応が北京～天津、北京～上海をはじめ、総延長約 7,000 キロメートルを占めている。この規格の線路設備は日本にはない（東北新幹線の最高時速 320 キロメートルが最高）。

また輸送量を見ても中国は圧倒的である。最新の 2013 年の統計によると人数は 5 億 2,962 万人、輸送量は 2,141 億人キロで、比率は輸送人数では 25.1%、輸送量では 20.1%に達している。日本の新幹線の 2013 年度の輸送人数は 3 億 4,000 万人、輸送量は 910 億人キロで、この面でも中国は日本に大きく水を空けている。列車の密度については詳細なデータがないが、また北京～天津といった都市間旅客専用線（城際客運專線）では、早朝から深夜まで 5～10 分間隔といった日本の新幹線のような高頻度運転が行われており、運行管理面でのキャッチアップも目覚ましい。

こうした点から見て、中国を「高速鉄道大国」とする見方に異論をはさむ余地はほとんどない。

2. 技術面から見た中国の高速鉄道

ついで技術面から見た中国の高速鉄道の現状を分析してみよう。

車両についてみると中国は早くから高速鉄道の自主開発を行っており、2001 年鉄道部(当時)は国内車両メーカーに対し、最高時速 270 キロメートルの高速車両の試作を指示した。03 年にはその成果として動力集中方式（前後端が電気機関車）の高速列車「中華之星」が製作され、京秦線（北京～秦皇島）で試運転が行われた。しかし高速鉄道網の建設を急ぐ鉄道部は、時間のかかる自主開発では急場の需要を満たせないと判断し、同年先進国からの技術導入に方針を転換した。具体的には「技術と市場の交換」方式が採られた。すなわち高速車両の導入にあたって、海外メーカーに当初完成車両の輸出を認めるが、その後は技術移転を通じ中国での国内生産や部品の国産化率を高めるというやり方である。方式として動力分散（電車列車）方式が採用され、最高速度は当初時速 200 キロメートル以上、将来対応として同 300 キロメートルが想定された。

これに応じて世界の鉄道車両メーカーであるカナダ・ボンバルディア、日本の川崎重工業、ドイツ・シーメンス、フランス・アルストムの 4 社が、それぞれ中国の国内メーカーと組んで高速鉄道の生産と鉄道部への納入を始めた。それぞれ CRH1、CRH2、CRH3、CRH5（CRH4 は欠番）の形式が与えられ、2007～08 年にかけて北京～天津、上海～南京、広州～深圳などの区間で営業運転を開始した。

海外からの技術導入が一段落すると、鉄道部は設計最高速度 380 キロメートルと世界最高水準の高速鉄道車両開発に乗り出した。この段階では国内メーカーによる自主開発が強調された。これを受けて当時国内市場を二分していた鉄道車両メーカー、中国南車は CRH2 をベースとした CRH380A を、中国北車は CRH3 をベースとした CRH380B を製品化し、それぞれ 2010～11 年に営業運転に投入された。中国は将来高速鉄道の最高速度を毎時 400 キロメートル以上に引き上げる計画を持っており、高速試験で 2010 年 12 月には CRH380A

が最高時速 486 キロメートル、翌年 1 月には CRH380B が同 487 キロメートルの世界新記録（営業用車両としての記録）を樹立している。

鉄道車両やシステムについて中国当局は「100%自主開発した」としているが、海外メーカーの中には異論も根強い。幅広い鉄道車両技術を一口で評価することは難しいが、長年にわたる自主的な技術的蓄積を背景に、複数の外国企業からの技術導入を行って、各メーカーの製品・技術の優位性の取捨選択（いわゆる“いいとこ取り”）を通じて、少なくとも最高運転速度の面で世界のトップレベルに達したことは事実だ。一方で 10 年程度の短い時間ではキャッチアップしきれていない分野も少なくない。具体的には鉄道車両の制御やブレーキシステムといった主要なシステム、また軸受やパワーエレクトロニクス部品といった部品の多くは、今でも日本など先進国からの輸入に依存しているのが実態である。日本鉄道車両輸出組合の統計によると、鉄道車両（部品含む）の 2004～13 年度の輸出のうち中国向けの比率は少ないときで 4 割、多いときでは 6 割近くに達しており、日本から見た最大の輸出国となっている。

高速列車が安定して運行されるためには、車両や設備といったハードウェアとともに、運行ノウハウの確立が必要条件となるが、この面での熟成はまだ途上にあるといえる。そうした弱点が露呈したのが 2011 年 7 月に浙江省温州市で起きた高速列車追突事故である。40 人が死亡したこの事故は①信号システムに欠陥があり落雷した信号機が赤ではなく青を現示したことに加え、②高速鉄道であるにもかかわらず非常時の運転マニュアルが在来鉄道と同様のままだった一ことが原因として指摘されている。事故を受けて政府は高速鉄道の最高速度を時速 350 キロメートルから同 300 キロメートルに引き下げ、安全第一の徹底を図って現在に至っている。

3. 「中国製造 2025」における高速鉄道

高速鉄道に関連する産業政策を「《中国製造 2025》重点領域技術路線図」から見てみよう。高速鉄道を含む先進鉄道交通設備（中国語では「先進軌道交通装備」）について、同書は「国の公共交通機関と大量輸送の重要な受け皿で、先進設備製造業に属するとともに、わが国の先進設備の「走出去」の重要な代表である」と位置づけている。同書はこれに続いて①需要、②目標、③重点発展分野、④応用パイロット工程、⑤戦略的支持と保障—という項目立てで政策展開を記述している（表 5）。

表 5. 鉄道設備産業の技術開発ルートマップ

	2015	2020	2025	2030	
目標	技術	開発能力と主導製品が世界の先進水準		継続的な創新体系。主要製品が国際トップ水準。国際標準を主導	
	市場・産業構造	売上高6,500億元、海外業務30%、サービス業15%。重点製品を欧米市場に		海外業務40%、サービス業20%。世界トップの産業体系、製造網のハイエンドに	
重点製品	中国標準型高速列車ユニット	列車ユニットの開発	自主化列車ユニットの完成。製品系列化と運用試験	技術標準体系の形成	
		中国標準型高速列車ユニットの「走出去」			
	軸重30t大型電気機関車	2主要形式の運用実験	技術プラットフォームの形成と技術標準の確立		
	都市間鉄道列車ユニット	120～140km/h、140～160km/hの2種のユニット開発と運用試験		技術標準の形成	
	100%低床路面電車	各種路線対応の100%自主知財による電車開発		技術標準の確立	
		台車、油圧ブレーキ、信号システムの開発			
中低速リニアシステム	運行試験	技術体系と技術標準の確立			
	都市交通への応用と普及				
支援保障	創新能力向上	企業主体、産学研結合、技術の基礎的・先行的研究強化			
		電気機関車、都市間鉄道の国家的R&D施設			
	国際標準体系の確立	第三者の専門検定・認証機関、製品認証制度の確立			
		標準の研究と制定作業、実力ある機構による国際標準制定の主導			
国際化経営支援	有力企業による秩序ある「走出去」、グリーンフィールド投資とM&A。国外R&D拠点				

出所：「《中国製造 2025》重点技術路線図」から作成。一部項目を省略

需要面では世界の鉄道車両市場の規模として 2015～20 年に 530 億～610 億ユーロ、2020～25 年に 630 億～730 億ユーロに達すると分析した上で、「一帯一路」構想の推進に伴う沿線地域の交通インフラ整備が産業に大きな市場をもたらすとしている。

その上で先進鉄道交通設備産業の売り上げ目標として 2020 年に 6,500 億元を掲げた。そのうち海外業務（輸出のほかサービスも含んでいると見られる）の比重を 30%と見込んでいる。2025 年にはこの比重を 40%に高めるといふ。技術的な目標としては 2020 年に「研究開発能力と主導的な製品が世界の先進的な水準に達する。重点製品が欧米先進国の市場に参入する」ことを、2025 年には「イノベーション体系の確立で主要製品を世界に先行する水準に達する。国際標準の制定を主導し、世界に先行する産業体系を構築しグローバルサプライチェーンのハイエンドを占める」ことを求めている。

重点製品では「中国標準の高速列車ユニット」、「軸重 30 トンの重量貨物用電気機関車」、「都市間快速列車ユニット」、「100%低床路面電車」、「中低速浮上式リニアシステム」の 4 つがあげられているが、高速鉄道はそれらのトップと位置づけられている。仕様として最高時速 350 キロメートル、8 両編成で 4M4T（モーター付きが 4 両、モーターなしが 4 両）、軸重（台車 1 輪当たりの車両重量）17 トン以下で、高効率低騒音という目標が掲げられている。研究開発の方向性として、「標準化、系列化、モジュール化と試験・検証技術の追求」

を掲げ、これにより「中国標準の高速列車ユニットの技術プラットフォーム形成」を狙う。

政策サポートの面では、イノベーション能力の向上、国際標準体系の確立、国際化経営の支援の一の3項目が強調され、特に経営国際化では「実力あるメーカーが世界的な産業再編成のチャンスをつかめるよう導き、秩序ある海外進出、グリーンフィールド投資やM&A、共同投資を行い、海外にR&D機構や、生産拠点、営業ネットワークを築く」としている。

全体としてみると、以下の3点を指摘することができるだろう。

- ① 従来の高速列車ユニットは自主開発といっても、技術のソースである日本やドイツのシステムを基盤としているが、これを中国独自の標準の中に統合する
- ② それと平行して部品やモジュールのうち輸入や海外企業に依存している部分を、自主開発製品に切り替える
- ③ 高速鉄道の海外への売り込みについて政府は最大限の支援をおこなう。その際に海外輸出を容易にするツールとして中国の国内規格を国際規格に反映させるように努力する

2014年9月に中国鉄道総公司（国鉄に相当）が中心となって高速鉄道の標準列車ユニットの研究開発を行うことが決まった。試作ユニットが2015年6月に完成し、16年にかけて試運転を行うことが伝えられている。今後はルートマップに沿って開発が進むことが予想される。

4. 積極化する高速鉄道の売り込み

2012年の習近平政権の成立後、中国首脳の外遊の際に、相手国に高速鉄道を直接売り込む例が増え、「高速鉄道外交」などといわれている。「中国製造2025」の策定作業が本格化した2014年ころから、中国企業による海外における受注活動の活発化が報道され始めた。

最初の例と思われるのが2014年11月のメキシコでのプロジェクトの落札である。このプロジェクトはメキシコシティ〜ケレタロ間約210キロメートルに高速鉄道を敷設する案件で、当初メキシコ政府は複数国が入札することを予定していた。しかしプロジェクトの条件が外国企業側には厳しく、応札したのが中国のみであった。中国側は落札と発表したものの、メキシコ側は競争入札条件を満たさなかったことなどを理由に入札を取り消した。これに対し中国側が抗議する一幕もあったが、プロジェクト自体は事実上延期状態となっている。

中国にとって高速鉄道の初めての落札といえるのが2015年9月のインドネシアの高速鉄道プロジェクトである。これは首都ジャカルタ〜バンドン間140キロメートルの路線で、日本と中国が受注を争っていた。最終的な決め手となったのは、プロジェクトに対する政府の債務保証を中国側が不要としたことであった。先進国同士の入札競争では考えられない異例の条件提示だが、それだけ初めての高速鉄道受注に対して中国側が力を入れていたことが分かる。

表 6. 世界の主な高速鉄道プロジェクト

	都市	距離	現状
米国	ワシントン ～ ボルチモア	60	JR 東海が受注を狙う。リニア技術は無償貸与
	ダラス ～ ヒューストン	380	日本企業が運営会社に出資。JR 東海が受注を狙う
	ロサンゼルス ～ サンフランシスコ	840	2016 年に入札予定。JR 東日本ほか中国、欧州社が参加
	ラスベガス ～ ロサンゼルス	370	中国企業が高い関心
ブラジル	リオデジャネイロ ～ カンピーナス	510	運営条件で折り合わず、入札延期(2010 年)
メキシコ	メキシコシティ ～ ケレタロ	210	2014 年、中国が 44 億ドルで落札するも、政府が取り消し
ベトナム	ハノイ ～ ホーチミン	1,600	高速鉄道から準高速鉄道に格下げ?
タイ	バンコク ～ チェンマイ	680	2015 年 5 月、JR 東日本など日本企業と事業調査で合意
インド	ムンバイ ～ アーメダバード	50	2015 年に新幹線方式が適切との調査結果(JICA)
マレーシア・シンガポール	クアラルンプール ～ シンガポール	300	JR 東日本など日本、中国、欧州の各企業が受注活動
インドネシア	ジャカルタ ～ スラバヤ	730	日中が争い、2015 年 9 月に中国が受注
ロシア	モスクワ ～ カザン	770	2014 年 10 月、中国企業がプロジェクトに参画

出所:『日本経済新聞』などの報道から作成

またプロジェクトの受注後の鉄道運営への布石も打ち始めた。中国は米ロサンゼルス～サンフランシスコ(延長約 800 キロメートル)の高速鉄道の落札を目指しているが、中国の国鉄に相当する中国鉄道総公司はその運営を目指し、米国に初の合弁企業を設立した。

2014 年 12 月に公表された中国の 2 大鉄道車両メーカーの合併は、海外での高速鉄道受注に向けての国内再編成の色彩が強い。中国政府は鉄道部の改革を推進するため 1990 年代末に鉄道部の車両製造部門であった、鉄道車両総公司を中国北車(CNR)と中国南車(CSR)の 2 社に分割した。2 社は高速鉄道の導入でもそれぞれ海外メーカーと組んで技術導入の受け皿となる一方、鉄道部向けや大都市の地下鉄や新交通システム向けなどで激しい競争を展開していた。国内市場の大きさから売上高は中国南車 1 兆 7,100 億円、中国北車 1 兆 7,000 億円(数字は『日本経済新聞』2014 年 9 月 25 日)と世界のビッグ 3 といわれるボンバルディア、シーメンス、アルストムのおよそ 2 倍の売り上げ規模に達していた。両者の合併で規模はビッグ 3 のおよそ 4 倍となり、圧倒的な大メーカーが誕生したことになる。

第4節 中国の産業政策と日本の対応

「中国製造 2025」は第2段階の2035年に製造業の水準を日本やドイツのレベルまで引き上げることを目標としており、現在の日中間の技術格差を全体として20年程度の差があると見ているようである。ただ高速鉄道に関しては最高速度で世界のトップ水準に達しており、中国が目指す「強国」に最も近いところにいる分野といえる。このため日本の政府や企業も無関心ではられない。

この面での対応について筆者は3つの点を指摘したい。まず得意技術を引き続き磨くことである。国際的に比較した場合、日本の新幹線システムのすべてを「世界一」と手放して評価することは避けたい。高速性の点ではすでにフランスや中国（現在は最高速度が抑制されている）に抜かれている。また頻発性についても一部の区間では日本同様の例がある。しかし日本が世界一とっていい部分も少なくない。

車両関係で言えばたとえば、パワーエレクトロニクス部品がそれにあたる。日本のエレクトロニクス産業は民生品や汎用品こそ韓国、台湾などアジア諸国の追い上げを許しているが、鉄道を含む産業用については、品質や信頼性の面でなおトップクラスの実力を保持している。業界構造を見ても、上流や下流に複数のメーカーが存在して競争的な体制を維持しており、イノベーションの動機が減るとは考えにくい。また設備関係で言えば半世紀以上にわたって安全で正確な運行を支えてきた列車制御システム（列車防護システム）や運行管理システムについても、ユーザー・メーカー双方に分厚いノウハウの蓄積が存在する。

鉄道技術は信頼や安定性が重視される分野であり、これらメーカーの持っている技術的な蓄積は新興国には簡単には真似できないものであろう。こうした分野については引き続き技術開発やノウハウの蓄積を進めて優位性を維持することはもとより、デファクトスタンダード（事実上の標準）として自らの技術をライバル国や高速鉄道の建設を予定しているユーザー国にも広めていく知恵が求められてくる。

ついで高速鉄道の売り込みにおける「ホーム戦術」「アウェー戦術」の策定の必要性について強調したい。日本、中国双方ともに高速鉄道のパッケージ輸出を狙って火花を散らしているのが現状だが、売り込みの対象となる新興国は、高速鉄道の導入で交通インフラの向上・改善を図るほかに、その導入によって自国の技術や設備管理水準の向上を図ろうとするケースが大半だろう。米国といった先進国の市場でも事情がそれほど変わるまい。

また国土の条件（高速鉄道が結ぶ都市の大きさや地理的な分布、高速鉄道路線の敷設条件）が日本と異なる地域に対して日本と全く同じシステムがすべてフィットするとも思えない。導入国が考慮の結果、各国の利点を混合したシステムを求めてくる可能性も小さくない。このほか巨額に達するシステムの選定には常に二国間の外交関係や国内の政治問題が絡むことは、インフラ輸出では良く見かけることである。

資金支援面でも日本のODA（政府開発援助）が使われるとは限らない。中国は2015年12月にAIIBを設立した。導入国がインフラ整備資金をAIIBから調達するケースは今後増えそうだ。ただAIIBによるプロジェクトで中国企業が優位な立場に立つからといって、ビ

ビジネスを全くあきらめるわけにもいかない。その事情は高速鉄道も同様だろう。

現在日本は官民挙げて新幹線のパッケージ輸出に力を入れている。パッケージ輸出論が考える流れに沿って高速鉄道の輸出ができる場合を「ホームゲーム」だとすると、その思惑通りに進まない「アウェーゲーム」となる例も少なくはないと予想される。自国が不利な局面でのゲームプランも考え、ビジネスの流儀の幅を広げておくことは、決して日本の高速鉄道ビジネスにとって不利にはならない。その意味で AIIB を初めとする中国の国際経済協力の枠組みに対しては日本政府も商機につながるような接点を見つけ出す努力は怠れない。

3点目は規格や標準作りでの中国の関係業界との交流や協力の重要性を強調したい。欧州の鉄道は古くから列車の相互乗り入れを行っており、高速鉄道でも統一の規格を早くから作っている。高速鉄道の輸出でも、導入国の規格作りへの協力は欠かせない。日本では鉄道の規格は、国鉄があった時代は JIS と全く離れた形で国鉄が規格を定めていたが、分割民営化後はそれが JR 各社の社内規格に引き継がれていった経緯があり、規格や標準の公開や文書化の面では欧州と比べ大きく立ち遅れているのが実情である。特に国際化に必要な規格の英語化ひとつとっても見劣りが指摘されている。

中国も基本的な事情は日本と同様といわれている。しかし高速鉄道では日本や欧州など多数の国から技術を導入をしており、その面での“経験値”は日本より高いともいえる。「中国製造 2025」の中でも国際規格作りの主導権の確保を強調しているが、規格づくりの面で先行する欧州への対応という点では両国の利害が一致する点も少なくないはずだ。改めて日中の関係者の交流や情報交換を拡大させることは意味が大きいと思われる。

【参考文献】

(日本語)

佐藤芳彦『海外鉄道プロジェクト—技術輸出の現状と課題—』成山堂書店(交通ブックス 126)、
2015年

曾根悟『新幹線技術 50年の技術史—高速鉄道の歩みと未来』講談社(ブルーバックス Y900)、
2014年

(中国語)

高梁『中国装備製造業的自主创新和産業昇級』知識産権出版社(北京)、2011年

第6章 「一带一路」戦略は中国経済の救世主になるか ～対外直接投資の現状と問題点～

立教大学ランゲージセンター教育教師
中国経済専門家 胡 祖耀

はじめに

中国経済は2008年のリーマン・ショックによる世界経済の低迷に影響されていたかのように減速してきた。中国政府は経済成長率を7%に保つため、重なる出した財政政策と金融緩和策は奏功しなかった。2015年6月に中国株式市場における株暴落はまさに中国経済の失速を語っている。これまで中国の成長エンジンの1つとしての輸出も減少してきた。中国は今まさに経済発展の屈折点に差し掛かっている。中国はエネルギー不足、国内過剰生産能力、外貨準備の急増によるインフレ圧力、内需不足など様々な問題に悩まされているなか、「一带一路」戦略は果たして中国経済の救世主になるのであろうか。

「一带一路¹」は2013年9月に中国の習近平国家主席がアジア歴訪するときに提唱した新たな経済圏構想である。「一带」とは、中央アジアを經由でさらに西アジア、陸路欧州に至るシルクロード経済ベルトのことを指す。また「一路」は、中国沿海部と東南アジア、インド、アラビア半島の沿岸部、アフリカ東海岸を結ぶ21世紀海上シルクロードのことを指す。中国は、この構想が新たな経済圏にある国々をインフラ上の相互連通で、既存の2国間・多国間協力を基礎に、さらに広範囲の地域協力を総合的に進められ、経済的一体化を実現できると唱え、またミャンマー、スリランカ、パキスタン、ギリシャなどの重要港湾の建設および海上交通網の整備は、南シナ海、インド洋などの海上安全保障を確保できると強調する。

他方、「一带一路」戦略の実施は、「新常态²」(ニューノーマル)に置かれる中国にとっては、資源確保、国内過剰生産能力、内需不足の解消、外貨準備の急増によるインフレ圧力からの解放、技術先進国との協力による技術力向上、企業特に中小企業の競争力の増進などに期待される。

2015年3月に国家発展改革委員会、外交部、商務部の3省庁が発表した「シルクロード経済ベルトと21世紀の海上シルクロード共同建設促進のビジョンとアクション」を発表した。同年12月16日に中国商務部の発表によると、中国は2014年に「一带一路」の沿線国家67カ国に136.6億ドルを投資するのに対し2015年1月から11月までに沿線国家49カ国に140.1億ドルに達し、前年同期より35.3%増となっている。「一带一路」の戦略は国内企業に海外投資の指針を与えたように思われる。

¹「一带一路(One Belt, One Road. 略称 OBOR)」は中国の西部地域から中央アジアを經由で陸路欧州に至るシルクロード経済ベルトのことを指す。また「一路」は、中国沿海部と東南アジア、インド、アラビア半島の沿岸部、アフリカ東海岸を結ぶ21世紀海上シルクロードのことを指す。

²「新常态」は、経済の「高成長」から「中程度の高成長」への移行過程にあることを指し、2014年5月に中国指導部が唱えたスローガンである。

図 1. 21 世紀海上シルクロード



出所:「上海企業對外合作年度發展報告(2015)」

周知のように、中国は 1978 年経済の「改革・開放」政策を実施して以来、当初外国資本を積極的に導入し、すなわち「引進來」を国家戦略としていた。その結果、1984 年から 1996 年までは中国の経済成長率³⁾ほぼ 2 ケタを維持してきた。経済規模の拡大に伴う資源、エネルギー不足、過剰設備投資、WTO 加盟による競争激化、インフラ投資に依存する産業構造などの問題は国内企業を圧迫した。その打開策として中国は 2002 年に企業の對外直接投資を促進するため「走出去」戦略を打ち出した。その結果、中国の對外直接投資は 2003 年から 2014 年の 12 年間で平均 40% 弱の増加率で伸びてきた。世界経済が低迷している中、近年中国の對外直接投資はさらに加速してきた。中国の對外直接投資額は 2012 年が 878 億ドルで米国と日本に次ぎ世界第三位となり、2013 年が 1,078 億ドル、2014 年は 1,231 億ドルで世界第 2 位になった。對外直接投資ストックベースに関しては 2006 年に第 16 位にランクインされていたが、2014 年に 8,826 億 4 千万ドルで世界第 8 位にランクインされた。

これから中国は「高成長」から「中程度の高成長」へ移行とするとき、「一带一路」戦略の本格的な展開は果たして過剰設備投資に悩まされてきた鉄鋼、石炭、セメント、建設業などの産業が、周辺国のインフラ整備に参加すれば苦境を脱出できるだろうか。地方政府はインフラ投資だよりの成長路線から「一带一路」の政策の下で新たな活路を見出すのであろうか。内需不足、資金不足に苦しむ中小企業は新たな市場を見つけられるだろうか。資金調達するために設立された「アジアインフラ投資銀行 (AIIB)」と「シルクロード・ファンド」はうまく機能していだろうか。これらの設問に答えるには新たなデータ整備が必要となる。本章はこれらの点を念頭において、中国の對外直接投資の現状及びその特徴を概観したい。

まず、對外直接投資の推移と地域・産業分布の特徴

³⁾1989 年からの 2 年間、1996 年から 2002 年の間経済成長率はいったん 2 桁から落ちていたが、全体として 2 桁の成長率を維持してきた。

第1節 対外直接投資の推移と地域・産業分布の特徴

直接投資についての定義はさまざまがある。IMF 国際収支マニュアルには直接投資は親会社有する場合、投資先の企業の普通株または議決権の 10%以上を所有もしくはこれに相当する場合と書かれている。中国の統計は主にこの規定に準ずる。

「中国企業グローバル化報告（2015年）」によると中国の対外直接投資は主に 5 つの段階に分けられる。本稿は主に第 5 段階を対象とする。

第 1 段階 1979～1995 年	外資導入を主目的とし、企業の海外展開は小規模
第 2 段階 1996～1999 年	外貨獲得を主目的とし、加工貿易を推奨され、エネルギー分野における国有大手企業の海外展開
第 3 段階 2000～2005 年	経済の安定成長期：外資導入と対外直接投資の拡大
第 4 段階 2006～2010 年	対外直接投資は M&A を中心としピークを迎える（中国外貨準備の急増とリーマン・ショックによる欧米企業の資産価値目減り）
第 5 段階 2011～2015 年	対外直接投資が急拡大、民営企業の投資が増加、多国籍企業化へと進展

表 1 は 2014 年対外直接投資の比率が比較的大きい国・地域を対象にまとめたものである。ここで「～2010 年」の投資額は 2014 年の投資ストックベースの数値から 2011-2014 年までフローの合計を引いたものとする。「割合*」とは 2011 年から 2014 年の対外直接投資フローベースの合計を 2014 年ストックベースで割ったもので、つまりこの 4 年間の対外直接投資は量的にどれほど拡大しているかがわかる。2014 年対インドネシアの投資額ストックベースは 67.9 億ドルで、比較的小さいが、2011 年からの投資額合計は全体の 70.5% を占めることは近年中国対インドネシアの投資が近年拡大してきたことが伺える。このほかロシアと英領ケイマン諸島はそれぞれ 36.3%と 32.9%でやや低めだが、英国、ドイツ、オーストラリアは半分を超えた。他の国はこの 4 年間の投資額はこれまでのおよそ半分を占めている。2011 年に入ってから中国の海外投資額は急速に拡大してきたことがわかる。

図 2 は 2014 年対外直接投資の地域分布図である。2014 年対外直接投資はアジアが 69% で圧倒的に高い。そのほかヨーロッパ、中南米、北米、オセアニア、アフリカはそれぞれ 8.8%、8.6%、7.5%、2.6%を占める。表 1 のデータを参照すれば、アジアと中南米の比率が高いのは香港（57.6%）、英領ケイマン諸島（3.4%）、バージン島（3.7%）への投資によるものである。これは投資主体が資金調達と租税回避するために、この 3 地域に設置される会社を通して他地域に 2 次投資するからである。その他アメリカ（6.2%）、オーストラリア（3.3%）、シンガポール（2.3%）が比較的投資のシェアが大きい。

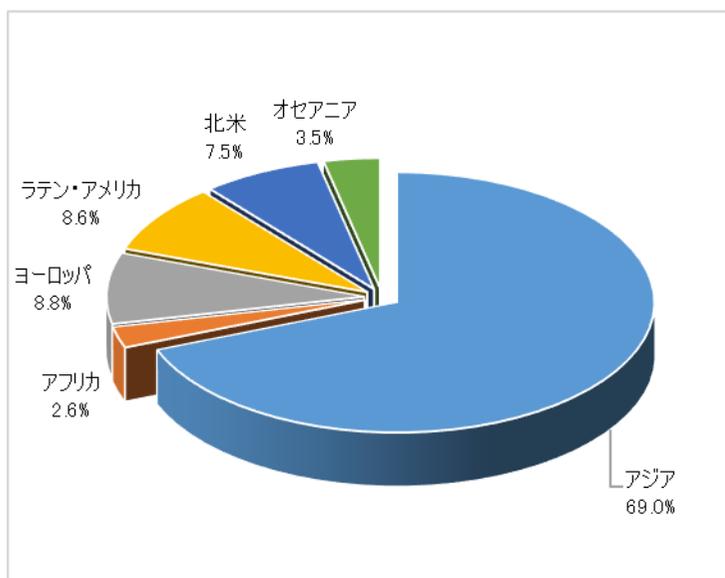
表 1. 2011-2014 年 中国海外直接投資の主要 10 地域分布図

単位: 億米ドル

	~2010 年	2011 年		2012 年		2013 年		2014 年		2014 年 ストック	2011-14 年
	投資額	投資額	構成比	投資額	構成比	投資額	構成比	投資額	構成比	投資額	増加率
中国香港	2,893	357	47.76%	512	58.36%	628	58.25%	709	57.56%	5,099	43.3%
インドネシア	20	6	0.79%	14	1.55%	16	1.45%	13	1.03%	68	70.5%
シンガポール	110	33	4.38%	15	1.73%	20	1.88%	28	2.29%	206	46.7%
英国	57	14	1.90%	28	3.16%	14	1.32%	15	1.22%	128	55.5%
ドイツ	21	5	0.69%	8	0.91%	9	0.84%	14	1.17%	58	63.3%
ロシア	55	7	0.96%	8	0.89%	10	0.95%	6	0.51%	87	36.3%
ケイマン諸島	250	49	6.61%	8	0.94%	93	8.58%	42	3.40%	442	43.4%
バージン諸島	331	62	8.32%	22	2.55%	32	2.99%	46	3.71%	493	32.9%
カナダ	45	6	0.74%	8	0.91%	10	0.94%	9	0.73%	78	41.9%
米国	207	18	2.43%	40	4.61%	39	3.59%	76	6.17%	380	45.6%
オーストラリア	110	32	4.24%	22	2.47%	35	3.21%	40	3.29%	239	53.8%
その他	792	158	21.18%	192	21.92%	173	16.00%	233	18.91%	1,548	48.8%
合計	5,639	747		878		1,078		1,231		8,826	

出所: 中国対外直接投資統計公報(各年度)

図 2. 2014 年中国海外直接投資の地域分布



出所: 「2014 年度 中国対外直接投資統計公報」

表 2 は 2012 年から 2014 年産業部門別対外直接投資及び全産業部門に占める割合を示すものである。「合計*割合」2011 年から 2014 年まで 4 年間のフロー投資額の合計を 2014 年ストックベースで割ったものとする。4 年間総投資額はこれまでの投資額の 7.5 割も占める。2014 年については、リース・サービス業、卸売小売業、鉱業・採掘業、金融業、製造業はそれぞれ全産業の 29.9%、14.9%、13.4%、12.4%と 7.8%を占め、合わせて 8 割弱となる。そのほか不動産業、建築業、通信技術及びそのサービス、科学研究技術、農林水産業は全産業に占める割合が比較的小さいが、近年投資の増加ペースが速い。

表 2. 2011-2014 年産業別海外直接投資の推移

単位: 億米ドル

	2011 年		2012 年		2013 年		2014 年		2014 年ストックベース	
	投資額	構成比	投資額	構成比	投資額	構成比	投資額	構成比	ストックベース	合計(2011-14) / ストックベース
合計	747		878.0		1,078.4		1,231		5,217	
リース・サービス業	256.0	34.3%	267.4	30.5%	270.6	25.1%	368.3	29.9%	3224.4	36.0%
金融業	60.7	8.1%	100.7	11.5%	151.1	14.0%	159.2	12.9%	1376.2	34.3%
鉱業・採掘業	144.5	19.4%	135.4	15.4%	248.1	23.0%	165.5	13.4%	1237.3	56.0%
卸売小売業	103.2	13.8%	130.5	14.9%	146.5	13.6%	182.9	14.9%	1029.6	54.7%
製造業	70.4	9.4%	86.7	9.9%	72.0	6.7%	95.8	7.8%	523.5	62.1%
交通運輸・倉庫業	25.6	3.4%	29.9	3.4%	33.1	3.1%	41.7	3.4%	346.8	37.6%
不動産業	19.7	2.6%	20.2	2.3%	39.5	3.7%	66.0	5.4%	246.5	59.0%
建築業	16.5	2.2%	32.5	3.7%	43.6	4.0%	34.0	2.8%	225.8	56.0%
電力・火力及び水供給業	18.8	2.5%	19.4	2.2%	6.8	0.6%	17.6	1.4%	150.4	41.6%
その他サービス	8.3	1.1%	13.7	1.6%	17.2	1.6%	31.3	2.5%	136.9	51.5%
通信技術及びそのサービス	7.8	1.0%	12.4	1.4%	14.0	1.3%	31.7	2.6%	123.3	53.4%
科学研究と技術	7.1	0.9%	14.8	1.7%	17.9	1.7%	16.7	1.4%	108.7	51.9%
農林水産業	8.0	1.1%	14.6	1.7%	18.1	1.7%	20.4	1.7%	96.9	63.0%

出所: 各年中国統計年鑑

2014 年鉱業・採掘業の対外直接投資は、オーストラリアが最も多く、南アフリカ、カナダ、中南米、西アフリカが続く。

2011 年から製造業への投資は急増してきた。製造業への投資は主に自動車産業、電気機械、機材・金属圧延加工業、金属製品、PC と通信設備、大型装置設備、紡績、食品及び化学製品など比較的競争力の高い分野に集中している。製造業における海外投資は以下の 2 つのパターンがある。一つは海外企業の技術、R&D へのアクセス、ブランド力、および総合的資本運営、企業管理のノウハウを求め、先進諸国の企業を買収する。たとえば中国 PC 大手聯想集団（レノボ・グループ）は 2005 年米国 IBM の一部業務を買収する例、自動車大手浙江吉利は 2010 年に米国自動車大手フォード傘下にあったスウェーデンのボルボ・カーズを買収する例もそうである。他方、安い労働力を求め比較的労働集約的産業、中国国内で生産能力過剰の産業をアフリカ、東南アジアに進出し、新たな市場を獲得する。

近年中国は先進国で資本集約的かつ規模の大きい企業を買収できるようになっている。それは生産コスト特に人件費、エネルギー費の差が縮まっているからである。ボストン・コンサルティング・グループによると、2004 年に米国で生産コストが 1 ドルの製品は中国で 86.5 セントだったものが、2014 年には中国で 95.6 セントとなった。米国では工場を建設する企業に対する地方の減税政策などがあり、天然ガスが出ることで電気料金も安い。さらに、各国との自由貿易協定を利用できれば、貿易障壁を回避することができる。中国の繊維メーカー科爾集団は 2.18 億米ドル、江南化繊は 4,500 万米ドルを投じてサウスカロライナ州に工場を建設している。

中国は砂漠化、都市化の進展により耕地の流失が著しく、農産物の純輸入国となった。また環境の悪化及び食品安全に対する意識の向上は世界に農林水産業とその関連産業、特に食品製造業における海外進出は増えた。

2006年に上海で設立した光明集団は現代農業、食品加工製造、食品販売を一体化した大型国有企業である。「走出去」戦略の下で、2010年にニュージーランドのSynlait乳業51%権益を獲得し、翌年の8月に5.62億ドルで豪州茉奈さん食品、2012年にフランスDivaワイン70%、英国ウィータビックス・フード60%、2014年に豪州Mundella社100%、イタリアSalov、2015年6月にイスラエル食品Tnuvaの76.7%株を獲得した。

以上対外直接投資については地域分布、産業別という指標で大まかに把握することができた。次は、表1に取り上げた投資額が上位にある8カ国について、それぞれ地域の産業分布の特徴を見る。

▶ 香港

香港への対外直接投資額は2011年から伸び続け、2011年は総額の5割弱で、それ以降は6割弱となっている。香港は利便性の高い金融機能を備えており、資金調達コストが中国より低く手続きも簡易であるため中国が投資目的で外資調達に利用されている。また香港証券取引所による優れた資金調達機能は中国企業にとって魅力的である。中国企業は同取引所に上場済みの企業を買収する際、またM&Aを行う際に必要となる多額の資金は香港で調達することが多い。さらに香港では、自由港として長らく世界の大企業特に先進国を相手に金融、ビジネスを行ってきたため、人的ネットワークとノウハウを持ち合わせた人材が豊富である。したがって、香港は中国の対外直接投資の中継地として大きな役割を果たしている。

▶ シンガポール

シンガポールへの投資は2014年にまだ28億ドルに留まり、全体の2%台に過ぎないが、世界でも上位にある外国為替市場、金融センター及び貨物取扱量の港湾、優れた教育、医療機関及びビジネス人材を有するため、現在6,000社以上の中国企業はシンガポールに拠点を置く。

▶ インドネシア

インドネシアに関しては、2010年にASEAN中国自由貿易協定(ACFTA)が発効してから、2012年に対中輸出入額はとも1位に上昇した。中国からの投資は2011年5.9億ドルで、2012年は2倍以上となる。インドネシア投資調査庁によると、2014年中国の直接投資分野は主に鉱業(%)、ゴム・プラスチック(%)、金属・機械・電機(%)、商業・修理業(%)、電気・ガス・水道(%)に集中している。現在インドネシアには中国の複数の請負工事が行っている。中国復星国際による製鉄所の建設、中国宏橋集団によるアルミ精錬工場の建設、中国罕王によるフェロニッケル精錬所、三一重工による重機の製造工場の建設、山東兪瑞集団によるタイヤ製造工業の建設、吉利汽車(Geely)による自動車生産など億ドル以上の大型案件が相次いでいる。

▶ 米国

米国への直接投資は 2011 年 18.11 億ドルから 2014 年の 75.96 億ドルと 4.2 倍にも上った。2014 年に製造業は 23.7%、不動産業 21.7%、採鉱業 17.99%、金融業 8.6%、リースとそのサービス業 7.5%、科学研究及びそのサービス業 3%と続く、合わせて全体の 82.4%を占める。2014 年 M&A は 58 件、総額 234 億ドル。その内 20 件の 86.4 億ドルはアメリカの製造業、不動産業、医療、科学研究に集中している。

▶ オーストラリア

オーストラリアは中国の対外直接投資額ストックベースで第 5 位にある。2013 年時点、600 にも上る中国企業がオーストラリアに設置され、現地 7000 人の雇用を創出している。2014 年の投資額は 40.5 億ドルで、鉱業・採掘業は 76.2%で圧倒的に大きく、不動産業 8.7%、リース及びサービス業 4.9%と続き、合わせて全体の 89.8%を占める。

▶ ドイツ

中国はヨーロッパへの進出の歴史は浅い。だが、2008 年以降、債務危機に陥る EU の国々の中、中国対ドイツの直接投資、企業買収は増えてきた。なぜなら、ドイツは強力な産業インフラ、先進的な研究開発機能そして優れた人材に加え相対的に安定した金融システム有し、かつ中国資本にアレルギーが少ないからである。ドイツの貿易・投資振興機関によれば、2014 年に中国は米国を追い越し対ドイツの最大の投資国となった。中国による新規プロジェクトは 190 件で、前年比 37%増。対象分野は製造から研究、開発等さまざまである。中国の商用車大手の北汽福田汽車、空運大手の中国南方航空、建設機械大手の徐工グループ、医療機器大手の威高グループ、建設機械大手の三一重工などすでにドイツに進出している。

▶ 英国

2005 年に中国自動車国有大手南京汽車は経営破綻した英自動車会社 MG ローバーの主要資産を買収した。2012 年中国食品大手の光明食品が英食品大手ウィータビックス・フードの株式の 60%を取得した。2013 年 10 月に北京建工集団は英国マンチェスター航空グループ、英国建築会社 Carillion、マンチェスターPension ファンドの 3 社共同出資でマン 10 年から 15 年にわたって、マンチェスター航空場の開発及び建設という請負工事を携わる。

▶ ロシア

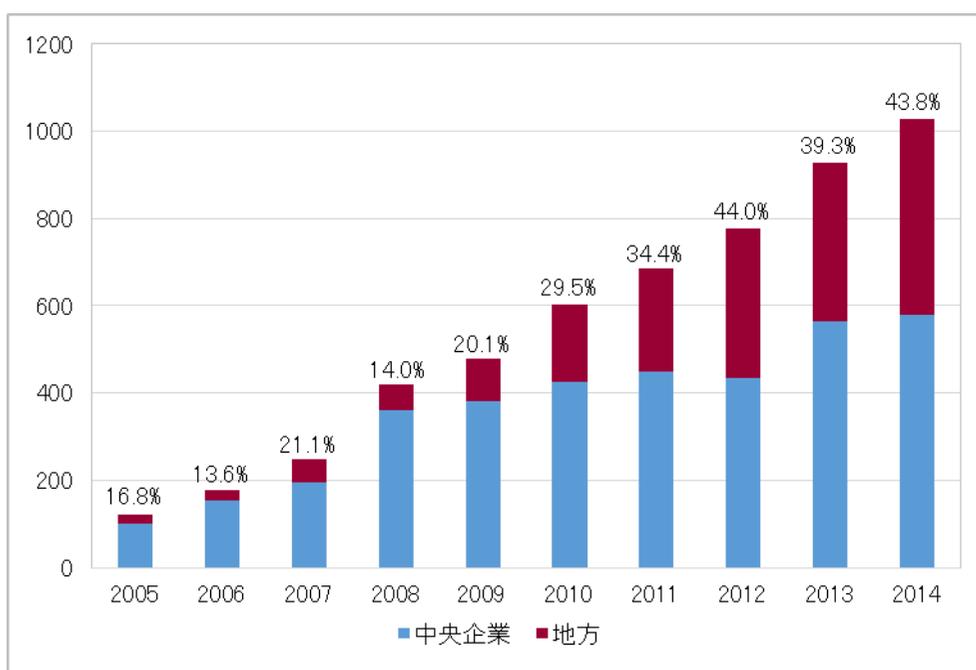
2014 年ロシアへの直接投資は 10.2 億ドルで規模は比較的小さいが、農林水産業は 4 億ドルでロシア向けの投資には 4 割弱占めており、農林水産業への投資総額 18.13 億ドルには 22%を占める。ロシアでは農林水産業の他に、採掘業に 2.2 億ドル、製造業に 1.65 億ドル、金融業に 1.45 億ドルを投資している。

以上の観察から、香港は中国対外直接投資の中継地として大きな役割を果たしていることがわかる。また近年中国の対外直接投資はエネルギー部門の採掘業から、製造業、農林水産業、不動産業、科学研究など多岐を渡って行っている。欧米に関しては製造業、先端技術を持つ関連部門への投資は増えている。

第 2 節 投資主体別対外直接投資の特徴

中国の対外直接投資はかつて政府主導の下で中央企業か大型国有企業に担われていたが、国有企業改革の波に民営企業は徐々に発展してきた。図 3 で示される投資主体別対外直接投資の推移は中央政府が所轄する企業中央企業と地方政府所轄する企業と分けられている。民営企業は地方企業の範疇に入る。中央企業の投資は金額ベースで拡大してきたが、全体に占める割合は 2005 年の 83.2%から低下し続けている。地方の海外投資は 2010 年以降量的拡大に伴い、投資総額に占める割合も上昇しつづけ、2014 年に 43.8%にまで上がった。これは民営企業の発展が大きく寄与している。中国対外投資合作発展報告によれば、鉱業・採掘業、製造業、自動車産業においては、民営企業の投資額は国有企業を超える。

図 3. 中央企業と地方企業の海外直接投資の推移



出所:「2014 年度中国対外直接投資公報」中国統計年鑑

表 3 は 2011 年から 2014 年まで中国非金融分野における主体別対外直接投資を示す。中央企業を除けば、2011 年から地方による対外直接投資は、広東省、山東省、北京、江蘇省、浙江省、上海、遼寧省の 7 地域が全体に占める割合が 2011 年 60.1%から 2014 年 71.4%に上昇してきた。2014 年に限ってみれば地方企業による対外直接投資の寄与度は広東省が最も高く、山東省、北京、江蘇省、浙江省、上海、遼寧省の順になっている。

表 3. 主体別非金融分野における海外直接投資

単位:億米ドル

	2011年		2012年		2013年		2014年	
	投資額	構成比	投資額	構成比	投資額	構成比	投資額	構成比
北京	11.8	5.0%	16.9	4.9%	41.3	11.3%	55.5	12.3%
遼寧省	11.4	4.9%	27.6	8.1%	12.9	3.6%	14.2	3.1%
上海市	18.4	7.8%	33.2	9.7%	26.8	7.3%	34.5	7.6%
江蘇省	22.5	9.6%	31.3	9.2%	30.2	8.3%	41.8	9.3%
浙江省	18.5	7.9%	23.6	6.9%	25.5	7.0%	35.9	8.0%
山東省	24.7	10.5%	34.6	10.1%	42.6	11.7%	44.1	9.8%
広東省	36.3	15.4%	52.9	15.5%	59.4	16.3%	96.0	21.3%
その他地方	91.9	39.0%	122.0	35.7%	125.3	34.4%	129.2	28.6%
地方合計	235.6	35.8%	342.1	44.0%	364.1	39.3%	451.1	43.8%
中央合計	450.2	68.3%	435.3	56.0%	563.2	60.7%	577.8	56.2%
合計	658.8		777.3		927.4		1028.9	

出所:「2014年度中国対外直接投資公報」

- ▶ 広東省の対外直接投資は主にアジア周辺地域の第3次産業、卸売・小売業に集中し、投資規模が比較的小さい。このほか、2013年は、東南アジアのカンボジア、タイ、インドネシアでゴム生産基地とその加工生産に投資した。その他に深圳華大科技は2.1億ドルで米国遺伝子研究のCGIを買収した。また中金嶺南は2009年に買収したオーストラリアのペリア鉱産に1.3億ドルを追加して、残りの49.9%の権益を獲得した。
- ▶ 江蘇省は2013年主にアジアに30.8億ドル(50.1%)、ヨーロッパに11.8億ドル(19.2%)を投資している。また、香港(11.8億ドル)、ルクセンブルクとオランダ(6.2億ドル)、バージン島・カイマン諸島(1.8億ドル)を通じて、さらに2次投資が行われている。具体的にヨーロッパには17.9億ドル、アメリカ2.3億ドル、東南アジア5477万、トルコ2250万元、日本2250万ドル。
- ▶ 山東省はオーストラリア、アフリカ、中央アジアには花生産拠点、ラオス、カンボジア、ロシアに天然ゴムと林業生産拠点、北米にトウモロコシ、コーリャン生産拠点、南米のチリ、ブラジル、アルゼンチンに大豆など食用油の作物生産拠点を設置している。
- ▶ 上海は中国において経済、金融、運輸、貿易の中心として、中国経済の牽引役を務めてきた。中央企業を考慮しない場合、上海の対外直接投資規模は全国第7位に位置する。投資分野に関しては、上海はリースとそのサービス業、不動産業、卸売・小売業の他、科学研究、通信技術分野への投資は他地域より大きい。2014年上海の民営企業通信技術、科学研究分野への海外投資は上海の民営企業が主力となる。2014年上海の民営企業による対外直接投資額は67.07億ドルに達し、4.56%を占め、金額ベースも国有企業を越す。投資対象は主に米国、ヨーロッパの医療・科学技術分野、米国とオーストラリアの不動産分野である。

以上の観察から、投資主体は自身の産業構造、技術水準に見合わせ、投資対象国、投資産業の選定の傾向にある。

第3節 対外直接投資に伴う M&A

対外直接投資の目的の一つは戦略的資産を獲得することである。企業は研究開発能力及び技術力の向上、経営ノウハウと販売網の確立、ブランド力の発揮、そして規模経済性を実現するために、先進国の企業との提携や買収（M&A）が一番の近道となる。

中国は2000年以降「走出去」戦略の下に、海外企業のM&Aは始動し、2005年はM&Aの案件はわずか31件で、金額は186.2億ドルだったものが、2014年に案件数は13倍超の413件になり、また金額ベースはおよそ8倍の1,497.7億ドルまでに拡大した。図4に示されたように、2005年～2014年までM&Aの件数と金額はともに上昇し続け、2010年の伸びが最も大きい。従来対外直接投資の審査基準は厳しく、審査手続きも煩雑であった。政府は投資を促進する方針で、2009年に商務部より対外直接投資の許認可権限を地方の出先機関に委譲すると公布した。

2013年12月に一部の投資は認可制度から、届け出制度と変わった。具体的には、国外投資のプロジェクトについて、中国側の投資が10億米ドル以下のプロジェクトは届け出管理とし、中小規模の投資にハードルを下げたこととなる。これは中小企業の対外直接投資を奨励する方策でもある。2014年にM&Aの金額は前年よりわずかに増えるのに対して、件数は165件も増えた。一案件につきM&Aの平均金額は2013年平均の6億ドルから2014年の3.6億ドルと下がった。つまり、2014年以中小規模の投資案件は増えていると考えられる。

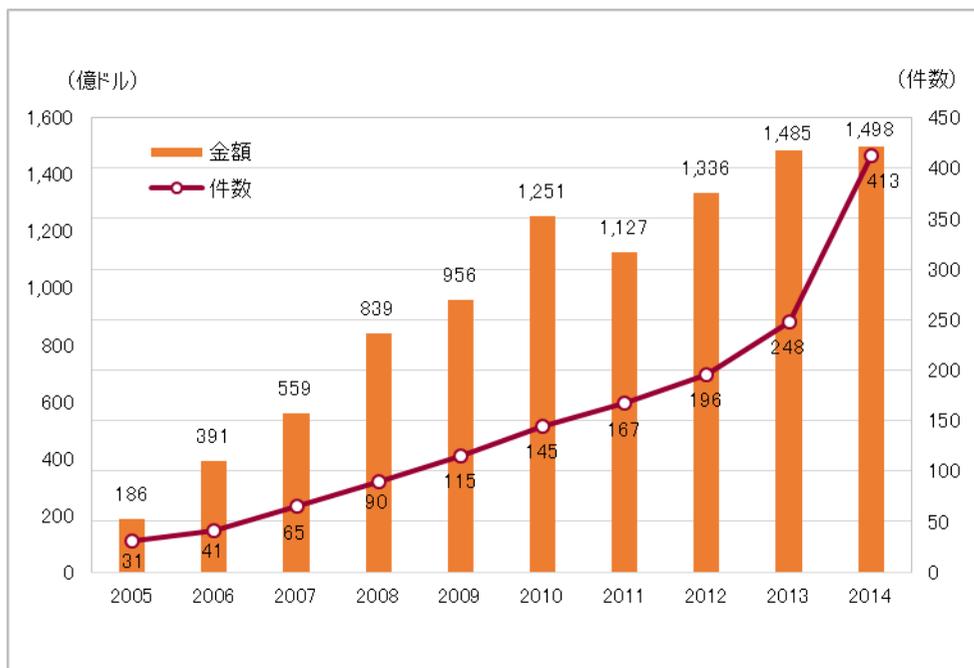
2014年産業別M&Aの案件数、金額と一案件の平均金額は表4に示す。図5産業別M&Aの分布図を見ると、鉱業・採掘業、電力・火力及び水供給業、製造業の金額は比較的大きい。前2者は石油、パイプライン、電力発電、水力発電所の建設などエネルギー関連投資で、1件当たりの金額ベースが447.8百万ドルと517.2百万ドルで高い。製造業は案件数が最も多く、一案件あたりの投資は71.1百万ドルとなる。製造業に対し、中小規模の連携や買収が増えていることが伺える。

表4. 2014年産業別M&Aの件数と金額

	件数	金額 (億ドル)	金額/件 (百万ドル)
鉱業・採掘業	40	179.1	447.8
製造業	167	118.8	71.1
電力・火力及び水供給業	18	93.1	517.2
通信技術及びそのサービス	36	35.7	99.2
農林水産業	43	35.6	82.8
リース・サービス業	58	25.3	43.6
金融業	10	20.8	208.0
交通運輸・倉庫業	16	17.7	110.6
卸売小売業	117	15.1	12.9
不動産業	16	8.6	53.8
ホテル・レストラン	12	8	66.7
科学・研究・技術	26	5.8	22.3
その他	36	5.4	15.0
合計	595	569	

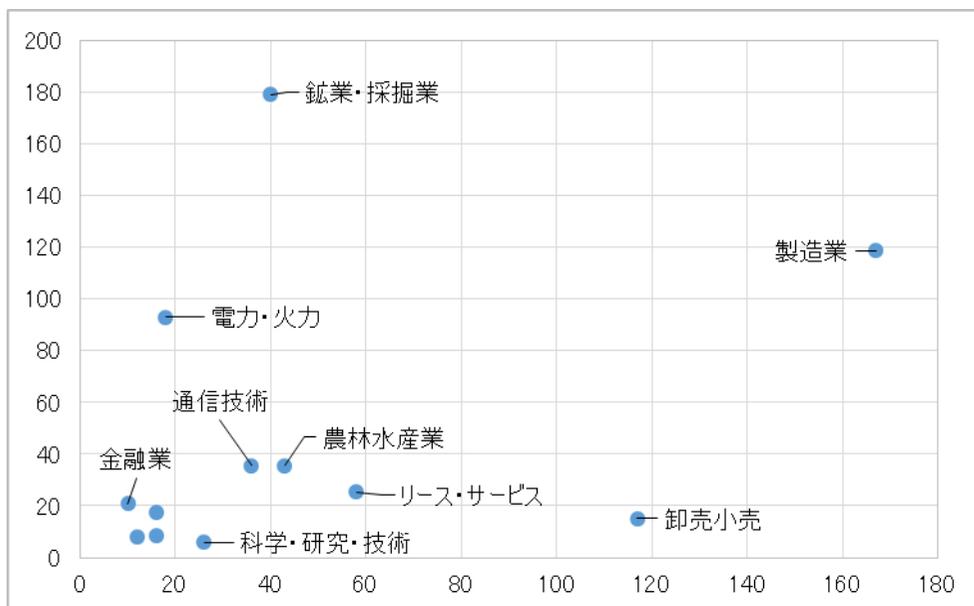
出所：中国企業グローバル報告(2015年)

図 4. M&A の件数と金額ベースの推移



出所: 中国企業グローバル報告(2015年)

図 5. 2014 年産業別 M&A 分布



出所: 中国企業グローバル報告(2015年)

その他に M&A の 1 件当たりの金額ベースの大きい産業は交通運輸、金融業である。近年海外ではオフィスビル、ホテル、レストラン、ショッピングセンターなどの買収案件は増えてきた。一案件当たりの金額は 53.8 と 66.7 百万ドルとなる。科学研究技術分野の買収案件は件数も金額ベースも小規模にとどまっている。

中国は近年 M&A の事例を見ると、先進国に対する買収が多くなってきている。しかも、買収は一部の技術とか、経営権とかではなく、丸ごと買収するケースは増えている。これは中国側潤沢な資金を持つという理由でなく、買収後製品開発、資金調達、業務運営及び顧客と長期的信頼関係の構築など海外での事業経営を担う人材がいないからである。

現在中国企業の M&A はハンズオフと呼ばれた方式で行われるケースが増えている。つまり、買収企業の名前、経営陣、従業員といった組織に踏み入れず、買収企業とは組織の独立性を保ちながら、資金面でのサポート、R&D センターを設置することによって技術獲得と人材の育成で互いに協力し合う関係構築に心をかける。中国企業はこのハンズオフ方式で買収企業の不安を払拭でき、買収の成約率を高くすることができた。また買収後事業展開もよりスムーズにできた。

民営自動車大手の浙江吉利は、2010 年米フォードの傘下にあったボルボ・カーの買収はその一例である。吉利は買収当時、スウェーデン工場、ベルギー工場に元の独立体制を維持し、両工場で生産された自動車はその他の市場向けで、中国工場で生産された自動車は中国市場向けとした。また両工場に R&D 拠点は残し、人材交流、研究開発に活用すると合意した。

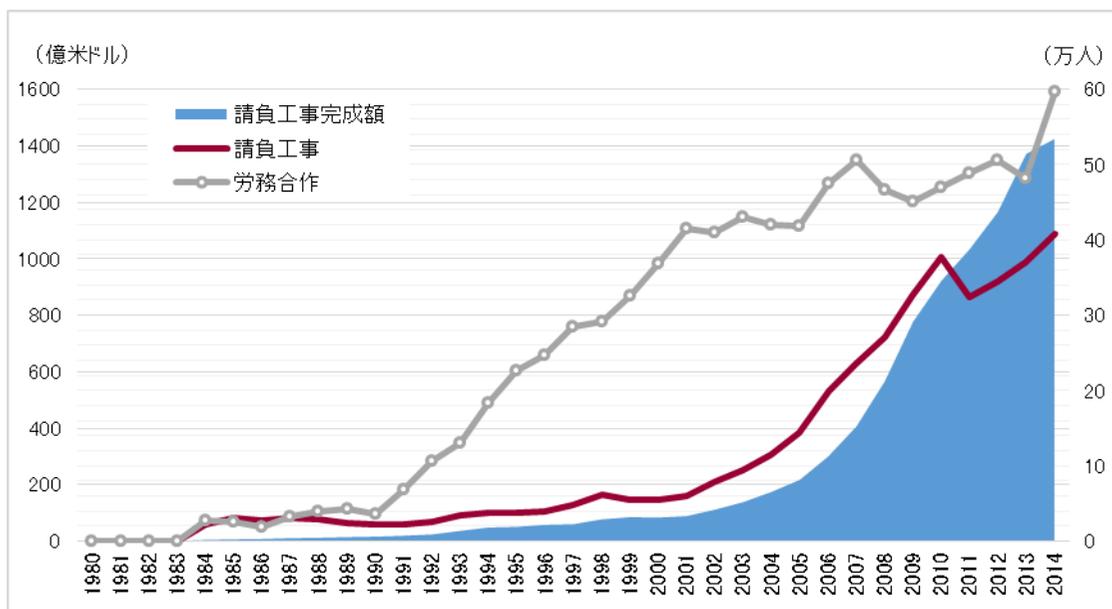
民営自動車ガラス製造大手、福耀ガラス工業グループは、2014 年にアメリカ GE のオハイオ工場を 6 億ドルで買収した。この買収案件で福耀はルーフウィンドウ分野、ウィンドウフレームなどドア部品分野にも事業を展開でき、世界一自動車ガラスの生産規模を手に入れた。2014 年、OEM 向け製品は売上高が 9.02 億元増え、輸出が 4.04 億元増えた。同業界世界トップの日系旭硝子、日本板硝子、英系の Pilington Glass、仏系の Saint-gobain 社とは競合仲間になる。

第 4 節 海外請負工事

「改革・開放」政策を実施してから、中国は「対外労務合作」と「対外経済合作」を行ってきた。「対外労務合作」は安価な労務を先進国に提供することで外貨を獲得する。「対外経済合作」は、中国政府はアフリカに無償援助、無利子借款、優遇借款を行う際、被援助国の工事を請け負うことである。

図 6 は海外請負工事金額ベースと年末労働者人数、労務合作の年末人数を面、直線、点つきの直線で示す。請負工事の金額ベースと労働者人数はほぼ同じ動きしており、2002 年から右肩上がりしてきた。中央政府は 2002 年「走出去」戦略を実施しはじめ、企業の海外投資に奨励策を行った。2006 年から請負工事の金額ベースの増加は加速した。中国は対外直接投資を行う際、特に請負工事、工場を作る際、自国から労働者を派遣することが多く、現地の雇用に寄与していないと指摘されている。労務合作に関しては、1990 年から 2008 年までほぼ同じ増加率で増え、2008 年以降は緩やかに上昇してきた。これは上述、投資先の国による現地雇用を増加する要請もあり、また中国国内労働力コストの上昇にも関わっている。

図 6. 海外請負工事完成額・年末人数と労務合作年末人数の推移



出所: 中国統計年鑑(2013年・2014年)

表 5 は 2013 年・2014 年海外請負工事の地域分布を示す。2014 年海外請負工事の完成額を見るとアジア（中東も含まれる）とアフリカはそれぞれ 45.5%、37.2%を占める。この両地域を合わせて全体の 8 割強を占める。中南米は 1 割弱で、ヨーロッパは 5%前後となっている。アフリカはエチオピア（12.9%）、アンゴラ（12.1%）、アルジェリア（12%）に集中している。これらの国は先進国企業の進出はほとんどなく、競争が少ないと言える。中国は請負工事の見返りに資源を受け取ることもあるから、アフリカへの進出は単に資源を目当てに過ぎないという指摘はあるが、実際、中国は 60 年代後半から、アフリカ諸国に対し、援助とインフラ整備を提供してきた。請負工事の中身はエネルギーや金属資源の探求・開発など資源関連、および鉄道・道路・港湾の建設などの運輸インフラ関連が多い。また最近、無線基地局など通信インフラの整備案件が目立っている。中国は、アフリカで請負工事を行う際、中国からの労働者を沢山派遣し、そして、工事の設計から、資材・機材調達、労働力まですべてが輸出する形になる。これに対し、アフリカ諸国は中国の支援（時には採算が取れないほど受注コストを低く抑える）に感謝するが、現地雇用と産業育成に寄与していないことに不満を零している。また、請負工事に伴う環境保全問題、施工品質問題、中国人労働者が現地法令無視などの問題が指摘される。

アジアの中では複数の国に比較的幅広く分散しているが、主にサウジアラビア（9.2%）、イラク（7.6%）、インドネシア（7.1%）、パキスタン 6.5%）で 3 割をしめる。ここでは、特に東南アジア地域におけるインフラ関連の請負工事を特筆したい。

表 5. 2013-2014 年請負工事の地域分布

	請負工事				労務合作	
	完成額(億米ドル)		年末人数(人)		年末人数(人)	
	2013 年	2014 年	2013 年	2014 年	2013 年	2014 年
合 計	1,371	1,424	370,144	408,851	482,611	596,881
アジア	47.0%	45.5%	45.0%	40.5%	82.1%	78.6%
アフリカ	34.9%	37.2%	45.5%	48.4%	9.5%	10.3%
ヨーロッパ	6.0%	5.0%	2.8%	3.4%	3.2%	3.4%
中南米	9.7%	9.3%	5.3%	6.5%	3.6%	5.9%
北米	0.9%	1.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%
オセアニア	1.5%	1.6%	1.1%	1.0%	1.1%	1.3%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%

出所: 中国国家统计局『中国統計年鑑』(2013 年・2014 年)

「中国対外直接投資統計公報 2014」によると、2013 年にアセアンへ直接投資額はシンガポール (147.5 億ドル)、インドネシア (46.6 億ドル)、ミャンマー (35.7 億ドル)、カンボジア (28.5 億ドル)、ラオス (27.7 億ドル)、タイ (24.7 億ドル) がある。

中国アジアでは道路、港湾、鉄道、ごみ処理場などインフラや不動産で大型投資を行っており、その内 BOT 方式で建設、運営、移転にかかわる。

中国は C&G 創冠 2012 年 7 月にバンコク都庁と BOT ごみ発電プロジェクトを始めた。

中国南方電網、中国電力国際 (China Power International)、はベトナム石炭・鉱物鉱業グループとの合弁事業、石炭火力発電所に 20 億ドルを投資。

中国電力投資集団 (CPI) はミャンマーでミッソン水力発電ダム建設 (2011 年 9 月に凍結)、天然ガス・石油パイプライン建設事業 (ラカイン州から雲南省昆明まで)、ザガイン地域レパダウン銅鉱山開発などがある。

中国対カンボジアの投資は西部沿岸部のコッコンのリゾート開発 (38.05 億ドル)、コマースセンター建設 (10.64 億ドル)、コッコンの水力発電 (5.4 億ドル)、プーサットの水力発電 (4.08 億ドル) など大型請負工事のほか、シアヌークビル、特別経済特区 (SEZ) 開発、カンボジア国会議事堂、メディアセンタービル、中国カンボジア友好橋、新プノンペン港の建設などがある。今後カンボジア最大の水力発電カムチャイダムの建設、プノンペンからベトナム国境を結ぶ鉄道建設、からシエムリアップを結ぶ高速道路建設などインフラ分野への投資が増える。

2015 年 12 月 8 日商務部の発表によると、2015 年 1 月～11 月まで「一帯一路」域対外請負工事は 60 か国にも及ぶ、新規契約 716.3 米億ドル、全体の 43.9% を占め、工事完成額は 573.3 米億ドルで、全体の 44.1% を占め、前年比 6.4% 増となる。

第5節 「集群出海」～海外進出の新たなモデル～

中国の対外直接投資は1990年代に石油、ガスといったエネルギー産業を中心とする。2000年以降、経済規模拡大によりエネルギーに対する需要はさらに大きくなり、また原料となる鉱産物への需要も増えた。エネルギー関連の投資主体は主に大型国有企業であり、また投資先は当然ながら、資源が豊富にあるアフリカ、中南米、中東など発展途上国、新興地域となり、もちろん資源大国である米国、カナダ、オーストラリアとなる。ところが、労働集約的中小企業は原材料、エネルギー価格の高騰、国内市場による内需不足、外資系企業の自由参入による競争激化のなか、国内に留まるだけでは中小企業は存続しつらくなる。だが、中小企業にとって海外進出するには、政府のサポートがある国有大型企業のほど容易ではない。

中国政府は2000年半ばに、アフリカに7か所、アジアに7か所、ロシアに3か所、メキシコ、ベネズエラで計19の特別経済特区を設けた。中小企業が進出しやすいように、金融面における支援策も付随した。このように民営企業も多い中小企業は経済特区を足掛かりとして、海外進出を果たした。中小企業の進出は労働集約的な製造業、卸売・小売業、リースとそのサービス業に集中して、大型企業とは補完関係にある。

近年中小企業の海外進出は新たな動きがある。いくつかの関連企業はグループを結成し、ともに海外進出するのである。それは中国で「集群出海」と表現している。最も典型的な例は、インド、ベトナム、インドネシア、パキスタン、バングラディッシュに進出し知名度を上げた中国蘇紡紡績機械連盟である。中国蘇紡紡績機械連盟は江蘇省紡績機械協会がリードして、無錫糸普藍紡績機械、常州市宏大電気、無錫新聯印染機械、博路威機械江蘇と江蘇省紡績工業グループ傘下にある輸出入会社を含めた5社によって結成された。当連盟は上述した国の紡績業界でビジネスの展開はより効率的に行っている。

このようなパターンは中小企業に限らず、投資規模の大きい鉱業にもみられる。中国五鉱グループは国新国際、中信金属と連携しピルの銅鉱業採掘最大のプロジェクトを獲得した。

今後、対外直接投資がさらに深化していく中で、「集群出海」は新たなモデルとなるであろう。

まとめ

「一帯一路」発展戦略の目的は、経済圏にある国々との経済的連携、協力のもとに、相手国とともに経済成長を実現することにある。中国企業の対外直接投資と海外請負工事の実績はこの戦略の実現度合いに反映される。本稿は近年直接投資の現状を産業別、地域別、主体別で考察し、中国企業のM&A、海外請負工事の現状をデータに基づき考察した。その結果、近年中国の海外直接投資の特徴を以下のようにまとめる。

1. 香港は中国の対外直接投資の中継地として重要な役割を果たしている。シンガポールは香港のほどではないが、中継地として働きをしている。
2. 中国企業のM&Aは従来エネルギー関連産業を中心とする構造から製造業、農林水産業、通信技術、交通運輸、金融、不動産分野に行われている。
3. 海外請負工事は主に中東を含むアジア、アフリカに集中しており、近年量的拡大とともに、技術・管理レベルの向上が見られる。
4. 近年民営企業は対外直接投資の主役にまで発展し、一部の民営企業は先端技術分野に突出しており、中国企業の国際競争力の向上に貢献している。
5. 「集群出海」は中小企業の海外進出に新たなモデルとなる。

「一帯一路」戦略は沿線への国々に対する直接投資、インフラ整備及び技術移転は相手国の経済発展に助けになることは確かであるが、この戦略に潜んでいる政治目的、自国経済利益のため不利益を転嫁することは一部の国に不信感を募らせる。そして「一帯一路」戦略にめぐって、中国は企業の競争力を高めるため、巨大企業の合併が続出した。それはあえて競争を制限することになり、同業種企業の成長を妨げることになるであろう。海外請負受注については、採算無視の安値受注競争は国内企業にさらなる苦境に追い込むこととなる。「一帯一路」戦略は多難な道のりが待っている。

【参考文献】

6. 木村 福成 著「グローバリゼーション下の発展途上国の開発戦略」高坂章・大野幸一編『新たな開発戦略を求めて』2002年, アジア経済研究所
7. 伊藤 元重 著「第7章 直接投資と企業のグローバル展開 II 直接投資の理論」『国際経済入門』日本経済新聞社
8. 日本貿易振興機構・海外調査部「2013年の中国企業の直接投資動向」2015年1月, 日本貿易振興機構
9. 岩崎 薫里 著,「拡大・深化する中国企業の海外展開」JRI レビュー2014年 Vol6, No16
10. 卢进勇 编著,『“走出去”战略与中国跨国公司崛起——迈向经济强国的必由之路』2012年, 首都经济贸易大学出版社
11. 中華人民共和国商務部・中華人民共和国国家統計局・国家外貨管理局 編,『2013年度中国对外直接投資統計公報』2014年9月,中国統計出版社
12. 中華人民共和国商務部・中華人民共和国国家統計局・国家外貨管理局 編,『2014年度中国对外直接投資統計公報』2015年9月,中国統計出版社
13. 上海市商務委員会 編,『上海企業对外合作年度發展報告(2015)』
14. 中華人民共和国商務部,『中国企业对外投资合作发展报告 2014』2015年,上海交通大学出版社
15. 王輝耀 主編『中国企業全球化報告(2015)』2015年11月, 社会科学文献出版社
16. 張鵬 主編「中国の对外直接投資活動拡大の背景と要因」『物流問題研究』
17. 顧露露&Robert Reed 主編「中国企業海外併購失敗?」「第五部分中国企業併購年度優秀論文」『中国企業併購年鑑』2012年, 北京交通大学中国企業兼併重組研究センター
18. 胡彦宇&吳之雄 主編「中国企業海外併購影響要素研究——基与新制度經濟学視点的經驗分析」「第五部分中国企業併購年度優秀論文」『中国企業併購年鑑』2012年, 北京交通大学中国企業兼併重組研究センター

【参考サイト】

19. 中華人民共和国商務部 HP
20. 中国国家統計局 HP
21. 江原規由「中国企業の对外進出におけるM&A事情」<http://www.iti.or.jp/>
22. みずほチャイナ マンスリー 2015年4月号
23. 各企業 HP

第7章 「新常态」における中国の戸籍制度改革

東京大学大学院法学政治学研究科
研究員 段 磊

中国では出身地によって戸籍の種類が異なっており、両者には大きな格差がある。都市戸籍の所有者は移動に制限がなく好きなのところに住むことができ、年金や医療などの社会保障サービスも充実している。これに対して、農村戸籍の所有者は、国から農地を配分されるが、移住や教育、年金などで実質的な制限を受けており、都市戸籍所有者と同じようなサービスを受けることができない。中国の都市化では、どのように農村と都市の二重構造を打破するかが、もっとも大きな課題である。中国では戸籍制度を基本として人の自由な移動に制限が存在するため、中国内外から改善を求める声が高まっている。しかし、これまでの長年に、農村と都市の二重構造、人の移動の制限の改革には大きな進展が見られなかった。

近年、中国経済は、労働力不足をきっかけに、過去30年余りの高度成長期とは異なる「新常态」に入っていると見られる。つまり、中国は、年平均成長率が10%を超えるような高度経済成長の時代を終え、中成長への転換期を迎えつつある。足元では7%台の成長を維持しているものの、今後順調に転換を遂げ、経済の安定的な発展を実現するための課題は多い。例えば、社会の安定を左右する所得格差問題への対応や、都市部における労働力需給の逼迫傾向への対応などである¹。これに対して、中国政府は、「新常态」という背景において、「安定成長の維持」、「構造調整」、「改革の推進」という三本の柱からなる経済政策（いわゆる「リコミクス」）を進めており、中でも「改革の推進」が最優先課題として位置付けられている²。例えば、習近平政権は、2013年11月に開催した中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議（三中全会）において、戸籍制度改革を加速させ、農村から都市への出稼ぎ労働者（以下「農民工」という）に対する社会保障や公共サービスの待遇改善を進めるとの方針を示した。その後、国務院は、「戸籍制度改革を更に推進することに関する意見」を公布し、2020年までに、安定した住居や仕事を前提に、居住地に基づく、都市と農村の別を一元化した戸籍制度の実現を目指す方針を打ち出した³。「新常态」における中国の戸籍制度改革は、どのように評価すべきか、またどのような課題が残されているか、本稿は、この2つの問題に焦点を当てて議論を展開していく。

¹ 三浦祐介「戸籍制度改革加速を迫られる中国：経済・社会の安定的発展の鍵を握る農民工の市民化」みずほインサイド・アジア 2014年4月8日1頁。

² 関志雄「中国経済の『新常态』」中国資本市場研究 2015年冬号1頁。

³ 三浦祐介「中国経済の行方を左右する戸籍制度改革：社会問題を誘発する制度の現状と改革の難点」みずほリサーチ 2014年3月号12頁。

第1節 中国の戸籍制度の由来及びその問題点

詳しい議論を展開する前に、まず、中国の戸籍制度の由来及びその問題点を明らかにする必要がある。本節は、この2点に絞って簡単な整理を行う。

1. 中国の戸籍制度の問題点の由来

中国の戸籍制度は、日本の戸籍制度と異なり、氏名や性別、出生地等の登録情報に加えて、農業戸籍（以下「農村戸籍」という）と非農業戸籍（以下「都市戸籍」という）という区別がある。このような(1)農村と都市の区別や(2)出生地の別といった戸籍上の登録内容が、ただの形式的な情報ではないという点も中国の戸籍制度の特徴で、国民の生活にかかわる様々な制度が、(1)農村と都市間または(2)地域間で分断されており、社会的な権利の格差が生じる。換言すれば、(1)都市住民よりも農民、(2)地元住民よりも非地元住民にとって不利な制度となっている⁴。このような戸籍制度は、中華人民共和国の誕生当初に存在していなかったが、その後、経済上や政治上などの原因で徐々に形成されたものである。

中国の1954年憲法90条2項は、国民の居住と移動の自由を認めていた。しかし、実際には都市への人口流入が抑制されていく過程で、移動の自由に対する制限が次第に強化されていくことになった。なぜ都市への人口流入が抑制されることが必要か、またなぜ移動の自由に対して制限を設けるかという点、これは、建国当初の社会主義計画経済を維持するために必要なものと考えられるからである。

第一次五カ年計画（1953年から1957年）の開始以来、1978年12月の中国共産党第十一期中央委員会第三回全体会議まで一貫して、国営の重工業部門が中国経済の中核に位置した⁵。しかし、重工業部門が立地するのは都市であるので、重工業化の進展は都市労働者の増加を招き、それに見合う食料の供給を要求することになった。これらの食料の供給地は、やはり広大な中国の農村地域にあった。1953年11月の『食料の計画買付けと計画供給の実行に関する命令』により、「統一買付・統一販売」制度が設けられた。この制度の下では、農民は食糧を私営商人に販売することが禁じられ、すべての余剰部分を国家の定めた低い買付価格により国家指定の商業部門に売り渡すことが強要され、その食料は都市住民に低価格で統一的に販売された。こうして都市・農村の二元的役割分担が進む中、都市工業化の進展により都市において雇用機会が増加する一方、「統一買付・統一販売」制度の実施により農村においては食料危機や農村から都市への大規模な人口流入が発生した⁶。これにより都市では、流入人口による職業・食料・生活用品・住居の不足と国家の都市に対する負担が

⁴ 三浦祐介「戸籍制度改革加速を迫られる中国：経済・社会の安定的発展の鍵を握る農民工の市民化」みずほインサイド・アジア 2014年4月8日2頁。

⁵ 西村幸次郎編『現代中国法講義（第3版）』（法律文化社・2008年）178頁；山北英仁『涉外不動産登記の法律と実務 相続・売買・準拠法に関する実例解説』（日本加除出版・2014年）251頁。

⁶ 都市人口は1953年の7800万人台から1959年の1億2300万人台へと4500万人も増加した。西村幸次郎編『現代中国法講義（第3版）』（法律文化社・2008年）179頁。

過重になる一方、農村では労働力の流出により農業生産が打撃を受けるようになった。そこで、政府は、1953年から1958年にかけて、人口管理の法的システムを整えるために戸籍管理制度の整備・確立をはかる方針に進んだ。

最終的には、1958年1月8日、統一的な戸籍管理法規である『戸口登記管理条例』が公布されることに至った。現役軍人を除くすべての中国公民がその適用範囲とされる。登記事務は各級公安機関の管轄である。公民は、常住地において常住人口として登記しなければならないが、一人の公民は1か所においてのみ常住人口として登記することができる⁷。また、同条例では、農村から都市への人口流動の増加という社会状況をふまえ、人の移動を制限・管理する必要性から、戸口の移転を伴う移動とりわけ農村から都市への移動に対し厳しい制限となっている。具体的には、公民が農村から都市へ移転する際に、都市労働部門の採用証明書、学校の入学証明書あるいは都市戸口登記機関の転入許可証明書の取得を義務付けることなどである⁸。このような移動の制限は、都市と農村を区分する問題であったので、戸籍は都市戸籍と農村戸籍の2つに分類されて管理されることになった⁹。

2. 中国の戸籍制度改革の問題点

現在、戸籍により分断されてきた主な制度としては、1) 公共サービス、2) 年金制度、3) 土地制度といった3点が挙げられる。

まず、これまで多くの都市（特に北京、上海などの大都市）が、他の都市や農村から来た住民に対しては、暫住証と呼ばれる証明書を発行し、管理してきた。しかし、この暫住証を有していても、現地戸籍を持つ地元住民と同等の公共サービスを受けられるわけではなく、戸籍上の地域によって分断されている。例えば、教育については、子供を戸籍所在地と異なる地域で公立学校に通わせる場合には、地元で学校に通わせる場合には必要のない高い手数料を求められることが多いとされている。このため、農民工は、子供を、①地元の農村に置いたまま出稼ぎに出る、②余分な手数料を払って都市部の公立学校に通わせる、③質が劣るものの授業料が安価な都市部の民営学校に通わせる、のいずれかの選択を迫られることになる¹⁰。また、各都市における低中所得者向けの公共住宅（「保障性住宅」、「公租房」などの種類に分けられる）は、地元住民のみが購入可または入居申請可とされていることが多いため、(1) 農村と都市間または(2) 地域間で住居面の格差が存在している。

次に、中国現行の年金制度は、①都市職工基本養老保険と②都市・農村住民基本養老保険との2種類がある。①は都市部の企業従業員や自営業者が加入するものである。多くの農民工は、私営企業や自営業などのセクターで非正規労働者として働いているため、個人加入のニーズが高いと思われるが、戸籍の違いにより加入が妨げられている。このほか、地域間、

⁷ 西村幸次郎編『現代中国法講義（第3版）』（法律文化社・2008年）180-181頁。

⁸ 西村幸次郎編『現代中国法講義（第3版）』（法律文化社・2008年）183頁。

⁹ 小口彦太・田中信行著『現代中国法（第2版）』（成文堂・2012年）424頁。

¹⁰ 三浦祐介「戸籍制度改革加速を迫られる中国：経済・社会の安定的発展の鍵を握る農民工の市民化」みずほインサイド・アジア 2014年4月8日 2-3頁。

制度間での基礎年金の持ち運びに難があり、地域間での移動が激しい農民工にとって加入のメリットが少ないという問題もある。こうした事情から、農民工の①への加入率は相対的に低くなっている¹¹。その結果、農民工は主として②に加入している状態にあるとみられる。ただし、②の年間平均受給額は859人民元（2012年時点）で、①の年間平均受給額（2万899人民元）のわずか24分の1にすぎない。

第三に、農民にとって、農地は生活の糧を得るための農業労働に必要不可欠な資源であるとともに、年金制度がまだ不十分な中で老後の社会保障という性格も強く帯びている。しかし、農地（の請負経営権）は、その売買やリースに際して用途が農業に限られるほか、一般には抵当に入れることが認められていない。これに対して、都市部の土地（の使用権）は、このような制限が存在しなく、売買やリースが認められ、抵当入れも可能である。また、都市開発用地に対する需要が高まるなか、農地の権利に関する登記や保護が不十分なために、地方政府によって収用されるリスクにも晒されている。これに加えて、農村から都市に移住して戸籍も移す場合には、農地の請負経営権を農村の集団経済組織等に返還しなければならないとの規定もある¹²。

以上のとおり、農民、特に都市で働く農民工は、教育から住居や年金、土地まで、生涯にわたり生活に関わりの深い制度について、格差に直面している。これは、農民工の生活行動に影響を及ぼすとともに、目下の中国経済の構造転換や社会の安定維持等の妨げにもなっている。

第2節 「新常态」と戸籍制度との関係

1. 「新常态」とは何か

「新常态（ニューノーマル）」という言葉は、習近平は2014年5月に河南省を視察する際に初めて提出されたものである。すなわち、「中国の発展は依然重要な戦略的チャンスの時期にあり、我々は自信を強化し、目下の中国経済発展の段階的特徴から出発して新常态に適応し、戦略上の平常心を保ち続けなければならない」。この新常态の内容について、さらに具体的に説明されたのは、同年11月のAPEC商工サミットでの演説の、「新常态は中国のさらなる発展のチャンスをもたらすものなのだ」という発言である。新常态の6つの特徴としては、①高速成長から中高速成長への転換（速度）、②経済構造の不断のレベルアップ（構造）、③経済発展の牽引力を投資駆動からイノベーション駆動へ転換（牽引力）、④中国経済の新常态の出現（経済）、⑤中国政治の新常态の出現（政治）、及び⑥中国社会建設の新常态の出現（社会）が挙げられる。

¹¹ 例えば、2014年末時点で、6ヵ月未満の都市滞在者を含めた2億7,395万人の農民工のうち、実に83.3%が年金に未加入のままである。

¹² 三浦祐介「戸籍制度改革加速を迫られる中国：経済・社会の安定的発展の鍵を握る農民工の市民化」みずほインサイド・アジア2014年4月8日3-4頁。

また、12月9-11日に開催された中央経済工作会議では、中国の経済発展がこれまでの高度成長から安定成長への移行、規模やスピード重視の粗放型から質や効率重視の集約型への転換、量的拡大から質的向上への構造調整、伝統的な成長エンジンから新たな成長エンジンへの切り替えなど、「新常态」に入りつつあることを明らかにしたほか、経済発展の「新常态」について、以下の9つの特徴を初めて示した¹³。

表 1. 「新常态」における中国経済の特徴及びその方向性

分野	これまでの特徴	今後の方向性
①消費	模倣型、ブーム便乗型	個性追求型、品質安全重視、消費の多様化
②投資	30年超の大規模な開発・建設	伝統的分野は飽和状態にある一方、インフラの相互接続、新技術・新製品などへの投資機会は増加
③輸出	輸出が成長の牽引役	海外需要の低迷、コスト競争力も低下。新たな比較優位性を掘り起こし、輸出の促進が必要
④生産	かつては供給不足が主たる問題	伝統的な製造業は供給過剰。産業高度化、集約化、生産の小型化・スマート化・専門化が必要
⑤生産要素	労働コストの低さ	高齢化、農村余剰労働力の減少で、イノベーションによる成長が必要
⑥市場競争	数量・価格競争が中心	質・差別化を中心にした競争。ルール化された市場の確立
⑦環境資源	環境の許容能力が限界かそれに近い状態	グリーン・低炭素の循環型発展モデルを推進
⑧経済リスク	経済原則に伴い、各種リスクが顕在化	短期的・長期的な方策を両にらみした措置やケースバイケースのリスク対応体制とメカニズムを構築
⑨マクロ経済政策	全面的な刺激策の効果が低下	生産能力過剰問題の解消、市場メカニズム発揮による新産業の発展促進が必要

出所：新華社のプレスリリースにより作成

さらに、2015年3月の全国人民代表大会において、李克強首相は、政府活動報告で、中国の経済成長率目標を7%前後に引き下げ、「中国の経済状況が新常态に入った」と位置付けた。

2. 新常态と戸籍制度改革との関係

中国は、改革開放以後、収入の機会を求めて都市へ出稼ぎした農民工が安価な労働力として活躍したことで、高度経済成長を実現した。しかし、「新常态」に突入した中国経済は、既に輸出を原動力とした高度成長期から安定成長期へ移行したと考えられる。特に、輸出を支えてきた安価な労働力が減少し、労働集約型の産業は立ち行かなくなっている。このため、今後の中国経済は消費を中心とする内需が牽引役となることが期待されている。こう

¹³ 中川徹「2015年の中国経済の注目ポイント：経済の『新常态』に適応」CLAIR メールマガジン 2015年5月配信2頁。

した背景において、今後の消費の主角と考えられるのが改革開放政策の恩恵を十分に享受してこなかった約 8.8 億人の農民であろう。しかし、農民工については、都市住民に比べて収入水準が低いし、地元農村に残した家族のための仕送りがあることなどから、収入に占める消費支出額の割合も低い傾向がある。加えて、戸籍制度によって定住が妨げられることで、農民工が消費を抑え気味にし続けられれば、発展メカニズムの転換も鈍化するおそれがある。したがって、「新常态」における中国の戸籍制度改革は、農民の消費や移住などのニーズ拡大を受けて、(1) 農村から都市への移住を通じて、第 2 次、第 3 次産業への就労を促し、所得の底上げを図るとともに、(2) 農業の規模拡大などを通じて、農村経済を活性化させ、(3) 所得格差の是正を通じて、社会の安定を維持しようとしている。

今まで中国の戸籍制度改革が進まない原因は何かについては、多くの議論がなされてきた。例えば、①現行の戸籍制度は農村と都市を効果的に管理し、社会の安定を確保する基礎であるという固定観念、②農民工に都市住民と同じ権益を与えると、都市住民から地方政府におよぶ広範な既得権益が浸食されるという懸念などである。特に、農民工に都市戸籍を与えることは、その社会保障、福利厚生の水準を都市戸籍者と同等にすることを意味し、地方政府にとって財政負担が拡大することには間違いない¹⁴。そのため、農民工は、大都市に定住しようとしても、大量の人口流入に対して消極的な都市側が移住制限を設けているため、容易には定住できない。多くの農民は、農民工として地元の農村と出稼ぎ先の都市を行き来する流動的な生活を送っている。このように都市定住のハードルが高いために、農業から工業やサービス業への労働力の移転が十分に進まず、都市部で労働力需給の逼迫度が増していると考えられている。また、定住が難しいことによりスキル向上が妨げられている可能性もある。よって、現行の戸籍制度は、労働力の量と質の両面に悪影響を及ぼしており、産業構造の転換を遅らせる遠因になっている¹⁵。

なお、現在、中国の都市化率（都市人口比率）は 54%に達しているが、これは 6 ヶ月以上の常住人口で計算したものであり、都市戸籍保有者の割合は 38%にすぎない。この差が農民工であると考えられる。ここ数年、農民工の増勢は鈍化し、2014 年は前年比 1.3%増、2015 年 1 月－6 月は前年同期比 0.1%増にとどまった。農民工全体に占める 40 歳以上の割合は 2008 年の 30%から 2014 年には 43.5%に高まり、今後、農村に戻ることを選択する農民工が大きく増える可能性がある。こうした動きは都市化の進展に悪影響を与え、都市化率の低下につながる可能性がある¹⁶。したがって、農民工が真の住民として、都市に定住・就職・起業できるようにし、医療、子供の教育や社会保障などの公共サービスを平等に受けられるようにする必要がある。これは、今回の戸籍制度改革のもう 1 つの原因となる。

¹⁴ 金森俊樹「中国経済の真相&深層を探る【第 4 回】中国経済「新常态」への移行：進展しない農民工の戸籍改革」幻冬舎・連載 2015 年 9 月 20 日 (<http://gentosha-go.com/articles/-/603>)。

¹⁵ 三浦祐介「戸籍制度改革加速を迫られる中国：経済・社会の安定的発展の鍵を握る農民工の市民化」みずほインサイド・アジア 2014 年 4 月 8 日 5-6 頁。

¹⁶ 齋藤尚登「戸籍制度改革で成長率が 1~2%上昇？」DIR 今月の視点 2015 年 10 月 27 日 (https://www.dir.co.jp/research/report/overseas/china/20151027_010262.html)。

第3節 「新常态」における中国の戸籍制度改革の内容

2014年7月31日に、国務院は、「戸籍制度改革を更に推進することに関する意見」を公布し、全国で実施される方針が打ち出された。つまり、2020年までに、都市・農村統一の戸籍制度を構築し、安定した住居や仕事があることを前提に、戸籍上の登録地を出身地ではなく居住地に変えるという方針である。これは、1978年の改革開放から36年を経て、都市と農村の二元化戸籍制度を撤廃して居住証制度を確立することを意味する。

具体的な取り組みについては、(1) 都市・農村別の戸籍の統一、(2) 暫住証から居住証への切り替えの継続、(3) 都市の規模に応じる戸籍申請条件の緩和といった3点の措置が採られている。これは、従来の戸籍制度改革の歩みは一部地域での関連制度の限定的な統一にとどまっていたことに鑑み、「農業移転人口（農民工）の市民化」をキーワードとして制度改革を加速させるためである。以下では、それぞれについて詳細な検討を加える。

1. 都市・農村別の戸籍の統一

2015年7月時点で、少なくとも20の省市区が、都市と農村の区別を廃止し、各自の行政区域内で住民戸籍と呼ばれる統一戸籍を設けている。四川省成都市や重慶市がその代表例である。これらの都市では、年金や公共サービスなどの戸籍に付帯する制度についても、従来の都市戸籍と農村戸籍の別にかかわらず享受できるようになるなど実質的な統合が目指されている。ただし、名目上の統一にとどまっている地方も少なくないようである。また、都市住民としての権利を享受できるようになるかわりに、農地請負経営権など農民特有の権利が剥奪されるかどうかなどについて、具体的な方針は都市によってやや異なる。

2. 暫住証から居住証への切り替えの継続

2015年9月時点で、31省市区のうち24の省市区が、暫住証から居住証への切り替えを行っている。すなわち、暫住証と異なり、現地の公共サービスを受けられる居住証を与え、戸籍の違いによる公共サービスの差別解消を図る取り組みである。ただし、居住証には有効期限が設けられており、現段階において完全な受け入れとはいえない。例えば、広東省の深セン市は、2008年から、安定した職業と固定した住所を有する非地元住民に居住証を発行し、深セン住民に認定する制度を開始した。居住証の取得者は、いっきに都市戸籍の保有者と同等の社会保障や公共サービス等を得られるわけではない。しかし、居住証を有する非地元住民の子供は都市戸籍の子供と同等に義務教育を受けることができる。また、居住証取得後10年が経過すれば、地元住民と同等の社会保障や公共サービス等を受けることができるとされている¹⁷。

¹⁷ 鎌田文彦「中国における戸籍制度改革の動向：農民労働者の待遇改善に向けて」『レファレンス』平成22年3月号64頁。

3. 都市の規模に応じる戸籍申請条件の緩和

さらに進んだ取り組みとして挙げられるのが、一部の都市におけるポイント制による地元戸籍の付与である。つまり、就業、住所、納税、社会保障制度への加入状況や学歴などの条件をポイント化した上で、基準を満たした非地元住民に地元戸籍を付与するというものである。これは、無期限でその都市の住民として受け入れることになるため、完全な戸籍の開放につながり得る取り組みであるが、都市の人口規模が多くなればなるほど、厳しい条件が付けられたり、年間の定員が設けられていたり、そのハードルは高い¹⁸。具体的には、上記の「戸籍制度改革を更に推進することに関する意見」は、小都市、中都市、大都市及び特大都市という4つの規模に分けて、それぞれの戸籍申請条件に関する方針を定めた。

(1) 小都市への移住を全面的に開放すること

小都市と鎮または人口20万人規模の都市をいう。そこへの移住は、基本的に移住者数の制限を設けず、秩序立てて開放するとされる。具体的には、都市部で合法的に就業し、合法的住所（賃貸を含む）を有し、国家が規定する社会保障制度に一定期間参加した実績がある場合に、本人及び配偶者、子女、父母は小都市の常住戸籍を申請できる。

(2) 中都市への移住を条件付きで開放すること

中都市とは50～100万人規模の都市をいう。そこへの移住は、合理的な条件を定めて開放するとされる。具体的には、一定期間、都市部で合法的に就業し、合法的住所（賃貸も含む）に居住し、国家が規定する社会保障制度に一定期間参加した実績がある場合、本人および配偶者、子女、父母は常住戸籍を申請することができる。

(3) 大都市への移住を適度に抑制すること

大都市とは100～500万人規模の都市をいう。そのうち人口が100～300万人規模の都市については、合法的就業をして一定年数が経過し、合法的で安定した住所（賃貸を含む）を持ち、社会保障制度への加入も一定年数が経たことが戸籍申請条件とされる。また、300～500万人規模の都市については、そこへの人口流入を適度に抑制する方針が示される。具体的には、合法的就業の範囲と期間、合法的で安定した住所（賃貸を含む）など、諸条件を厳しく規定する。

(4) 大都市への移住を厳格にコントロールすること

特大都市とは、500万人以上の規模の都市をいう。特大都市については、その人口規模を厳格にコントロールする方針が示される。具体的には、現行の戸籍制度を改正する上で、総合的な受入れ能力や社会的需要に基づき、合法的で安定した就業、合法的な住所（賃貸を含む）、社会保障制度の参加年限、居住年限などの実績を基に、総量規制を実施する。これは、人口流入の圧力の高い大都市と特大都市が、交通渋滞や都市環境の悪化などのいわゆる「都市病」に悩んでいるからである。特に、北京や上海に代表される超大都市では、大気汚染や交通機関の麻痺状態など、いっきに新たに人口を受け入れる余地がなく、こうした規模別の制限措置はやむを得ないものとみられる。

¹⁸ 三浦祐介「戸籍制度改革加速を迫られる中国：経済・社会の安定的発展の鍵を握る農民工の市民化」みずほインサイド・アジア 2014年4月8日7頁。

4. 戸籍制度改革に伴う年金や公共サービス等の改革

国務院の「意見」は、戸籍制度改革に伴う年金や公共サービス等の関連制度の改革の方針も示されている。年金制度については、制度間・地域間の格差解消に向けた取り組みが、改革のリストに挙げられている。この方針に則り、2014年2月に都市部非就業者向けの年金と農民向けの年金が合併されたほか、合併後の都市・農村住民基本養老保険と、都市職工基本養老保険との接続に関する規定が公布され、個人勘定に積み立てた分に限っては、原則として全額持ち運ぶことができようになるなど、漸進的ながらも具体的な政策として実現されつつある。また、公共サービスについては、中央政府から地方政府への財政移転等を通じた都市・農村間での格差解消や、居住証への切り替えを通じた農民工への公共サービスの提供拡充が挙げられている¹⁹。さらに、四川省成都市は、全国に先駆けて、「新型農村保険」、「城鎮住民基本医療保険」及び「市所属大学の学生基本医療保険」という従来の3つの保険の統一化をはかり、2009年1月より都市・農村住民が一体化した医療保険制度を導入した。

第4節 残された課題

中国の戸籍制度は、他の国と同様、人口の現状と動態の把握、公民の身分証明等ガバナンスの必要に応じて設けられた制度であった。しかし、建国後の特殊な国情のもとで、そこにいろいろな機能が付加されて現行制度が形成された。当初は、都市人口の爆発的増加の抑制など社会安定のための一定の役割を果たしたとはいえ、現在に至っては、計画経済時代の遺産として、中国社会に多大の負の影響をもたらす制度と化している。中国の今後のさらなる発展ためには、その桎梏となっている戸籍制度の何らかの形での改革が避けておれない道であることは、これまで見てきたように、中国政府もはっきりと認識しており、戸籍制度改革の方向性を提起している。中央政府たる国務院は、大枠の方針を定めた上で、具体的な施策は各地方の取り組みにゆだね、全国の経験の蓄積をはかり、漸進的に制度改革を進めようとしている²⁰。

今回の戸籍制度改革では、大都市の肥大化による諸問題の深刻化を防ぎながら、「人の都市化」を秩序立てて進めていく方針が示された。2020年までに中小都市と人口500万人以下の大都市を中心とした都市化を推進する方針とみられる。農民などが都市戸籍を取得できれば、これまで受けられなかった社会保障や子供の公立学校への就学などの公共サービスを受けられるようになる。しかし、前述したとおり、農民などが都市戸籍を得るためには、対象都市の人口規模が大きくなるほど、そのハードルは高くなる。これは、受け入れ都市の公共サービス提供能力に限界があるためである。特に、中規模以上の都市戸籍を得るための条件の1つとして、一定年数以上、社会保障制度に参加していることが盛り込まれているが、

¹⁹ 三浦祐介「戸籍制度改革加速を迫られる中国：経済・社会の安定的発展の鍵を握る農民工の市民化」みずほインサイド・アジア 2014年4月8日7-8頁。

²⁰ 鎌田文彦「中国における戸籍制度改革の動向：農民労働者の待遇改善に向けて」『レファレンス』平成22年3月号65頁。

現段階では農民工の加入率は低い²¹。したがって、今すぐ中規模以上の都市戸籍を取得できる対象者はかなり限られており、都市部への人口移動は徐々に進展することになる。

また、国務院の上記「意見」は、中小都市の戸籍区別を廃止する一方、大都市については人口管理の観点から、引き続き都市戸籍取得に「合理的な」条件を課すことを求めており、事実上、農民工の多い大都市での戸籍問題は棚上げの状況である。例えば、上記 20 の省区でも、戸籍区別廃止はうたっているが、それが農民工の福利厚生改善にどうつながるのかという最も肝心な点は明らかでないところが大半である。大量の農民工が流入している大都市については、居住証発行に厳しい条件が要求されているようである。さらに、農民工に都市戸籍を付与した場合に、農民が本来有している、農地に対する土地経営権、住宅使用権、集体収益分配権の「3 権」をどうするのかという根本的な問題の検討は棚上げのままである。つまり、戸籍制度及びそれに伴う社会保障制度の改革については、前述のとおりであるが、土地制度や財政制度については、全国レベルでの改革実施には至っていない。

今後を展望すると、戸籍制度は、これまでの約 50 年間、多岐にわたり中国社会のあり方を規定してきた制度だけに、その改革の難度は高いものとなる。具体的には、他の取り組みと歩調を合わせて進める必要があるほか、利害調整の難しさや財政負担の増加等が難点となりそうで、注目が集まっている。

【参考文献】

(和文)

西村幸次郎編『現代中国法講義（第 3 版）』法律文化社、2008 年

小口彦太・田中信行著『現代中国法（第 2 版）』成文堂、2012 年

鎌田文彦「中国における戸籍制度改革の動向：農民労働者の待遇改善に向けて」『レファレンス』平成 22 年 3 月号

張英莉「新中国の戸籍管理制度：戸籍管理制度の成立過程（上）」『埼玉学園大学紀要』経営学部 篇第 4 号

関志雄「中国経済の『新常态』」『中国資本市場研究』2015 年冬号

(中国語)

李揚＝超曉晶「“新常态”经济发展的逻辑与前景」『經濟研究』2015 年 5 月号

何玉長＝史玉「论新常态经济下的收入分配制度改革」『深セン大学学報（人文社会科学版）』2015 年 5 月号

胡燕「制度环境视角下户籍制度改革的行政法治逻辑解析：兼论国内几种不同的户籍制度改革模式」『四川師範大学学報（社会科学版）』2012 年 3 月号

²¹ 例えば、2013 年時点の農民工の年金加入率は 15.7%と低く、その他の社会保険への加入率も総じて低水準にとどまっている。黒岩達也「中国の戸籍制度改革とその経済効果」信金中央金庫地域・中小企業研究所ニュース&トピックス 2014 年 9 月 5 日 3 頁。

第8章 『新常态』下における中国の対内・対外発展戦略の行方 ～「一帯一路」構想における「供給側改革」と「国際産能合作」の意義～

国際貿易投資研究所
研究主幹 江原 規由

はじめに

中国商務部によると、2015年中国の対外直接投資（非金融類、以下、FDI）によると、前年比14.7%増の1180.2億ドルで初めて1000億ドルの大台を超えた。中国の対外投資額は13年連続で前年を上回った（年平均33.6%増）。また、第12次5ヵ年計画期（2011年-2015年）のFDIは第11次（2006年-2010年）の2.3倍と、ここ数年、中国のFDIが急速に拡大したことが分かる。

同発表では、「一帯一路」関係49カ国に対するFDI状況を、特別扱いで発表としている点が注目される。それによると、同49カ国に対する中国のFDIは前年同期比18.2%増の148.2億ドルであった。「一帯一路」へのFDIは、伸び率で全体（12.6%）と全体のそれを上回った。今後も急速に拡大すると予想されている。

「新常态」（主に、中国の経済成長がこれまでの高速成長から中高速成長へと移行しつつある経済状況を指す）下で、中国のFDIは、今後の中国経済の牽引役として、すでに主要な役割を演じつつあるといえる。中国のFDIは、2014年に3年連続で世界3位となり、さらに、初めて対内と対外FDIが拮抗した。2020年までに中国が世界最大の投資国になるとの報告¹もある。今や、中国のFDIの行方は世界経済の「新潮流」を形成しつつあるといえる。

とりわけ、60余カ国・地区が関係している「一帯一路」は、中国企業の海外展開の拠点として、中国のFDIの行方に大きく関わってくるのが確実な状況にある。「一帯一路」戦略は世界経済の「新常态」でもある。

第1節 「新常态」は、「走出去」のキーワード

「新常态」は、通常、以下の「4つの転換」と「一つの軽減」を指すとされる。

- ① 経済成長率の転換（高速成長から中高速成長<7%前後>へ）
- ② 経済発展パターンの転換（量的・速度重視から質的・効率優先の発展へ）
- ③ 経済構造の転換（サービス産業の発展、消費拡大、所得格差の縮小など）
- ④ 成長の原動力を創新（イノベーション）主導へと転換（ハイテク産業の育成・発展など）
- ⑤ 成長リスク（過剰生産能力、地方債務の拡大、不動産バブルなど）の軽減

手短かにいえば、目下、中国経済はイノベーションを成長の原動力として、中高速成長を維持し、経済構造を改善しようとしているといえる。

¹ ドイツのメルカトル中国研究センターと米国の研究機関ロジウム・グループが共同で発表。同報告書では、「2020年までに、中国は世界最大の投資国になり、中国の世界にある海外資産は現在の水準の3倍に増加する見込みだ。中国は今や重要なグローバル投資国であり、今後10年で世界における対外直接投資の伸びの最も重要な駆動要因になることが予想される」としている（人民網 2015年6月28日）。

ただ、上記4転換を「新常态」の特徴としつつも、広義的には、中国経済・社会に現れた最近の際立った変化のことも「新常态」として説明されるのが一般的である。この点、本年度中国研究会の主研究テーマである「都市化」と「走出去」（中国企業の開会進出）のうち、「都市化」については、都市化率の向上、戸籍制度改革などが、また、「走出去」では、中国が資本の純輸出国（対外投資が対内投資を上回ること）になったことなどが「新常态」ということになる。「都市化」と「走出去」の双方に関連する「新常态」をあげれば、中国不動産の海外展開、そして、「一带一路」構想が指摘される。この点については、詳しく後述する。

第2節 中国経済社会の変遷と新常态

まず、「新常态」に入った中国の歩みを振り返ってみたい。表1は、1949年の建国以来の中国の変遷をまとめたものである。「新常态」の最大の特徴は、高速成長（2桁に近い成長率）から中高速成長（7%前後の成長率）への転換にある。今後の中国経済社会における変化、すなわち、「新常态」はこの表の「2010年／2013年～」の欄に記述されている分野において、その多くが発生するものと考えられる。

表1. 建国以来の中国経済社会の変遷

項目/時代区分	1949年～	1978年～	2010／2013年～
時代の求是	政治重視	経済優先(改革開放) 高速成長／量的拡大	民生向上 中高速成長(新常态)／質的向上
時代の主役	共産党	企業	人民
時代の求心力	権力	カネ	文化／インターネットなど
発展の舞台	農村／国内	沿海→内陸/国内外	都市化／地域化(FTA／一带一路)
発展の分野	第一次産業/農業	第二次産業/工業	第三次産業／金融・情報サービス
発展の目的	温飽(衣・食)	先富・温飽/小康(衣食住)	共同富裕(衣・食・住・行・用・楽)
発展の成果	人民公社	世界の工場・市場	世界の市場／対外展開拠点(国際化)
社会の関心	平等	格差・腐敗・環境	社会保障(教育・医療・年金など)
対外関係	露／途上国	日本→世界	米国→全方位伙伴关系
日中関係	国交(1972年)	熱烈歓迎／冷静実務／政冷経熱／戦略互惠関係→?	

筆者作成

表1は、「都市化」、「地域化」、「国際化」の行方が、今後の中国経済社会を見る視点となることを示している。「走出去」は3者に共通しているが、その背景には、2013年9月と10月に、中国によって提唱された「一带一路」構想が色濃く反映されている。

第3節 都市化と走出去

目下、中国政府が積極推進している「都市化」は、表1の民生の向上に最も関連している。また、人の生活の基本単位である衣、食、住についていえば、住環境の整備に関わってくる。2015年の中国の都市化率（全人口に対する都市居住者の比率）は54.8%（2014年末時点）であるが、2020年までには、これが約60%になると予測されている²。このことは、さらに多くの農村人口が都市に流入することを意味する。

「都市化」には、住居建設に加え、インフラ整備（交通、公共設備など）が不可欠なことから、膨大な投資需要が出てくる。関連企業は、膨大な需要が見込まれること、中央政府、地方政府（投資の主体でもある）が積極推進していることなどから、これまで、不動産、インフラ関連投資を拡大してきている。

ところが、「新常态」の到来である。成長率が下がれば、こうした需要にも影響が出るのは避けられない。実際、全国津々浦々で鬼城（ゴーストタウン）が出現するなど、住宅の過剰生産が問題となっている。売れないものをつくっているのではなく、つくっても売れない状況が出現したのである。結局、需要の読み違えたということである。

その結果、不動産業界、インフラ建設関連業界、さらに、地方政府や金融機関に至るまで、巨大・巨額な過剰在庫、過剰生産能力、債務を抱えている状況にある。

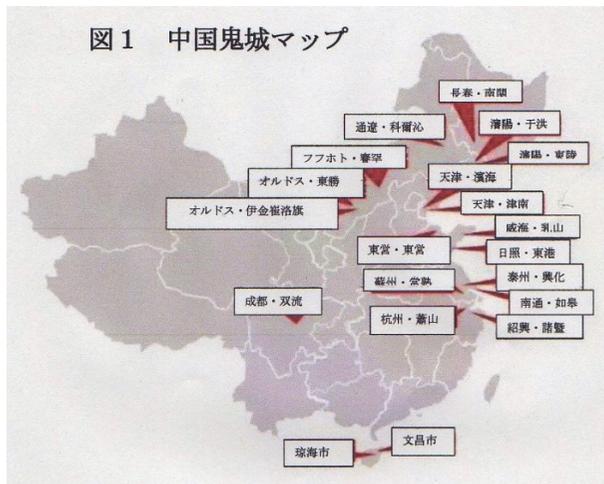
ここ数年、不動産業界やインフラ関連業界の「走出去」が目立っている背景に、こうした国内事情があることは否定できないであろう。

2015年に海外展開した中国不動産業界の動向

○2015年上半期、中国の海外商業不動産への投資額が前年同期比46%増の66億ドルと急増、アジア資本の海外投資全体の三分の一を超えた。米国とオーストラリアの商業不動産への投資が増加傾向にあり、対米投資総額は36.8億ドルで、2014年の年間総額（19.6億ドル）からほぼ倍増。オーストラリアへの投資総額（16.4億ドル）は2014年の年間総額を上回った（人民網2015年9月8日）。

○中国建築工程総公司（世界最大級の建築不動産グループ）がコリンズ社（米国企業）とタイアップして、ハドソン公園プロジェクト（高級住宅建設）に投資（総投資額2.6億ドル、213室〈賃貸〉、160駐車場など）、2017年末完成予定。

² 国家新型都市計画（2014-2020）による。なお、都市戸籍を有する人を対象にした都市化率（全人口の都市戸籍を有する人の比率）は、35.9%（2014年末時点）。



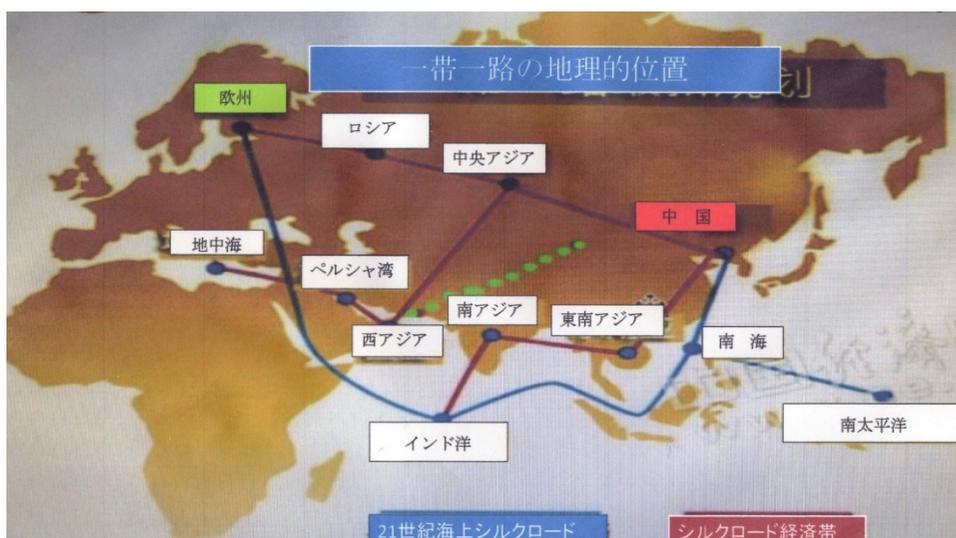
出所：無界（2016年1月9日）より筆者加工

最近では、中国の首脳（習近平国家主席、李克強國務院総理など）がことあるごとに、「国際産能合作」（後述）や「供給側改革」（後述）の必要性を執拗に力説するが、その背景には、不動産業界やインフラ建設業界に限らず、「新常态」下で外需の発掘、すなわち、「走出去」に頼らなければならない業界が少なくないとの現実がある。こうした外需発掘の期待の星となっているのが「一带一路」構想である。

表 2. 「一带一路」構想

提唱：習近平国家主席が 2013 年 9 月（カザフスタン）と 10 月（インドネシア）に提唱
 主旨：沿線国・地区のインフラ整備をテコにウインウインの『運命共同体』を構築
 範囲：アジア太平洋地域、ユーラシア、欧州、アフリカの一部含む60余カ国・地区
 一帯：陸のシルクロード、一路：21世紀海上シルクロード
 経済規模（2013年）：GDP：約21兆ドル（世界全体の29%）、人口：44億人（同63%）
 中国との貿易総額(2014年、以下同じ)：1.12兆ドル（中国の貿易総額の約26%）
 中国からの直接投資額：125億ドル（中国の対外直接投資の10%強）
 中国の対外工事請負営業額：643億ドル（同営業額の45%強）
 「一带一路」戦略を提唱した中国側の事情：人民元の国際化、外貨準備の有効活用、国内過剰設備の軽減など
 その他：改革開放の対外発展版、雁行型経済発展の継続版、新型大国関係構築への布石
 欧州への隘路なき通商交易路の確保（欧州との経済交流時間の縮小）など

一带一路の地理的位置



出所：中国経済網（2015年4月24日）から筆者加工

第4節 一帯一路と走出去

筆者は、「一帯一路」構想を改革開放の『海外展開版』と見ている。改革開放政策の白眉は、積極的な外資導入にあったといえる。それによって、中国は外貨を稼ぎ、経済の近代化を図り、世界第二位の経済規模を有する経済大国の座を勝ち取ったといえる。外資導入の拠点として、沿海地区に、まず、「経済特区」や「経済技術開発区」を設置し、その後、全国津々浦々に、各種各様の外資導入の拠点を設置してきている。

目下中国は、その経験を「一帯一路」で生かしつつある。中国は、「一帯一路」沿線国・地区で、現地政府などと協力して境外経済合作区（海外経済協力区、以後、『合作区』と略す）の建設を提唱し、かつ、すでに実践しているところもある。この『合作区』は、主に外資導入の拠点とされており、その点で、中国が改革開放で設置した「経済特区」や「経済技術開発区」に準じているといえる。

『合作区』の呼称は様々であるが、要は、中国政府（企業）が現地政府（企業）と協力して設置した、或いは、設置する海外経済特区と位置付けられよう。中国はこれを世界 50 カ国 118 カ所に設置しており、そのうち、23 カ国 77 カ所が「一帯一路」関係国・地区に設置済と発表している。さらに、そのうちの 42 カ所が『一路』、つまり、海のシルクロード上に、残り 35 カ所が『一帯』、すなわち、陸のシルクロード上に設置されているとしている。

例えば、カンボジアに設置されている西港経済特区（シハヌーク経済特区）を例にとると、建設主体は中国江蘇省の紅豆集団を含め、中国とカンボジアの 6 企業となっている。中国企業を中心に外資企業 79 社が入居済みで、アパレル、家電製品、金属機械などが生産されている。今後、就業者は 8 万人から 10 万人に達すると見込まれている。

シハヌーク経済特区の建設主体である紅豆集団は、中国を代表する世界的なアパレルメーカーであり、そのほか、自動車タイヤ、不動産、製薬などを扱っている。同集団のような国際化を加速化しつつある企業集団や企業、また、市場競争力が落ちてきている労働集約関連企業などにとって、『合作区』への進出はメリットがあり、今後、加速することが予想される。

『合作区』の特徴としては、加工製造型、資源利用型、農業加工型、物流型などがあり、設置される場所の強みを生かしているとのことである。中国は、すでに、こうした『合作区』の設置に 100 億ドルを投資しており、同入居済中国企业は 2790 社（投資規模：120 余億ドル）と発表している。

また、中国 - ベラルーシ工業園区（敷地面積は 91.5km²）では、中国側が 68%、ベラルーシ側が 32%を出資した合弁企業が設立されている。中国側の建設主体は、機械設備製造・研究、建設請負いなどを扱う中国機械工業集団（中央直轄大型国有企業）。

中国 - ベラルーシ工業園区の特徴

○中国発の欧州行き鉄道運輸網（渝新欧<重慶-新疆-デュイスブルク>、漢新欧<鄭州-新疆-ハンブルグ>、蓉欧快鉄<成都-ポーランドのウッチ>等）のほとんどがベラルーシを経由するため、同工業園区は「一帯一路」の重要な要衝と位置付けられている。

○中国一施、華為、中興、中聯重科、成都新竹など中国を代表する企業の招商事務所が入居済のほか、ベラルーシ企業を含め 21 企業が入居意向書に署名している。

さらに、ベラルーシ産業界との連携に適した機械製造、電子情報、バイオ医薬、精密化工、新材料、物流倉庫などが入居を予定している。

○同工業園区開園後には、200 社を超えるハイテク企業の入園、10 万人以上の就業を確保する予定。

ベラルーシはユーラシア経済連合の一員で、かつ、EU への重要な通商要路であるという地の利のほか、同園区企業のロシア、カザフスタン、アルメニアなどへの取引には免税措置を講ずる予定にある。さらに、将来的にはリトアニアの KLAIPEDA 港から欧州への取引にも免税措置を講じるとしている。

現在、先進国の再工業化、中国の人件費の向上などで、対中投資にはかつての勢いがなくなってきた。こうした新潮流の中で、中国経済を牽引する力として期待されているのが、中国企業の海外投資、すなわち、「走出去」である。中国経済の牽引役が外資導入から「走出去」へと 180 度転換しつつあるといっても過言ではない。そうした「走出去」の重要な受け皿の一つとして、「一帯一路」の『合作区』が機能し始めているということである。

第 5 節 過剰生産能力の存在とゾンビ企業の出現

「一帯一路」構想は、関係各国・地区におけるインフラ整備を目指しているが、そのことと「走出去」の関連についてはどうであろうか。目下、中国は国内に過剰生産能力を抱えている。その多くが、装備製造業(Equipment manufacturing industry)で、特に、インフラ関連製造業に少なくない。

装備製造業：機械工業（航空、航天、船舶、兵器製造業）および電子工業の投資類製品、通用・専用設備製造業、航空航天設備製造業、鉄路運輸設備製造業、交通機材・その他交通運輸設備製造業、電子機械・器材製造業、通信設備コンピュータ・その他電子設備製造業、機器・メーター及び文化事務用品製造業など。

中国—欧州間を走る鉄道



出所：界面新聞(2015年9月9日)

新常态下で、倒産状態でも倒産させられない僵尸企業の処置が大きな問題になっている³。僵尸企業とは、ゾンビ企業と訳されることが多いが、操業停止・半操業停止状態にありながら、政府の補助や銀行からの繋ぎ融資で辛くも生き延びている企業のことを指す。鉄鋼、自動車、セメント、電解アルミ、船舶、石炭、不動産等装備製造業に多く存在するとされる⁴。

中国経済の30年余年来の高速発展は投資の拡大に大きく依存してきた。その主たる対象業界は、インフラ関連、不動産、そして、製造業で、それらが投資全体に占める比率は、それぞれ、20-30%、25%前後、30%以上との見方⁵がある。

中国国内には、高速経済成長を支えてきた産業、企業の中に、過剰在庫や過剰生産能力を抱えているところが少なくないことを、ゾンビ企業の存在は能弁に語っているといえる。

こうした成長リスクの軽減には、本稿冒頭の「新常态」のところに記されているとおり、経済発展パターンの転換、経済構造の転換、イノベーション主導による経済成長への転換などの大胆な改革が求められている。「供給側改革」は、目下、その主要中の主要改革といえる。

第6節 供給側改革は現代中国の産業革命

「供給側改革」とは、一言でいえば、ゾンビ企業を整理し、時代遅れの生産能力を淘汰し、新たな発展方向を見極めて、新たな経済成長ポイントを創出することとされている。GDPを構成する投資、消費、輸出からみた経済成長は“需要側”に、これに対し、“供給側”とは、生産要素の供給および有効利用に焦点が当てられる。

中国は、長年来、投資（及び輸出）主導の経済運営で高速成長を遂げてきたといえる。最近の「新常态」下では、需給バランスの不均衡が生じつつあり、総需要の拡大に偏った経済運営では中高速成長も難しくなるとの判断から、成長における“供給側”が強調されるようになった。“需給側”の拡大に力点が置かれた成長は、即効性のある金融、財政措置が講じられるが、“供給側”の改革の場合は、構造改革など奏功するまでに長期間かかる。目下、中国がかつてない積極さで実施している国有企業改革も、「供給側改革」の部類に入るといえる。

供給側改革の主要内容

- ・ 生産要素（労働力、資金、土地、資源等）の効率投入および拡大。
- ・ 技術進歩、人的資源の向上、知識向上。
- ・ 起業促進、ベンチャービジネス、イノベーション型園區・科学研究院・政府の育成。
- ・ 減免税、権限事情、行政介入の軽減などを通じて各主体の積極性と創造性を発揮。
- ・ 時代遅れの産業を淘汰し、市場競争のある新産業と新製品を育成。

³ 倒産は最終手段とし、吸収合併などで従業員の生活保証を優先させる方針。地雷撤去のように細心の注意を払って処理すると報じる中国紙が少なくない（人民日報 2006年1月4日など）。

⁴ 2015年1月-10月に大中鉄鋼企業101社のうち45社が赤字経営であった（経済参考報 2015年12月17日）。

⁵ 劉世錦（元国務院発展研究センター副主任、経済参考報 2016年1月14日）

大胆いえば、「供給側改革」は、中国が「産業革命」ともいえる時代に入ったことを象徴しているといえる。

成長リスクの軽減、そして、持続的中高速経済成長を確保するには、「供給側改革」など大胆な構造改革が不可欠であることはいうまでもない。同時に、「外需」の発掘・開発も急務である。この点、特に、装備製造業の「走出去」にますます大きな期待がかかっている。今や、中国は世界第 3 位の対外投資国となっているなど、グローバルな対外投資を展開している。この点、インフラ整備を軸とする「一带一路」構想が軌道に乗れば、中国の装備製造業の出番が増えるなど、「外需」の発掘・開発につながる。

このため、中国は新たな発想に基づく対外展開を提唱しつつある。すなわち、「国際産能合作」である。その意義についても、中国首脳が国内外での首脳会議や海外訪問、海外要人の訪中時などあらゆる機会をとらえて力説している。例えば、

2015 年 6 月李克強総理訪欧時中欧交渉フォーラムの挨拶

“2014 年、中欧両地の毎日の貿易量は 17 億ドルを超えており、通年では 6000 億ドルを超える。中欧は世界の 2 大重要経済体として、共に手を携えて「国際産能合作」を推進する必要がある。(ユニケル EU 委員長のほうに体を向けて) 中国が欧州投資計画に参画すると
の姿勢には大きなものがある。皆さん準備はよろしいか”

(中国政府網 2015 年 8 月 12 日)

第 7 節 「走出去」のバージョンアップとしての国際産能合作

“よく、「製品輸出」から「資本輸出」へバージョンアップしなければならないというが、その間に非常に重要なポイントがあることを忘れてはならない。すなわち、「産業輸出」である。これも、正に発展途上国が飛躍するための道筋である”。“改革開放当初、多くの国が大量の生産ラインを我が国の沿海部に移し、「メイドインチャイナ」を世界に発信してきた。今や、中国も「産業輸出」の時代を迎えている”

これは、李克強総理が重要会議などで「国際産能合作」の核心部分にふれた発言を整理したものである⁶。筆者は、「国際産能合作」とは、「走出去」のバージョンアップとみる。李克強総理の言葉を借りると、かつて、外資企業が大量に中国に進出したように、今日、中国企業が海外に出ていく時を迎えたということになる。「走出去」はすでに国家戦略として積極推進してきているが、さらにこの威勢に弾みをつけようというのが、李克強総理が「産業輸出」として「国際産能合作」ということになる。その特徴を一言でいえば、インフラ整備を主とする「装備製造業」の海外進出を指すということが出来る。そのために、中国は、

⁶ 中国政府網 2015 年 8 月 12 日など

国有企業改革を含め、「供給側改革」を大胆に実施している。「国際産能合作」と「供給側改革」は、「走出去」のバージョンアップにとって、重要なペアである。

「国際産能合作」の『合作』には、協力、連携という意味があるが、「国際産能合作」には、中国企業（政府）と先進国企業（政府）が第3国投資（装備製造業が重点）で投資協力関係を構築することを指すケースも少なくない。例えば、中国企業がフランス企業と連携して英国で原子力発電所（Hinkley Point C）を共同建設するプロジェクトなどがある。

また、2015年11月に開催された日中韓首脳会談で、李克強総理が「国際産能合作」を日韓両国に提案（下記）している。

“日中韓3カ国のそれぞれの比較優位性を十分発揮し、国際産能合作を展開する必要があるのではないか。中国は工業体系を完備したい。フルセットの装備製造業があり、施工建設能力に秀でており、価格競争力もある。これが日韓両国の先進技術と連携すれば、周辺国家の発展にも通じる。三国の国際産能合作の重点は、インフラ建設、建設機械、建材、電力などの分野を重点に国際産能合作を日中韓三か国で展開したいと考える”

中国首脳は、今や、世界津々浦々で機会を捉えて、中国との「国際産能合作」の推進を提起しており、「国際産能合作」は、「走出去」の目玉商品となっているといえる。

「国際産能合作」の重点業界は鉄鋼、非鉄金属、建材、鉄道、電力、化工（化学工業）、軽紡（light and textile industry）、自動車、通信、工事機械、宇宙航天、船舶・海洋工事の12業界で、具体的には、高速鉄道、原子力発電、電力網・設備など国際競争力のある業種が中心である。国有企業の得意とする分野・事業が少ない。

「国際産能合作」に関心を示しているのは、アジア・アフリカ（カザフスタン、インド、インドネシア、エチオピアなど）、ラテンアメリカ（ブラジル、コロンビア、ペルー、チリなど）、欧州（フランス、ベルギーなど）の15か国とされる⁷。例えば、カザフスタンを例にとると、中国との「国際産能合作」を第一期と第2期に分けて実施する予定にある。事業規模は、それぞれ、25プロジェクト（230億ドル）、第2期が42プロジェクト（300億ドル）とされる。

「供給側改革」、「国際産能合作」、そして、「一带一路」構想の三位一体で、今、中国の新たな対外発展戦略が始動しようとしている。

⁷ 国家発展改革委員会と外交部が実施した調査で、60余カ国が国際産能合作に関心を示し協力の意向にあることが判明したとされる（中国投資 2015年10月号など）

表 3. 国際産能合作の一例(2015 年上半期)

2015 年 6 月	欧 州	李克強総理欧州訪問時:700 億ドル 70 余項目の合作協議および契約に署名	仏:50 項目 500 億ドル、ベルギー:200 億ドル 協力協議開始
2015 年 5 月	中 南 米	李克強総理中南米訪問時: ①産能合作“33”モデルを提起、②300 億ドルの中国-中南米産能合作基金の成立を提起、③南米 4 か国と産業能力および投資協力了解備忘録及び 70 余項目協力文書に署名	協力案件に署名 ブラジル(35 項目)、コロンビア(12 項目)、ペルー(10 項目) チリ:中南米初の RQFII 限度国家に認定(500 億元)
2015 年 5 月	口 シ ア	習近平国家主席ロシア訪問時: 産業能力および投資協力了解備忘録に署名	インフラ、装備製造、建材、鉱業、石化、自動車、農業分野への投資・産能合作を推進
2015 年 3 月	ア ジ ア	カザフスタン大統領訪中時:李克強総理と、中-カ産能投資協力備忘録に調印	有色金属、平板ガラス、成油、水力発電、自動車等 33 文件(236 億ドル)の産能協力
		インドネシア大統領訪中時:両国はインフラ & 産能協力を推進することで一致	・中国とネシア企業による鉄道、道路、港湾、飛行場などのインフラ整備、及び電力、光ファイバー、鉄鋼、有色金属、造船、建材等での交流および協力 ・中国-ネシアインフラ・産能合作了解備忘録およびジャカルタ-バンドン高速鉄道協力備忘録に署名
2014 年 以来	ア ジ ア ・ ア フ リ カ	カザフスタン、インドネシア、エチオピアでの産能合作が最も早く進んでいる	

出所:財新週刊(2015 年 07 月 20 日)などから、筆者作成

まとめ

今後の中国の「走出去」の主役は「装備製造業」になるのではないかと。李克強総理の言葉にあるとおり、中国は産業輸出の時代を迎えたわけである。グリーンフィールド投資、M&A などによる中国企業の海外展開もさることながら、先進国企業(中国に進出している外資企業を含む)との連携、中国装備製造業の構造改革などを通じ、インフラ投資を中心とする新たなスタイルでの「走出去」を展開しつつあるといえる。その拠点が「一帯一路」である。

「一帯一路」戦略の推進で世界経済はどう変わるのか。中国企業を中心とする「一帯一路」への「走出去」の行方に大きく関わっているのではないかと。

[禁無断転載]

『新常態』下における中国の対内・対外発展戦略の行方
～一帯一路、都市化との関連を中心に～
平成 27 年度（一財）貿易・産業協力振興財団 助成事業
発行日 平成 28 年 2 月

編集発行 一般財団法人国際貿易投資研究所（ITI）
〒104-0045 東京都中央区築地 1 丁目 4 番 5 号 第 37 興和ビル 3 階
TEL : (03) 5148-2601 FAX : (03) 5148-2677

Home Page : <http://www.iti.or.jp>

